



つくば市障害者プラン

令和3年(2021年)3月

第3次つくば市障害者計画

〔対象期間〕 令和3年度(2021年度)から
令和8年度(2026年度)まで

第6期つくば市障害福祉計画

〔対象期間〕 令和3年度(2021年度)から
令和5年度(2023年度)まで

第2期つくば市障害児福祉計画

〔対象期間〕 令和3年度(2021年度)から
令和5年度(2023年度)まで

はじめに

つくば市では、「つくば市障害者計画」「つくば市障害福祉計画」に基づき、市政運営方針のひとつである「誰もが自分らしく生きるまち」を軸にして、障害があっても自分らしく学び、生活できる環境づくりの実現を目指し、必要なサービスの提供や利用支援等を行いながら、障害福祉を推進する施策を実施してまいりました。



本計画では、「誰一人取り残さない」というSDGsの包摂性の精神、普遍的価値としての人権の尊重、平等などの考えを取り入れ、「つくば市障害者計画」において基本理念としてあげる「障害の有無にかかわらず、安心して自立した生活を送ることができる共生社会」を目指し、住み慣れた地域で本人の意思に基づいて安心した生活が続けられるよう、引き続き関係機関と協力しながら、ライフステージに沿った切れ目のない支援を提供する体制の構築など、個々の状態に対応したきめ細やかなサービスの提供を行っていきます。

本計画の策定に当たり、長期間に渡り御協力いただきました、つくば市障害者計画策定懇話会の委員の皆様をはじめ、アンケートやヒアリング調査、パブリックコメント等により貴重な御意見、御提案をいただきましたの方々、市民の皆様に心より感謝申し上げます。

令和3年（2021年）3月

つくば市長 五十嵐立青

目次

総論	1
第1章 計画の策定にあたって	2
第1節 計画策定の背景と趣旨	2
第2節 計画の位置付け	3
第3節 計画の期間	3
第4節 計画の対象者	4
第5節 計画の策定体制	4
第6節 計画の基本理念	5
第7節 計画の推進	6
第2章 障害者をめぐる状況	7
第1節 つくば市の状況	7
第2節 障害者数等の推移	8
第3節 障害のある児童・生徒の状況	12
第4節 特別支援学校卒業生の進路状況	15
第5節 障害者（児）施設の状況	19
第6節 障害者福祉に関するアンケート結果の概要	20
第7節 ヒアリング結果の概要	40
各論1 第3次つくば市障害者計画	43
第1章 計画の基本的な考え方	44
第1節 基本目標	44
第2節 計画の体系	46
第2章 施策の展開	47
第1節 共生のまちづくりの推進	47
第2節 生活環境の整備推進	50
第3節 安全・安心な暮らしの確保	53
第4節 権利擁護の充実	55
第5節 地域生活の充実	57
第6節 保健・医療体制の充実	63
第7節 教育・療育の充実	66
第8節 就労に向けた支援	70
第9節 文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動の充実	71
各論2 第6期つくば市障害福祉計画 第2期つくば市障害児福祉計画	73
第1章 計画の基本的な考え方	74
第1節 基本的な考え方	74

第2節 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービス.....	74
第2章 福祉サービスの見込み量.....	75
第1節 自立支援給付.....	75
第2節 障害児への福祉サービス.....	95
第3節 地域生活支援事業.....	101
第3章 令和5年度(2023年度)における目標値.....	119
第1節 前期計画の評価.....	119
第2節 令和5年度(2023年度)における計画値の設定.....	122
つくば市成年後見制度 利用促進基本計画.....	126
第1節 成年後見制度利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標等.....	127
(1) つくば市成年後見制度利用促進基本計画の位置付け.....	127
(2) 基本的な考え方.....	127
(3) 今後の施策の目標等.....	127
第2節 成年後見制度の利用の促進に向けた施策.....	129
(1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり.....	129
(2) 関係団体の役割.....	134
第3節 成年後見制度利用促進基本計画の評価指標.....	135
資料編.....	137
1 計画策定の経過.....	138
2 つくば市障害者計画策定懇談会設置要綱.....	139
3 つくば市障害者計画策定懇談会委員名簿.....	140

総論

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景と趣旨

つくば市は、「全ての国民が障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会を実現する」とする障害者基本法に基づき、平成12年度から、障害者の権利擁護や社会参加、保健・医療や生活環境、市民の意識啓発など、障害者施策の枠組みを総合的に進める『つくば市障害者計画』を、平成18年度から、生活や就労、居住などの支援を目的とする障害福祉サービスや地域生活支援事業の提供体制の整備とサービスの見込み量等を設定する『つくば市障害福祉計画』を策定し、障害者施策に取り組んできました。

平成22年度に策定した『第2次つくば市障害者計画(平成22年度～31年度)』では、障害者福祉の向上と地域のノーマライゼーションの実現を図るため、「完全参加と平等」を基本理念とし、障害者施策の総合的かつ計画的な推進に努めてきました。

平成30年度に策定した障害者、障害児を対象とした『つくば市障害福祉計画(第5期)・つくば市障害児福祉計画(第1期)』では、自己決定の尊重と意思決定の支援、一元的な障害福祉サービスの実施、地域生活への移行や継続支援、地域共生社会の実現に向けた取組、障害児の健やかな育成のための発達支援を基本的な考え方とし、具体的な取組を推進してきました。

このたび、各計画の最終年度にあたり、つくば市に暮らす全ての人が障害の有無にかかわらず、安心して自立した生活を送ることができる共生社会の実現をさらに進めるため、『つくば市障害者計画』、『つくば市障害福祉計画・障害児福祉計画』を、時間軸を揃えて『つくば市障害者プラン』として一体的に策定することとしました。

第2節 計画の位置付け

本計画の根拠法令と計画の内容は、以下に示すとおりです。

計画名	根拠法令	計画の内容
第3次つくば市障害者計画	障害者基本法 第11条第3項	今後の障害者施策の基本方針を定めるとともに、市民や関係機関・企業・団体などの活動の指針を示す計画
第6期 つくば市障害福祉計画	障害者総合支援法 第88条第1項	各年度における障害福祉サービス・相談支援等の必要な見込み量を盛り込んだ実施計画
第2期 つくば市障害児福祉計画	児童福祉法 第33条の20	各年度における、障害児を対象とした通所支援や相談支援等の必要な見込み量を盛り込んだ実施計画

第3節 計画の期間

本計画を構成する「第3次つくば市障害者計画」は令和3年度(2021年度)から令和8年度(2026年度)までの6年間で計画期間とします。また、3か年を1期として策定が義務づけられている「市町村障害福祉計画」及び「市町村障害児福祉計画」にあたる「第6期つくば市障害福祉計画」及び「第2期つくば市障害児福祉計画」については、令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)までの3年間で計画期間とします。



第4節 計画の対象者

共生社会づくりを推進する本計画では、全ての市民が計画の対象者です。

「障害者」は、障害者基本法第2条で以下のとおり定義されていますが、具体的な事業の対象となる障害者の範囲は、個別の法令等の規定により、それぞれ限定されます。

障害者基本法

第2条

(定義)

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

第5節 計画の策定体制

障害者総合支援法第88条第8項は、「市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする」と規定し、また同条第9項は、「協議会を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない」と規定しています。

これらの規定に従い、本計画策定にあたっては、以下の懇談会での内容の審議、協議会からの意見聴取、アンケート調査及びパブリックコメント等を実施し、障害者やその家族、関係団体等のご意見を的確に計画に反映させることに努めました。

■ つくば市障害者計画策定懇談会

障害者計画の策定及びその推進を図ること等を目的に、地域住民、保健、医療又は福祉の関係者及び学識経験者により構成された会議体です。

■ つくば市自立支援協議会

行政、障害当事者、保健・医療関係者、企業・就労支援関係者、民生委員等の地域の関係者等が集まり、地域の課題の共有とサービス基盤の整備を進める役割の協議体です。

■ 障害福祉に関するアンケート調査・障害者関係団体へのヒアリング調査

障害者の生活や障害福祉サービス等に関するご意見等を伺うための調査です。

■ 計画素案に対するパブリックコメント

計画案を市のホームページ等で一定期間公開し、計画及び計画に盛り込まれる施策について、市民からの意見を広く募集し、計画への反映を図るための手続きです。

第6節 計画の基本理念

つくば市では、令和元年度(2019年度)末に策定した「つくば市未来構想・第2期つくば市戦略プラン」において、4つの「目指すまちの姿」と17の「2030年の未来像」を掲げました。

- I 魅力をみんなで創るまち
- II 誰もが自分らしく生きるまち
- III 未来をつくる人が育つまち
- IV 市民のために科学技術をいかすまち

「2030年の未来像」の中には、市民の生活や福祉に関する未来像として次の内容が示されています。

- 地域が支え合う医療、介護、福祉の実現(Ⅱ-1)
- 生涯いきいきと暮らせる人生100年時代の実現(Ⅱ-2)
- こどもも親も楽しく育つ環境の充実(Ⅲ-1)
- 多様性をいかした誰もが活躍できる社会の実現(Ⅲ-3)

これらの未来像を踏まえ、本計画では、障害のある人・ない人、全ての市民が安心して生涯をいきいきと暮らすことができる社会をめざし、基本理念を以下のとおり定めます。

基本理念

障害の有無にかかわらず、
安心して自立した生活を送ることができる
共生社会

第7節 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画では、市民、行政、障害者関係団体、障害福祉関係事業者、企業などが当事者となり、地域社会を舞台としてその推進にあたります。

2 進捗状況の管理と評価

本計画は、障害者の生活に必要な障害福祉サービス等の提供の確保に向けて推進されるものであり、関係者が目標等を共有し、その達成に向けて連携するとともに、進捗の状況を確認しながら、必要な改善や工夫を積み重ね、着実に取組を進めていくことが重要です。

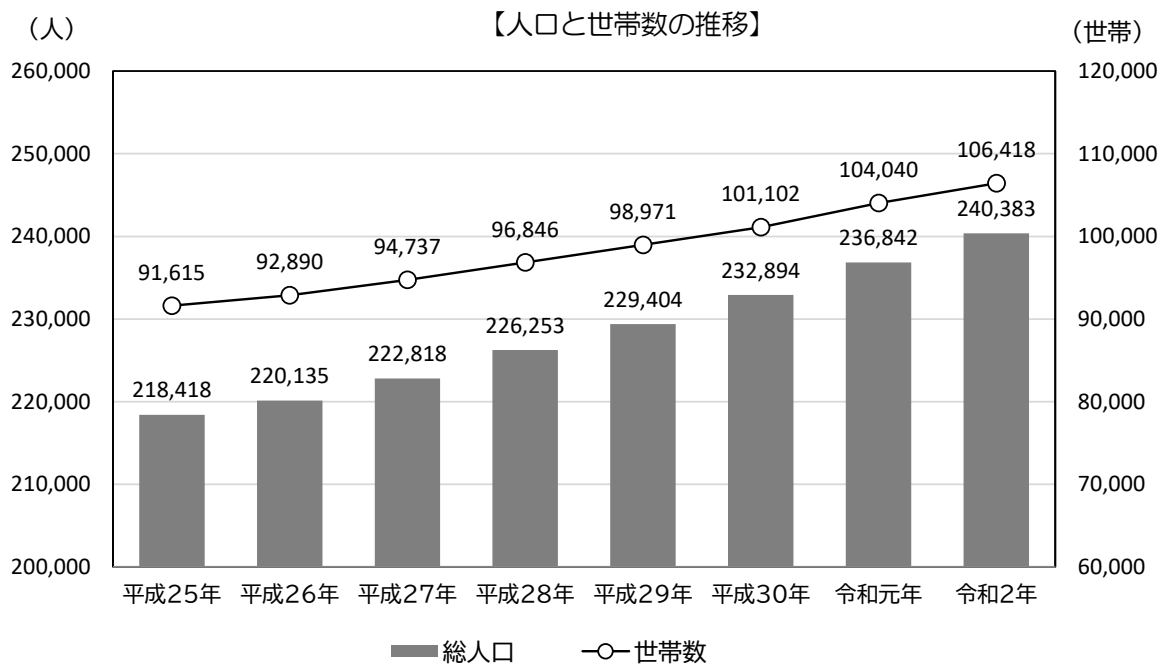
そのため、毎年度、各事業の進捗状況を把握し、分析・評価の結果を「つくば市障害者計画策定懇談会」において報告するとともに、必要があると認める時は、計画の変更も含め、必要な措置を講じる PDCA サイクルマネジメントによる進捗管理を実施します。

第2章 障害者をめぐる状況

第1節 つくば市の状況

1 人口・世帯数の推移

本市の人口と世帯数は年々増加しており、令和2年(2020年)には人口が240,383人、世帯数は106,418世帯となり、5年間で人口は17,565人、世帯数は11,681世帯増加しました。



資料：住民基本台帳（各年10月1日時点）

第2節 障害者数等の推移

1 身体障害者の状況

身体障害者手帳所持者の総数に大きな変動はありませんが、障害種別で推移をみると、肢体不自由の方は減少し、内部障害者は増加しています。

■身体障害者手帳所持者数

(単位：人)

区分		平成 27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	令和 2年度
視覚障害	1級	98	102	105	101	106	103
	2級	90	89	92	93	98	106
	3級	18	17	18	17	18	19
	4級	26	25	27	23	23	24
	5級	54	54	54	51	50	52
	6級	18	17	16	13	16	15
	合計	304	304	312	298	311	319
聴覚・平衡機能障害	1級	0	0	0	1	1	1
	2級	128	135	142	141	149	155
	3級	69	66	63	63	68	63
	4級	69	66	73	67	63	67
	5級	1	1	1	1	1	1
	6級	164	168	172	173	172	171
	合計	431	436	451	446	454	458
音声・言語・そしゃく 機能障害	1級	0	0	0	0	0	0
	2級	0	0	2	2	2	1
	3級	27	31	32	39	39	34
	4級	15	15	14	16	16	19
	5級	0	0	0	0	0	0
	6級	0	0	0	0	0	0
	合計	42	46	48	57	57	54
肢体不自由	1級	342	321	325	308	308	303
	2級	660	621	604	596	592	567
	3級	609	617	593	574	577	559
	4級	636	633	616	604	598	583
	5級	201	190	190	186	187	188
	6級	107	114	119	122	127	128
	合計	2,555	2,496	2,447	2,390	2,389	2,328
内部障害	1級	1,121	1,161	1,179	1,225	1,229	1,272
	2級	14	14	20	20	22	22
	3級	212	205	216	226	255	253
	4級	260	256	256	288	322	348
	5級	0	0	0	0	0	0
	6級	0	0	0	0	0	0
	合計	1,607	1,636	1,671	1,759	1,828	1,895
合計	1級	1,561	1,584	1,609	1,635	1,644	1,679
	2級	892	859	860	852	863	851
	3級	935	936	922	919	957	928
	4級	1,006	995	986	998	1,022	1,041
	5級	256	245	245	238	238	241
	6級	289	299	307	308	315	314
	合計	4,939	4,918	4,929	4,950	5,039	5,054

※各年度4月1日時点

2 知的障害者の状況

療育手帳所持者数は年々増加しています。特に、18歳以上で「C」の方の増加が大きくなっています。

■療育手帳所持者数

(単位：人)

区分		平成 27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	令和 2年度
18歳未満	①	69	75	75	84	85	85
	A	83	83	86	83	75	79
	B	88	87	97	99	107	115
	C	124	140	136	139	138	151
	合計	364	385	394	405	405	430
18歳以上	①	187	194	199	201	207	221
	A	200	203	207	203	208	208
	B	187	193	201	201	204	209
	C	134	149	177	184	207	225
	合計	708	739	784	789	826	863
合計	①	256	269	274	285	292	306
	A	283	286	293	286	283	287
	B	275	280	298	300	311	324
	C	258	289	313	323	345	376
	合計	1,072	1,124	1,178	1,194	1,231	1,293

※各年度4月1日時点

3 精神障害者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、「2級」と「3級」を中心に、年々大きく増加しています。

また、自立支援医療(精神通院医療)受給者数は、平成29年度(2017年度)から平成30年度(2018年度)にかけてはやや減少しましたが、増加傾向は継続しています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数 (単位：人)

区分	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	令和 2年度
1級	87	84	91	106	105	112
2級	458	493	535	579	661	762
3級	287	351	423	437	429	491
合計	832	928	1,049	1,122	1,195	1,365

※各年度4月1日時点

■自立支援医療(精神通院医療)受給者数 (単位：人)

平成 27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	令和 2年度
1,796	1,950	2,128	2,090	2,507	2,731

※各年度4月1日時点

4 難病患者の状況

指定難病特定医療費受給者数は、平成29年度(2017年度)から平成30年度(2018年度)にかけて減少しましたが、増加傾向は継続しています。

■指定難病特定医療費受給者数 (単位：人)

平成 27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	令和 2年度
1,200	1,300	1,386	1,350	1,468	1,584

※各年度4月1日時点

5 障害支援区分認定者の状況

障害支援区分認定者については、年度による増減が見られています。令和2年度（2020年度）では7月までの4か月間で、80人の認定者のうち最も重度の「区分6」の人が33人と半数近くを占めています。

■ 障害支援区分認定者数

(単位：人)

区分	平成27年度				28年度				29年度			
	全体	身体	知的	精神	全体	身体	知的	精神	全体	身体	知的	精神
非該当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1	12	2	6	4	6	2	1	3	4	0	2	3
2	62	15	17	37	56	6	17	36	69	13	21	40
3	51	8	31	12	32	8	22	6	40	5	25	11
4	55	12	46	3	38	7	32	2	44	12	34	3
5	33	13	23	0	41	12	34	1	26	9	22	0
6	49	43	26	0	56	37	35	0	65	47	45	0
合計	262	93	149	56	229	72	141	48	248	86	149	57

区分	30年度				令和元年度				令和2年度			
	全体	身体	知的	精神	全体	身体	知的	精神	全体	身体	知的	精神
非該当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1	5	0	2	2	4	1	2	1	1	0	1	1
2	74	12	27	39	75	7	20	50	18	2	8	9
3	48	10	28	14	58	15	27	21	14	2	11	3
4	74	9	62	8	48	8	38	3	10	4	8	0
5	44	13	34	0	47	15	39	0	4	2	2	0
6	57	43	34	0	59	38	40	1	33	22	26	0
合計	302	87	187	63	291	84	166	76	80	32	56	13

※各年度3月31日時点。令和2年度は、7月末までの実績値

※全体は実認定者数。重複障害の場合は、各障害でそれぞれ算定しています。

第3節 障害のある児童・生徒の状況

公立小中学校・義務教育学校在籍の特別支援学級の児童・生徒の数は年々増加しています。平成 27 年度から令和 2 年度にかけて、「知的」では 94 人(79.7%)、「自閉症・情緒」では 219 人(59.5%)増加しました。

つくば特別支援学校においては、幼児児童生徒数の増加に伴い教室が不足している状況に対応するため、平成 30 年(2018 年)4 月に旧荃崎町エリアが伊奈特別支援学校の通学区域と変更され、平成 31 年(2019 年)4 月には、石岡特別支援学校の開校に合わせ、旧筑波町エリアの通学区域が変更になっています。

そのこともあり、つくば特別支援学校の児童・生徒の数について、知的障害教育部門では平成 29 年度以降、肢体不自由教育部門では平成 28 年度以降、ともに減少しています。

伊奈特別支援学校の児童・生徒の数は平成 28 年度以降増加しています。平成 28 年度から令和 2 年度までの 4 年間の増加は 55 人(23.2%)となっています。

石岡特別支援学校の児童・生徒の数は、令和元年度から令和 2 年度にかけて 11 人(7.1%)増加しました。

■ 公立小中学校・義務教育学校特別支援学級数及び児童・生徒数 (単位：学級、人)

		平成 27 年度		28 年度		29 年度		30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		学級	児童生徒	学級	児童生徒	学級	児童生徒	学級	児童生徒	学級	児童生徒	学級	児童生徒
知的	小学校	21	73	21	81	23	88	25	113	28	123	29	152
	中学校	14	45	14	47	13	47	15	46	15	53	16	60
	合計	35	118	35	128	36	135	40	159	43	176	45	212
自閉症・情緒	小学校	49	273	54	314	58	347	60	377	67	413	71	437
	中学校	20	95	21	105	24	123	27	128	25	137	28	150
	合計	69	368	75	419	82	470	87	505	92	550	99	587
言語	小学校	1	2	1	1	1	5	1	4	1	2	1	2
	中学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	1	2	1	1	1	5	1	4	1	2	1	2
難聴	小学校	1	5	1	4	1	4	1	5	1	4	1	5
	中学校	1	3	1	4	1	2	1	2	1	2	1	1
	合計	2	8	2	8	2	6	2	7	2	6	2	6
合計	小学校	72	346	77	395	83	435	88	499	97	542	102	596
	中学校	35	140	36	152	38	172	42	176	41	192	45	211
	合計	107	486	113	547	121	605	130	675	138	734	147	807

※各年度 5 月 1 日時点

※公立小・中学校の特別支援学級は、必要な支援によって組分けされているため、障害の種別とは異なります。

■公立小中学校・義務教育学校通級指導教室設置校数 (単位：校)

	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度	2 年度
情緒	1	1	1	1	1	3
LD, ADHD	0	1	1	3	3	3

※各年度 5 月 1 日時点

■つくば特別支援学校の児童・生徒数 (単位：学級、人)

		平成 27 年度		28 年度		29 年度		30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		学級	児童生徒	学級	児童生徒	学級	児童生徒	学級	児童生徒	学級	児童生徒	学級	児童生徒
知的障害教育部門	小学部	24	93	26	97	25	88	25	93	26	95	26	104
	中学部	20	81	18	74	20	89	18	77	16	70	16	58
	高等部	15	91	16	104	17	112	18	113	14	77	14	74
	合計	59	265	60	275	62	289	61	283	56	242	56	236
肢体不自由教育部門	小学部	26	59	26	65	25	63	25	63	23	61	23	57
	中学部	12	31	11	25	11	26	11	25	13	30	13	29
	高等部	12	30	13	33	13	32	10	28	9	23	9	24
	合計	50	120	50	123	49	121	116	46	45	114	45	110
合計	小学部	50	152	52	162	50	151	50	156	49	156	49	161
	中学部	32	112	29	99	31	115	29	102	29	100	29	87
	高等部	27	121	29	137	30	144	28	141	23	100	23	98
	合計	109	385	110	398	111	410	107	399	101	356	101	346

※各年度 5 月 1 日時点

※つくば市外の児童・生徒数を含んでいます。

■伊奈特別支援学校の児童・生徒数

(単位：学級、人)

		平成 27年度		28年度		29年度		30年度		令和 元年度		令和 2年度	
		学級	児童 生徒	学級	児童 生徒	学級	児童 生徒	学級	児童 生徒	学級	児童 生徒	学級	児童 生徒
	小学部	22	76	23	87	24	98	28	110	31	119	30	125
	中学部	15	72	14	69	15	76	15	67	18	75	18	77
	高等部	14	94	14	81	13	80	16	94	16	93	16	90
	合計	51	242	51	237	52	254	59	271	65	287	64	292

※各年度5月1日時点

※つくば市外の児童・生徒数を含んでいます。

■石岡特別支援学校の児童・生徒数

(単位：学級、人)

		平成 27年度		28年度		29年度		30年度		令和 元年度		令和 2年度	
		学級	児童 生徒	学級	児童 生徒	学級	児童 生徒	学級	児童 生徒	学級	児童 生徒	学級	児童 生徒
	小学部									16	58	18	68
	中学部									9	40	9	38
	高等部									10	56	11	59
	合計									35	154	38	165

※各年度5月1日時点

※つくば市外の児童・生徒数を含んでいます。

第4節 特別支援学校卒業生の進路状況

令和元年度に茨城県立つくば特別支援学校中等部を卒業した 38 人は全員高等部に進学しています。また、高等部を卒業した 38 人の進路としては、日中系サービスへの就労が 30 人、一般事業所への就労が 4 人などとなっています。

また、令和元年度に伊奈特別支援学校中等部を卒業した27人中26人は高等部に進学し、石岡特別支援学校中等部を卒業した17人は全員高等部に進学しています。

伊奈特別支援学校高等部を卒業した30人の進路としては、日中系サービスへの就労が16人、一般事業所への就労が12人などとなっています。

石岡特別支援学校高等部を卒業した17人の進路としては、日中系サービスへの就労が8人、一般事業所への就労が5人などとなっています。

■茨城県立つくば特別支援学校 進路状況

《知的障害教育部門》

(単位：人)

		中等部					高等部				
		平成 27 年 度	28 年 度	29 年 度	30 年 度	令 和 元 年 度	平成 27 年 度	28 年 度	29 年 度	30 年 度	令 和 元 年 度
進学	大学・ 専門学校										
	専攻科										
	特別支援学校 高等部	32	24	32	22	28					
	その他の 高等学校										
就労	一般事業所						6	7	6		
	その他 就労継続支援 A 型を含む						3	1	3	6	4
訓練校									0	0	0
障害福祉 サービス	施設入所						6	2	4	10	1
	グループ ホーム						2	1	0	2	1
	日中系 サービス						19	13	17	32	23
地域活動支援センター (つくば市福祉支援センター等)							1	2	0	0	1
在宅							1	1	0	1	0
その他							0	1	3	0	1
合計		32	24	32	22	28	38	28	33	51	31
卒業生数		32	24	32	22	28	35	25	32	45	28

《肢体不自由教育部門》

(単位：人)

		中等部					高等部				
		平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和 元 年度	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和 元 年度
進学	大学・ 専門学校										1
	専攻科										
	特別支援学校 高等部	12	10	9	6	10					
	その他の 高等学校										1
就労	一般事業所						0	1	1	0	0
	その他 就労継続支援 A 型を含む						0	0	0	0	0
訓練校							0	0	0	0	0
障害福祉 サービス	施設入所						0	0	0	0	1
	グループ ホーム						0	0	0	0	0
	日中系 サービス			1			9	9	9	11	7
地域活動支援センター (つくば市福祉支援センター等)							1	1	1	2	0
在宅							0	0	0	0	0
その他								0	0	0	0
合計		12	10	10	6	10	10	11	11	13	10
卒業生数		12	10	10	6	10	9	10	10	11	10

■茨城県立伊奈特別支援学校 進路状況

(単位：人)

		中等部					高等部				
		平成 27 年 度	28 年 度	29 年 度	30 年 度	令 和 元 年 度	平成 27 年 度	28 年 度	29 年 度	30 年 度	令 和 元 年 度
進学	大学・ 専門学校										
	専攻科										
	特別支援学校 高等部	21	21	31	17	26					
	その他の 高等学校										
就労	一般事業所						8	5	9	9	12
	その他 就労継続支援 A 型を含む							2			2
訓練校											
障害福祉 サービス	施設入所									1	
	グループ ホーム								1		2
	日中系 サービス						27	20	15	16	16
地域活動支援センター (つくば市福祉支援センター等)							1				
在宅						1		1			
その他											
合計		21	21	31	17	27	36	28	25	26	32
卒業生数		21	21	31	17	27	36	28	24	26	30

■茨城県立石岡特別支援学校 進路状況

(単位：人)

		中等部					高等部				
		平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和 元 年度	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和 元 年度
進学	大学・ 専門学校										
	専攻科										
	特別支援学校 高等部					17					
	その他の 高等学校										1
就労	一般事業所										5
	その他 就労継続支援 A 型を含む										
訓練校											
障害福祉 サービス	施設入所										2
	グループ ホーム										
	日中系 サービス										8
地域活動支援センター (つくば市福祉支援センター等)											1
在宅											
その他											
合計						17					17
卒業生数						17					17

※卒業後、一人で複数のサービスを組み合わせて利用している場合があるため、本節の各表では、「合計」と「卒業生数」が一致していないことがあります。

第5節 障害者(児)施設の状況

福祉支援センターで実施している地域活動支援センター事業及び児童発達支援は、以下のとおりです。

1 地域活動支援センター事業を実施する福祉支援センター

事業所名	住所	1日当たりの利用定員
福祉支援センターさくら	つくば市梅園一丁目2番地1	30名
福祉支援センターやたべ	つくば市台町一丁目2番地2	15名
福祉支援センターとよさと	つくば市手子生 2335 番地	20名
福祉支援センターくきざき	つくば市下岩崎 2068 番地	20名

2 児童発達支援を実施する福祉支援センター

事業所名	住所	1日当たりの利用定員
福祉支援センターさくら	つくば市梅園一丁目2番地1	20名
福祉支援センターとよさと	つくば市手子生 2335 番地	20名
福祉支援センターくきざき	つくば市下岩崎 2068 番地	10名

第6節 障害者福祉に関するアンケート結果の概要

本計画策定にあたり、基礎資料となる障害福祉に関する意識・意向などを把握するために、「障害福祉に関するアンケート調査」を実施しました。

調査の概要及び調査結果の概要は次のとおりです。

(1)調査の概要

対象者	市内にお住まいの障害者手帳をお持ちの人、難病患者福祉金を受給している人の中から、無作為に抽出された2,300名の方	
調査方法	郵送による配布・回収	
調査期間	令和2年(2020年)1月27日(月)～令和2年(2020年)2月10日(月)	
回収状況	調査対象者数 (a)	2,300
	有効回答者数 (b)	1,118
	有効回答率 (b/a)	48.6%

※以下、本節の中では、回答者の総数を「n」で表しています。また、身体障害を「身体」、知的障害を「知的」、精神障害を「精神」、難病または特定疾患を「難病」、発達障害を「発達」、高次脳機能障害を「高次」と省略している場合があります。

重複障害者は、各障害で集計しているため、「n」の合計は、有効回答者数 (a) と一致しません。

(2)主な調査結果

①外出等について

【外出する時に困ること】

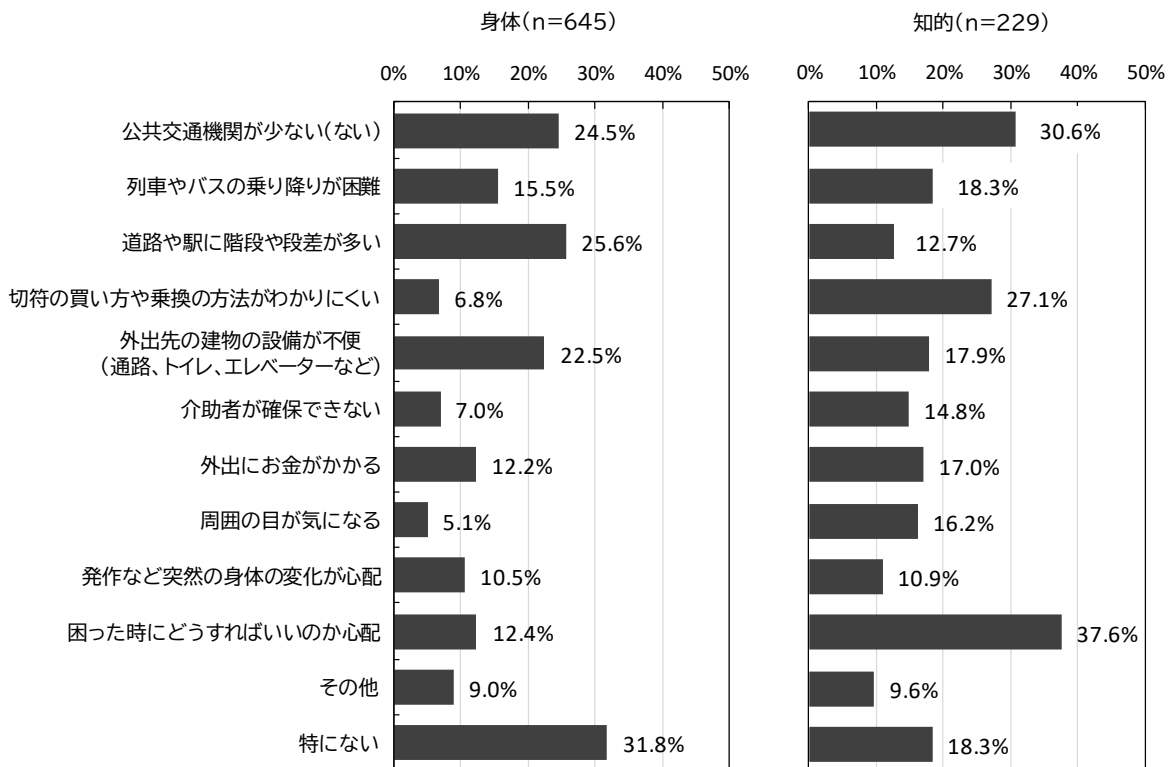
外出する時に困ることについては、障害の種類により特徴が見られます。身体障害と難病は、「道路や駅に階段や段差が多い」、「公共交通機関が少ない」、「外出先の建物の設備が不便」がいずれも2割台で他の項目よりも高くなっています。

知的障害と発達障害は、「困った時にどうすればいいのか心配」がそれぞれ37.6%と46.2%と最も高く、次いで「公共交通機関が少ない」となっています。

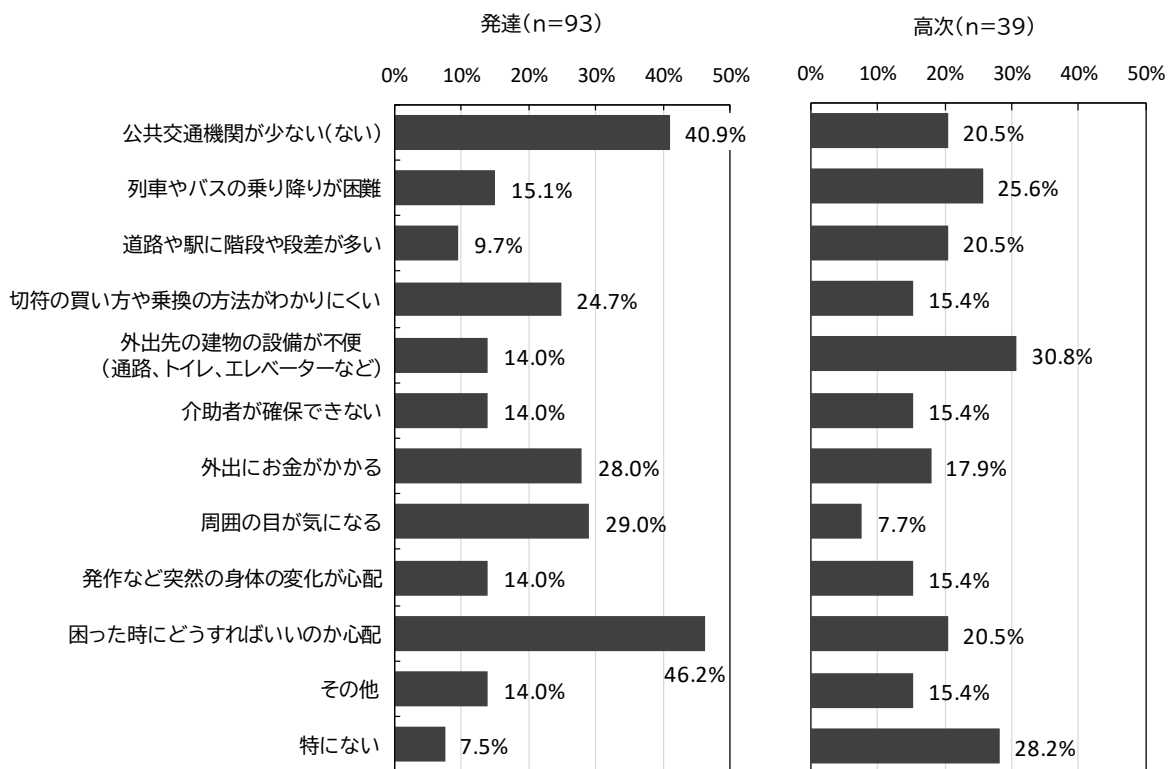
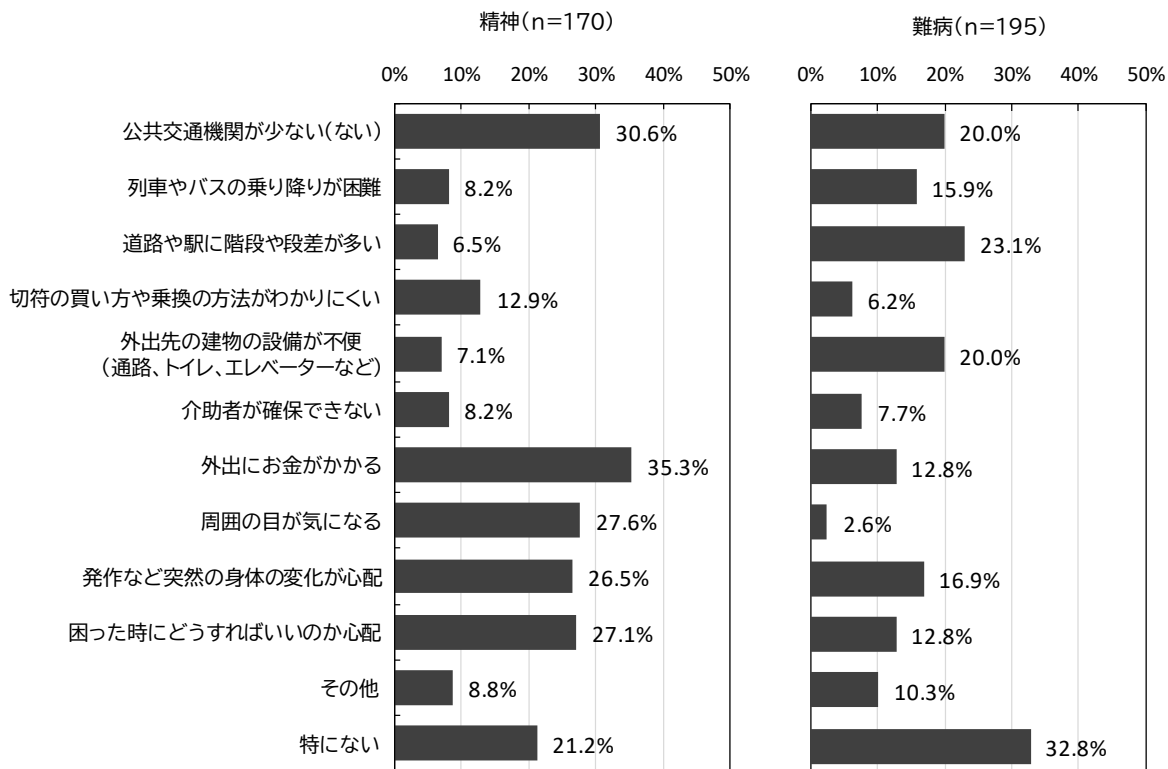
精神障害は、「外出にお金がかかる」が35.3%と最も高く、次いで「公共交通機関が少ない」となっています。

高次脳機能障害は、「外出先の建物の設備が不便」が30.8%と最も高く、次いで「列車やバスの乗り降りが困難」となっています。

また、身体障害と難病では、3割を超える人が「特にない」と回答しています。



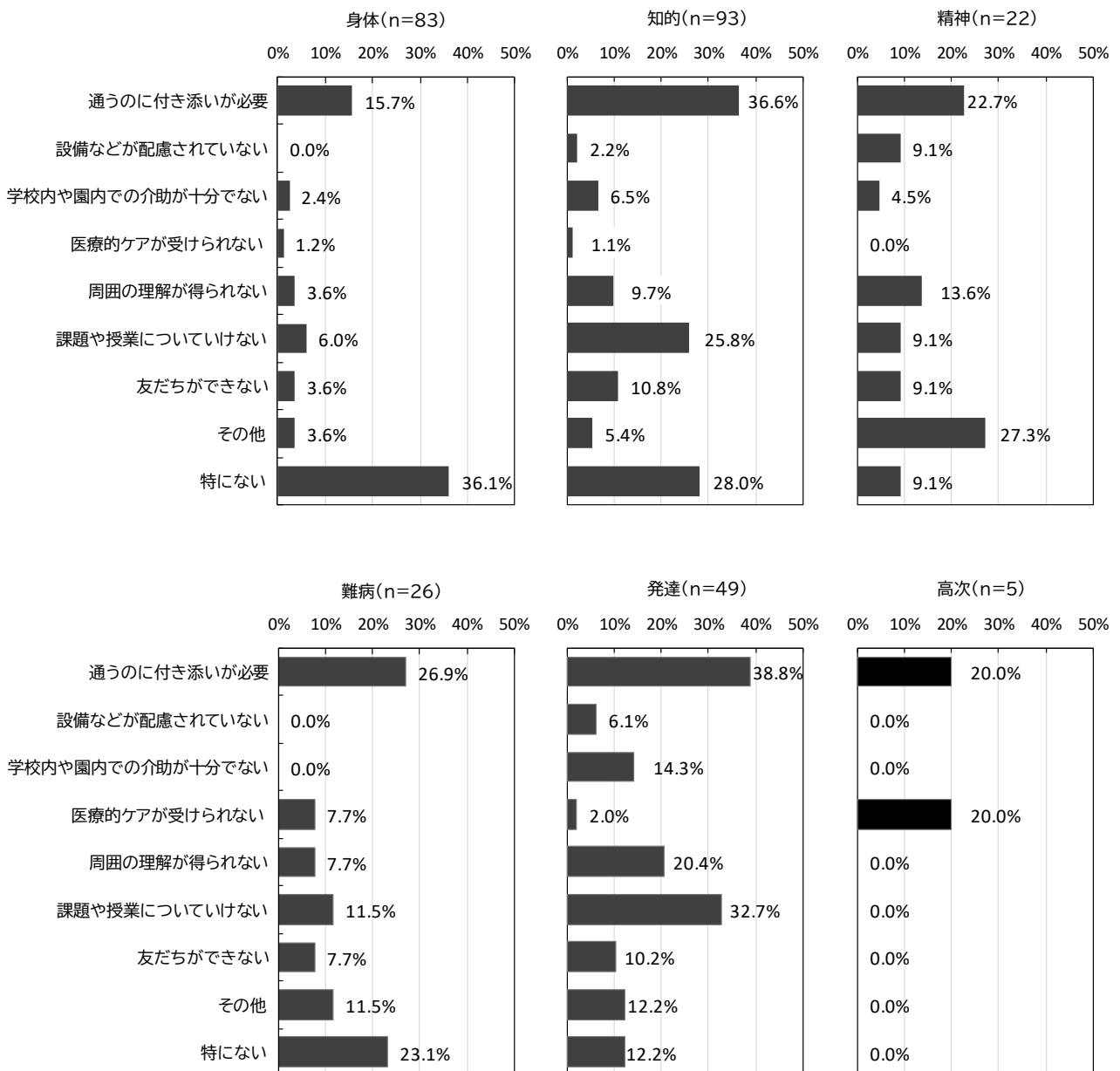
総論 第2章 障害者をめぐる状況



【施設・学校・保育所等に通う時に困ること】

大学、専門学校、職業訓練校や特別支援学校(小中高等部)、一般の高校や小中学校、幼稚園、保育所、障害児通所施設などに通っている人が、施設・学校・保育所等に通う時に困ることについては、「通うのに付き添いが必要」が全ての障害で最も高く、特に知的障害と発達障害では4割近くとなっています。また、さらに知的障害と発達障害では「課題や授業についていけない」がそれぞれ25.8%、32.7%と「通うのに付き添いが必要」に次ぐ高さとなっています。

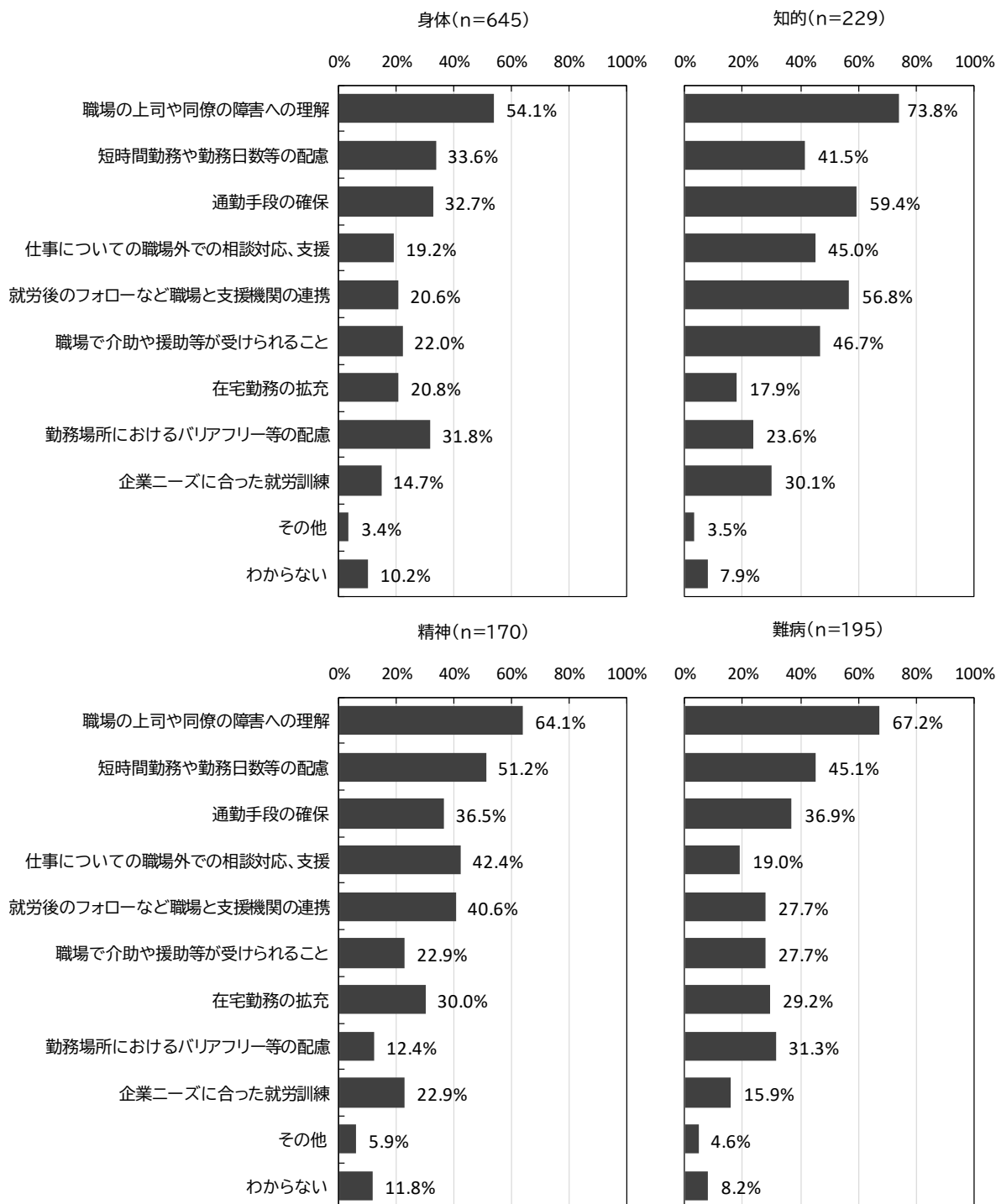
また、身体障害、知的障害、難病では、「特にない」が2割から3割台と、他の障害よりも高くなっています。

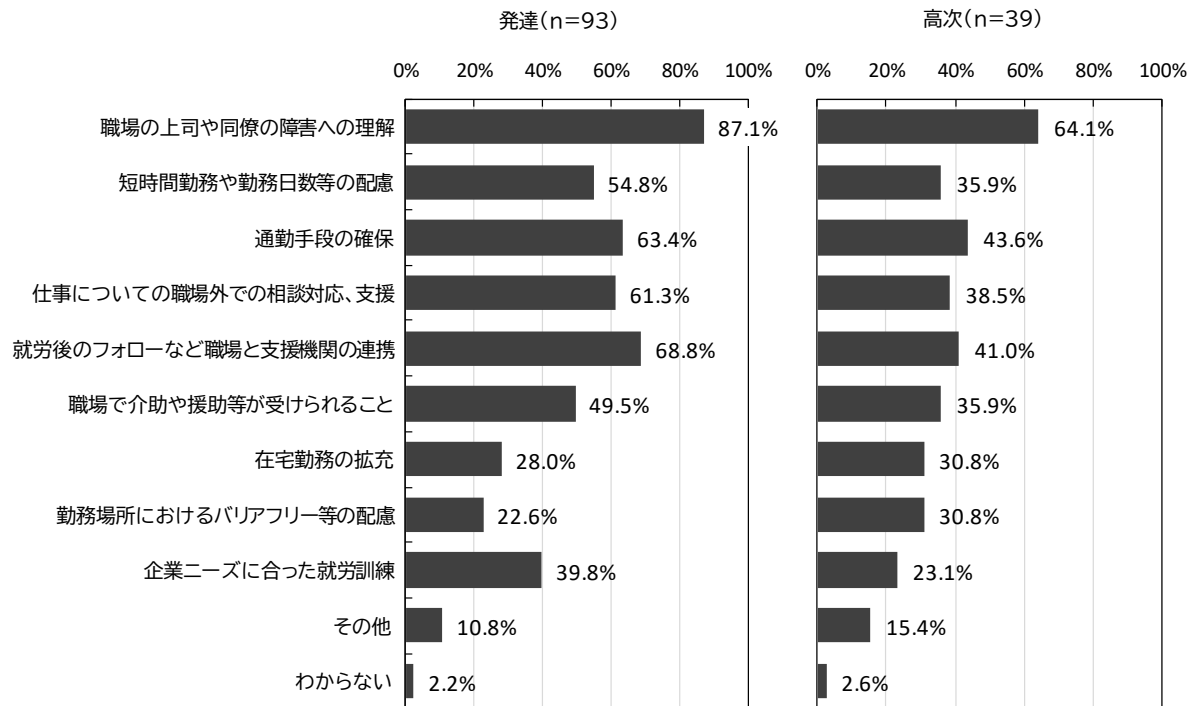


【障害者の就労のために必要と思う配慮】

障害者が就労するために、どのような配慮が必要と思うかについては、「職場の上司や同僚の障害への理解」が全ての障害で 5 割を超えて最も高く、特に知的障害では 73.8%、発達障害では 87.1%に達しています。

また、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」が身体障害、精神障害、難病で、「通勤手段の確保」が知的障害と高次脳機能障害で、「就労後のフォローなど職場と支援機関の連携」が発達障害で、それぞれ2番目に多い回答となっています。





②情報の入手について

【福祉サービスや福祉制度に関する情報の入手について】

福祉サービスや福祉制度に関する情報を現在得ているところについて、「1. 市や県などの窓口」、「2. 市や県の広報紙やチラシ、ホームページなどから」、「6. 家族や友人・知人から」、「10. 病院・診療所・薬局などから」などは、ほぼ全ての障害に共通して高くなっています。

また、知的障害、発達障害、高次脳機能障害では「7. 入所・通所している福祉施設の職員から」も高く、さらに比較的若い年代の人の多い知的障害、発達障害では「11. 学校・職場から」も高くなっています。

「14. インターネットから」は難病と発達障害が4割を超えて高くなっています。

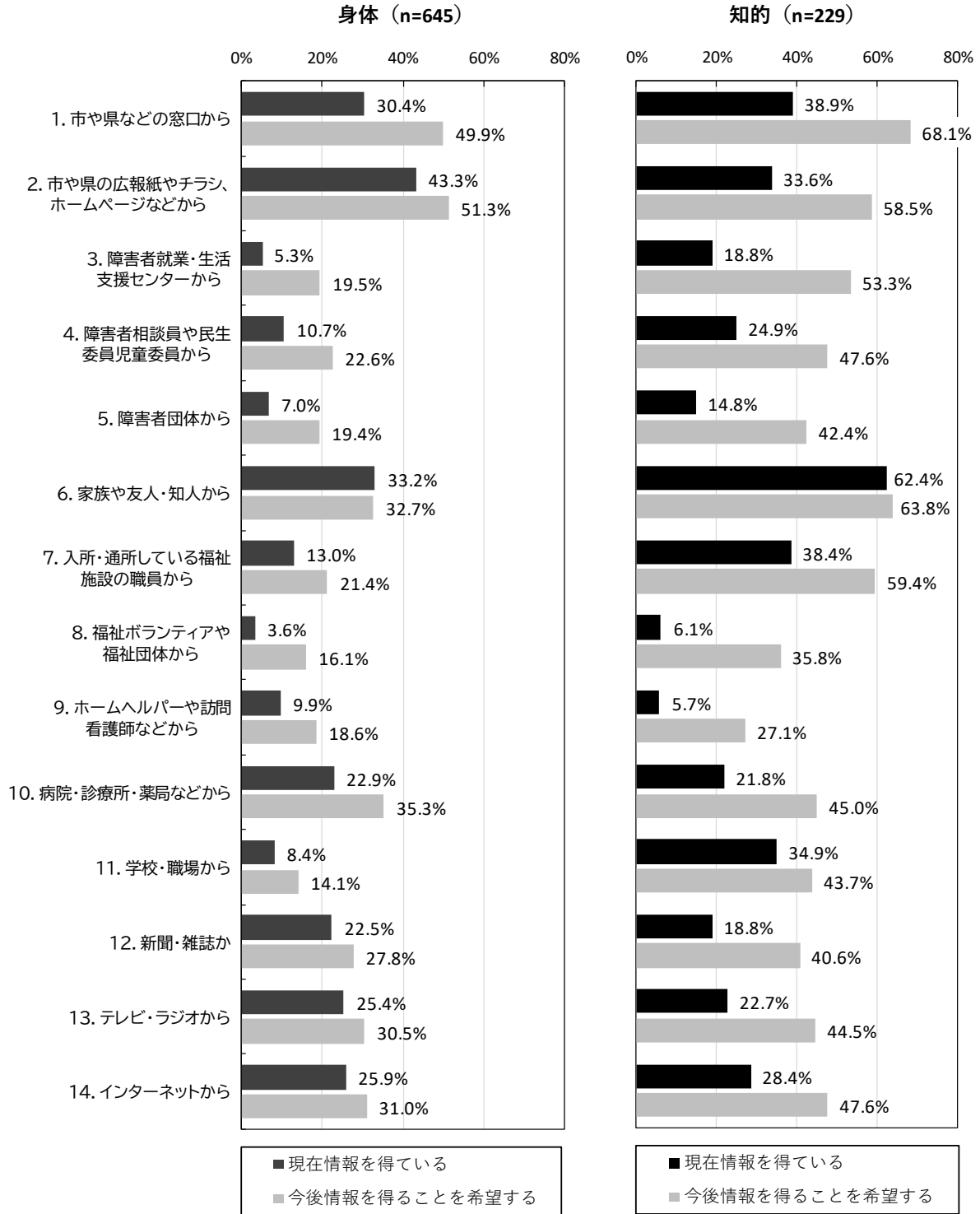
今後情報を得ることを希望するところについて、現在情報を得ている割合が高いところは、引き続き高くなっています。

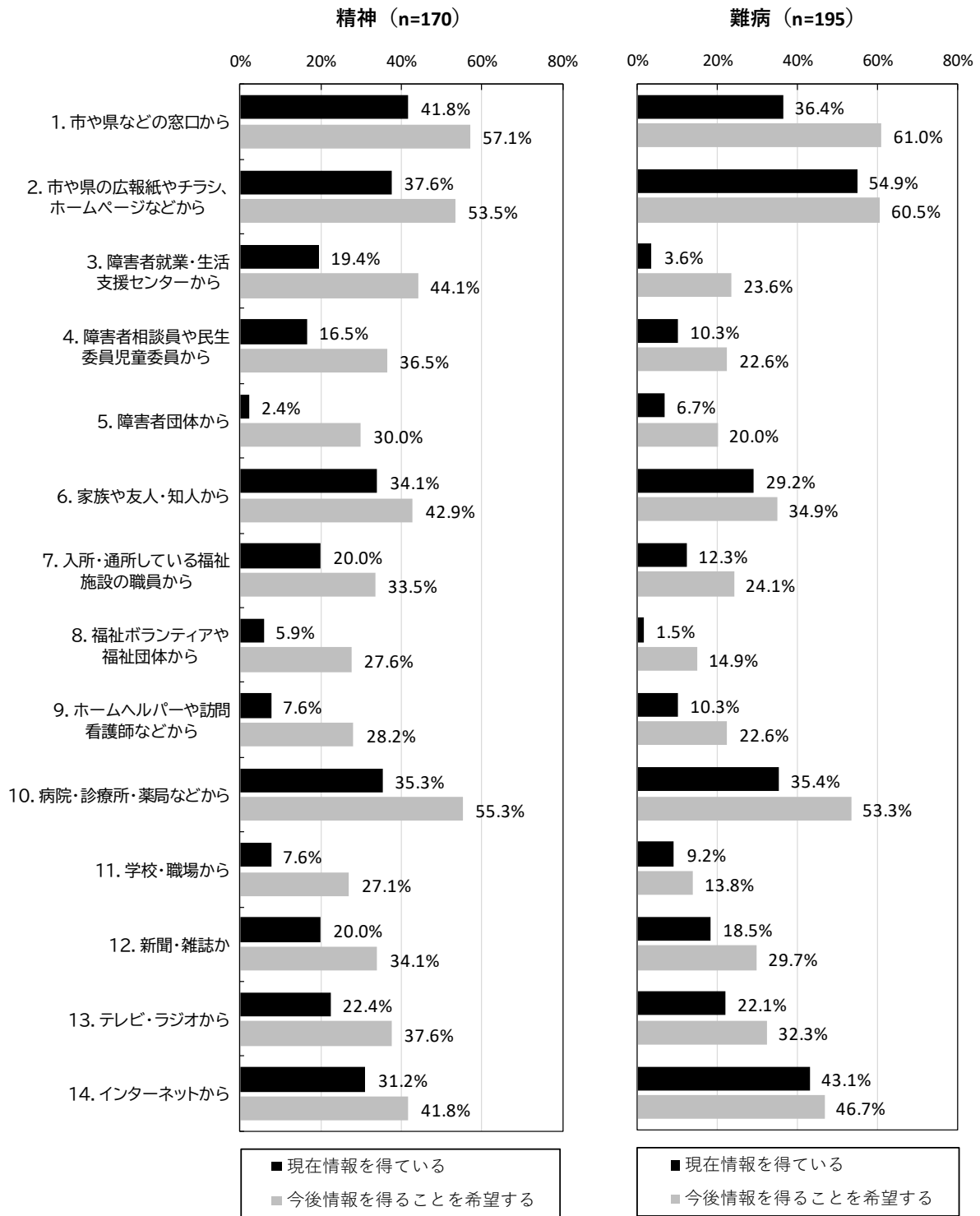
また、下表に示す「今後の希望」と「現在」の割合の差が25%を超え、今後の希望が現在よりも著しく高いのは、「1. 市や県などの窓口から」(知的障害、発達障害)、「2. 市や県の広報紙やチラシ、ホームページなどから」(発達障害)、「3. 障害者就業・生活支援センターから」(知的障害、発達障害)、「4. 障害者相談員や民生委員児童委員から」(発達障害)、「5. 障害者団体から」(知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害)、「8. 福祉ボランティアや福祉団体から」(知的障害、発達障害、高次脳機能障害)、「9. ホームヘルパーや訪問看護師などから」(発達障害)、「10. 病院・診療所・薬局などから」(発達障害、高次脳機能障害)となっています。

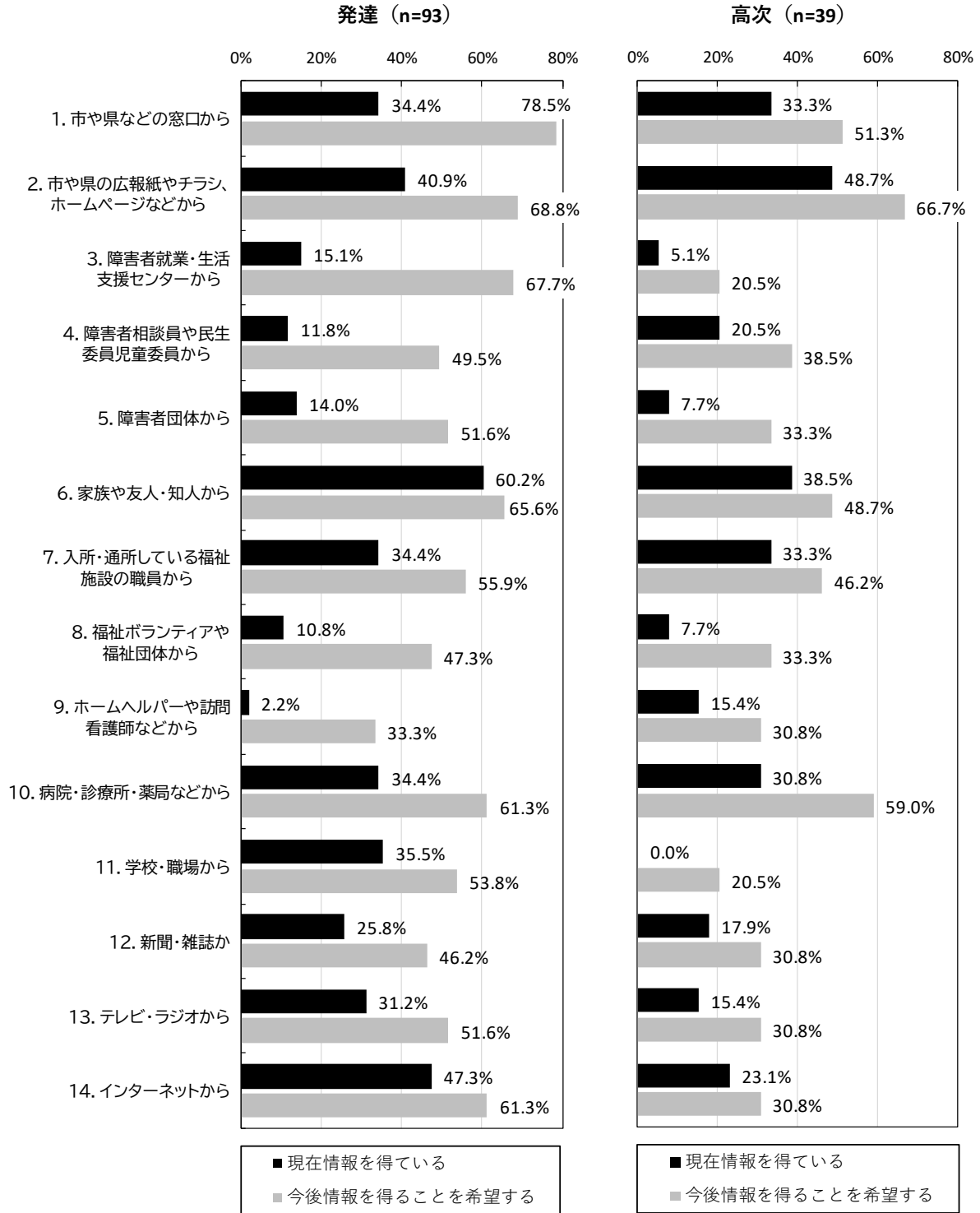
■ 「今後情報を得ることを希望する」割合と「現在情報を得ている」割合の差

	身体 (n=645)	知的 (n=229)	精神 (n=170)	難病 (n=195)	発達 (n=93)	高次 (n=39)
1. 市や県などの窓口から	19.5%	29.3%	15.3%	24.6%	44.1%	17.9%
2. 市や県の広報紙やチラシ、ホームページなどから	8.1%	24.9%	15.9%	5.6%	28.0%	17.9%
3. 障害者就業・生活支援センターから	14.3%	34.5%	24.7%	20.0%	52.7%	15.4%
4. 障害者相談員や民生委員児童委員から	11.9%	22.7%	20.0%	12.3%	37.6%	17.9%
5. 障害者団体から	12.4%	27.5%	27.6%	13.3%	37.6%	25.6%
6. 家族や友人・知人から	-0.5%	1.3%	8.8%	5.6%	5.4%	10.3%
7. 入所・通所している福祉施設の職員から	8.4%	21.0%	13.5%	11.8%	21.5%	12.8%
8. 福祉ボランティアや福祉団体から	12.6%	29.7%	21.8%	13.3%	36.6%	25.6%
9. ホームヘルパーや訪問看護師などから	8.7%	21.4%	20.6%	12.3%	31.2%	15.4%
10. 病院・診療所・薬局などから	12.4%	23.1%	20.0%	17.9%	26.9%	28.2%
11. 学校・職場から	5.7%	8.7%	19.4%	4.6%	18.3%	20.5%
12. 新聞・雑誌から	5.3%	21.8%	14.1%	11.3%	20.4%	12.8%
13. テレビ・ラジオから	5.1%	21.8%	15.3%	10.3%	20.4%	15.4%
14. インターネットから	5.1%	19.2%	10.6%	3.6%	14.0%	7.7%

※25%以上の数字を網かけしています。





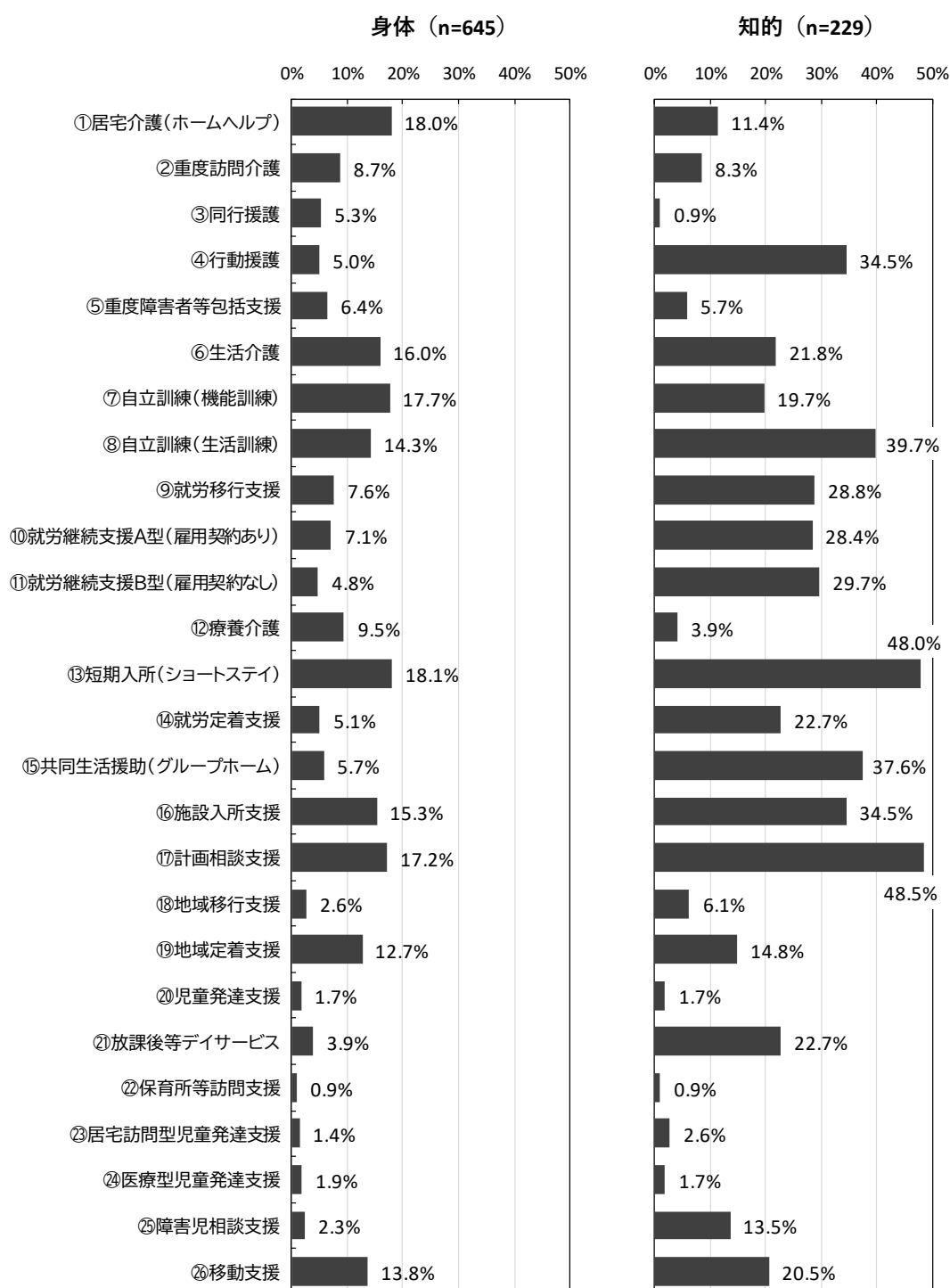


【今後利用したい福祉サービス】

■ 身体障害、知的障害

身体障害では、希望の多い順に「⑬短期入所」(18.1%)、「①居宅介護」(18.0%)、「⑦自立訓練(機能訓練)」(17.7%)、「⑰計画相談支援」(17.2%)、「⑥生活介護」(16.0%)などとなっています。

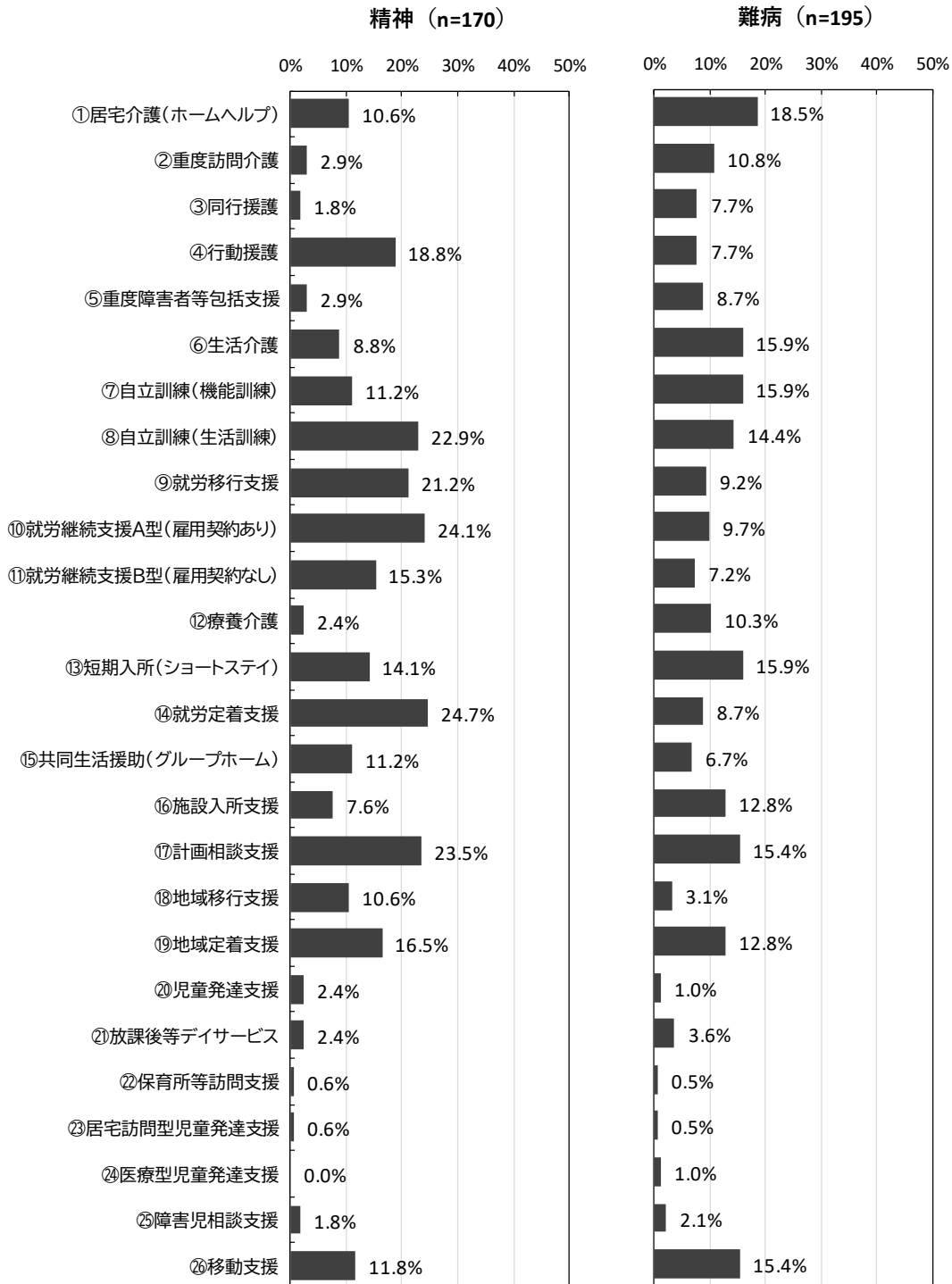
知的障害では、希望の多い順に「⑰計画相談支援」(48.5%)、「⑬短期入所」(48.0%)、「⑧自立訓練(生活訓練)」(39.7%)、「⑮共同生活援助」(37.6%)、「④行動援護」(34.5%)、「⑯施設入所支援」(34.5%)などとなっています。



■精神障害、難病

精神障害では、希望の多い順に「⑭就労定着支援」(24.7%)、「⑩就労継続支援 A 型」(24.1%)、「⑰計画相談支援」(23.5%)、「⑧自立訓練(生活訓練)」(22.9%)、「⑨就労移行支援」(21.2%)などとなっています。

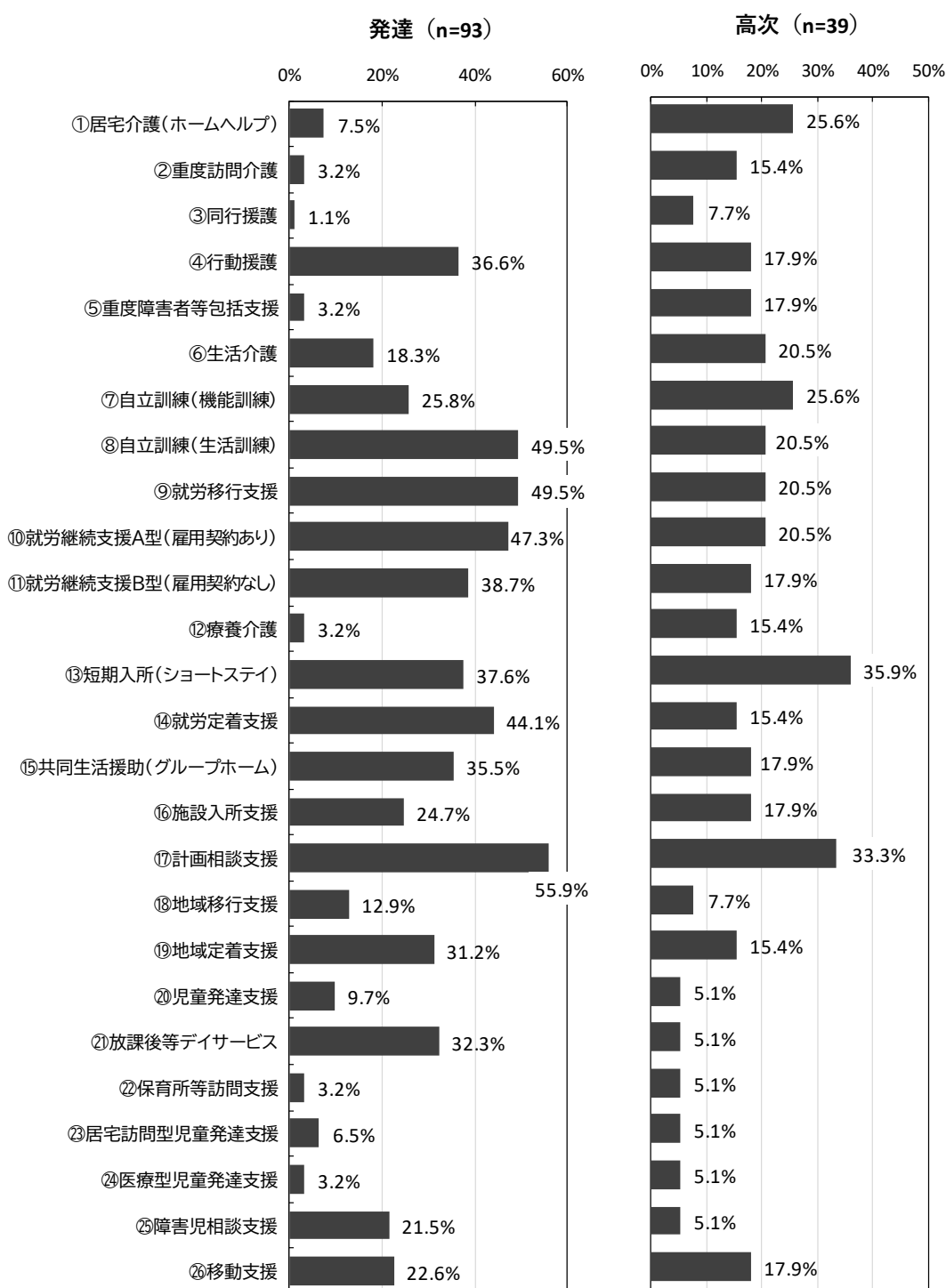
難病では、希望の多い順に「①居宅介護」(18.5%)、「⑥生活介護」(15.9%)、「⑦自立訓練(機能訓練)」(15.9%)、「⑬短期入所」(15.9%)、「⑰計画相談支援」(15.4%)、「⑫移動支援」(15.4%)などとなっています。



■発達障害、高次脳機能障害

発達障害では、希望の多い順に「⑰計画相談支援」(55.9%)、「⑧自立訓練(生活訓練)」(49.5%)、「⑨就労移行支援」(49.5%)、「⑩就労継続支援A型」(47.3%)、「⑭就労定着支援」(44.1%)などとなっています。

高次脳機能障害では、希望の多い順に「⑬短期入所」(35.9%)、「⑰計画相談支援」(33.3%)、「①居宅介護」(25.6%)、「⑦自立訓練(機能訓練)」(25.6%)、「⑥生活介護」(20.5%)、「⑧自立訓練(生活訓練)」(20.5%)、「⑨就労移行支援」(20.5%)「⑩就労継続支援A型」(20.5%)などとなっています。

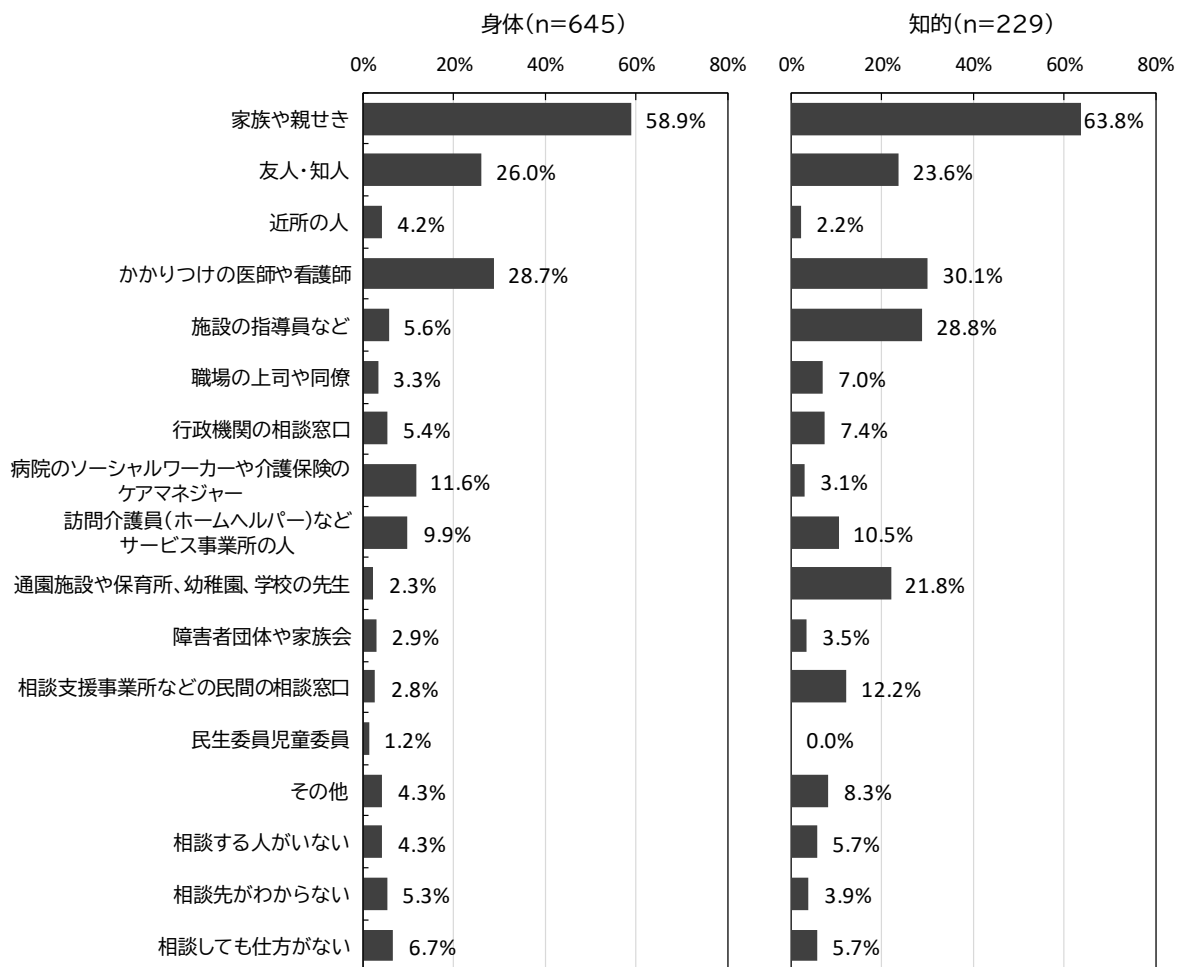


③差別や疎外感について

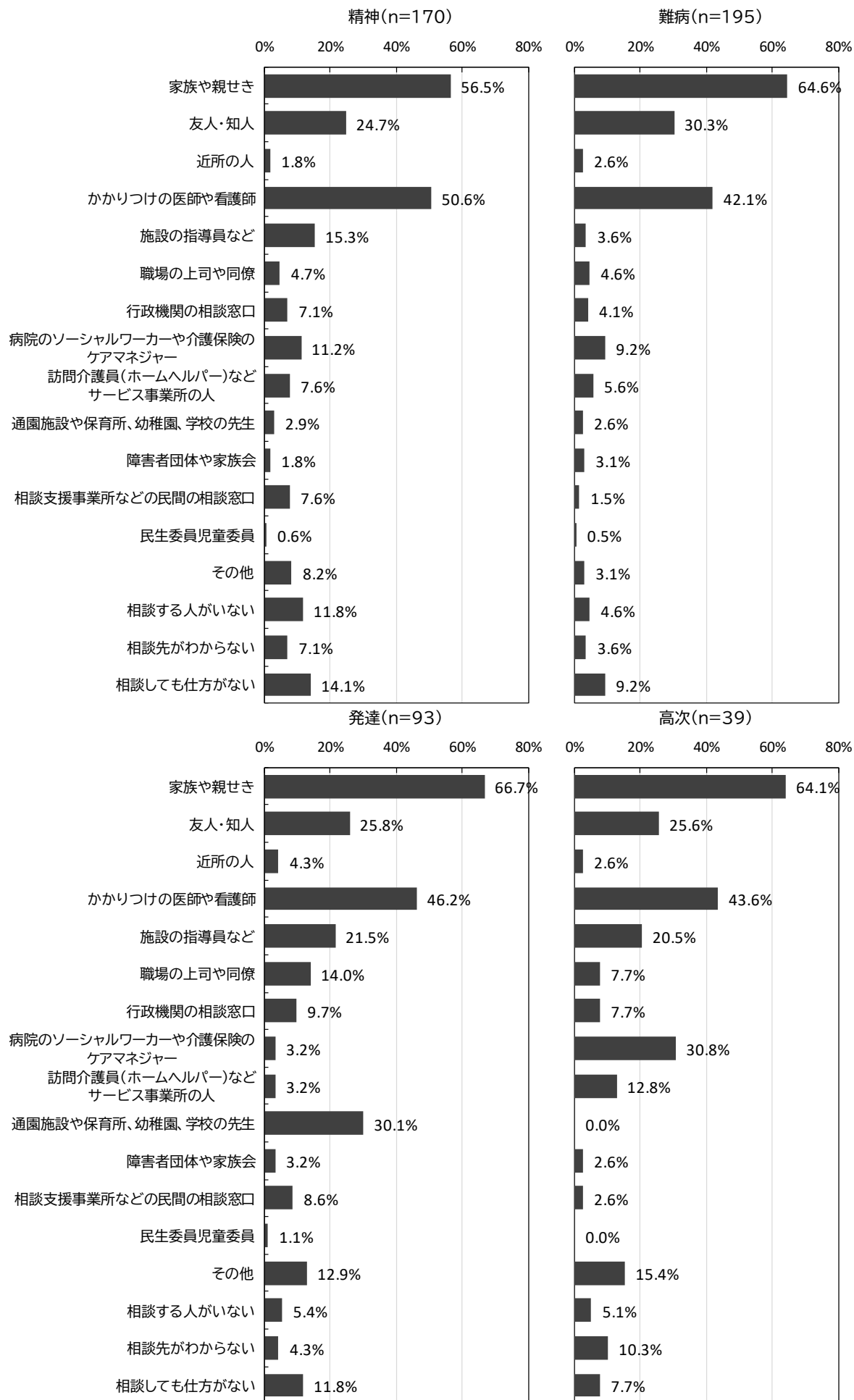
【日常生活の困りごとや悩みごとの相談先】

悩みや困りごとの相談先について、全ての対象者で「家族や親せき」が最も高く、次いで「かかりつけの医師や看護師」をあげています。以下は障害により様々で、身体障害、精神障害、難病では「友人・知人」、知的障害では「施設の指導員など」、発達障害では「通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生」、高次脳機能障害では「病院のソーシャルワーカーや介護保険のケアマネジャー」をそれぞれ3位にあげています。

また、精神障害は「相談する人がいない」が 11.8%と他の障害の2倍を超え、「相談しても仕方がない」も 14.1%と、他の障害よりも高くなっています。



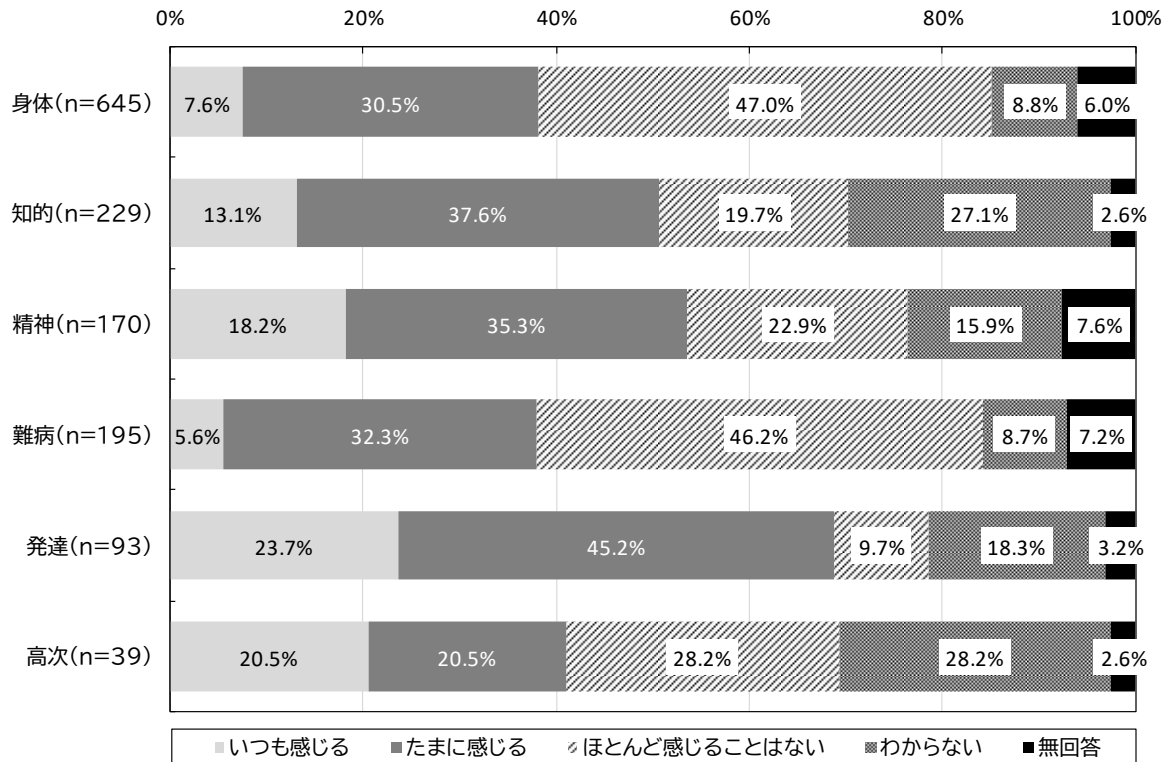
総論 第2章 障害者をめぐる状況



【差別や偏見について】

差別や偏見を「いつも感じる」と「たまに感じる」を合わせた『感じる』の割合が 5 割を超えて多いのは、発達障害(68.9%)、精神障害(53.5%)、知的障害(50.7%)となっています。

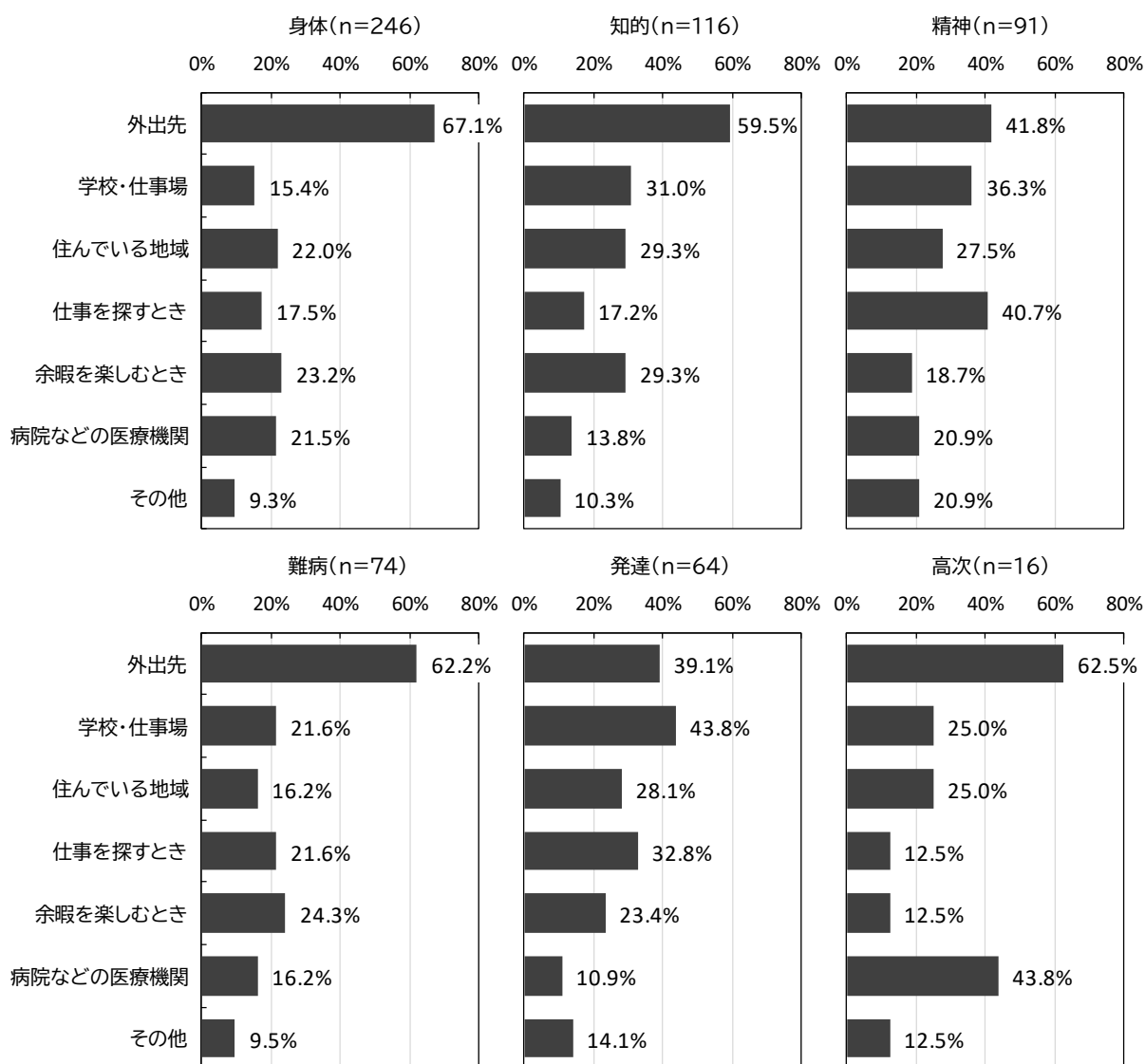
「ほとんど感じることはない」が多いのは、身体障害(47.0%)、難病(46.2%)となっています。



【差別や偏見を感じた場所】

差別や偏見を「いつも感じる」または「たまに感じる」と回答した人が差別や偏見を感じた場所について、「外出先」が身体障害、知的障害、難病、高次脳機能障害で6割前後、精神障害で41.8%とそれぞれ最も高くなっています。また、精神障害では「仕事を探すとき」、「学校・仕事場」も4割前後、高次脳機能障害では「病院などの医療機関」が43.8%と高くなっています。

発達障害では、「学校・仕事場」が43.8%と最も高く、次いで「外出先」となっています。



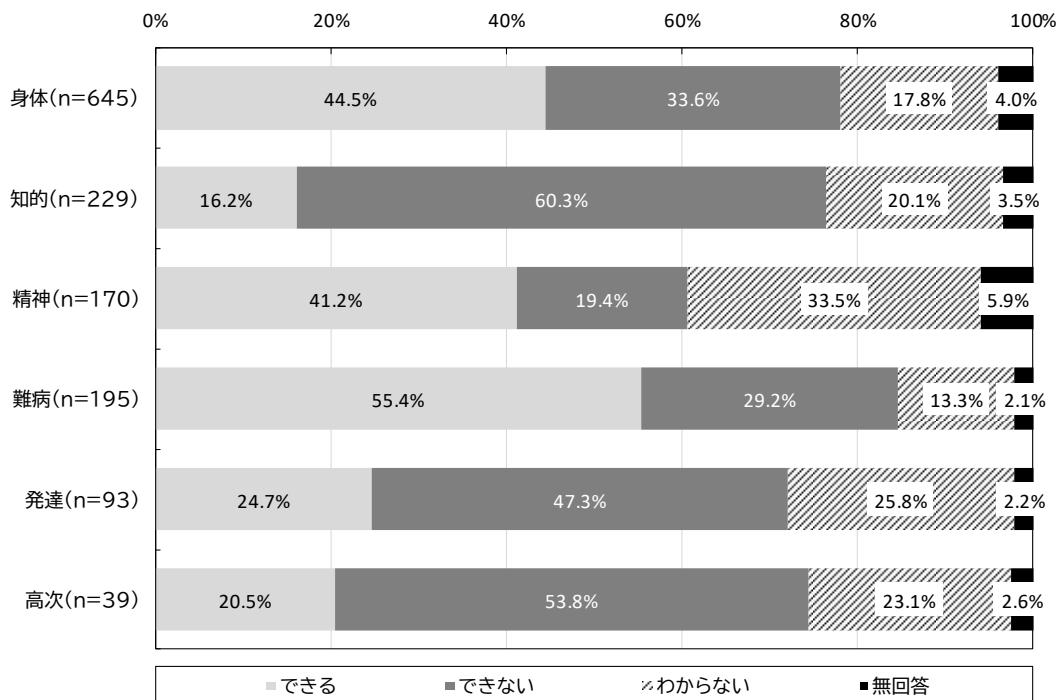
④災害時の避難等について

【一人で避難できるか】

火事や地震などの災害時に一人で避難ができるかどうかについては、障害の種類によって大きく異なっています。

「できる」は、難病で 5 割を超え、身体障害と精神障害で 4 割台となっていますが、発達障害と高次脳機能知的障害では 2 割台、知的障害では 1 割台に留まっており、逆に「できない」は、知的障害で 6 割、高次脳機能障害で 5 割を超えています。

また、精神障害の 33.5%、知的障害、難病、発達障害、高次脳機能障害では 2 割を超える人が「わからない」と回答しています。



【災害時に困ること】

災害時に困ることについて、身体障害は「避難場所の設備(トイレなど)や生活環境が不安」が最も高く、次いで「安全なところまで、迅速に避難することができない」、「投薬や治療が受けられない」となっています。

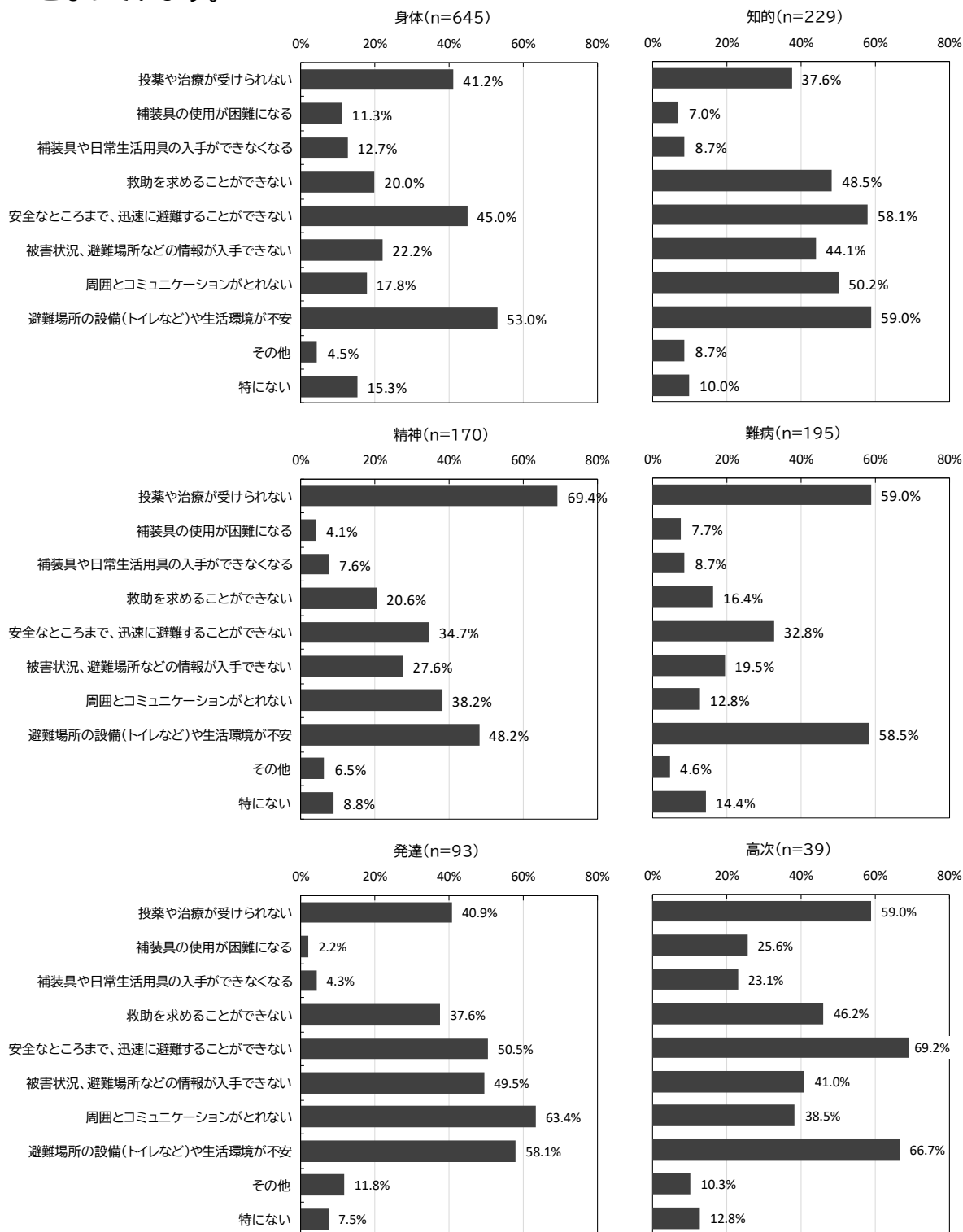
知的障害は「避難場所の設備(トイレなど)や生活環境が不安」と「安全なところまで、迅速に避難することができない」が高く、次いで「周囲とコミュニケーションがとれない」となっています。

精神障害は「投薬や治療が受けられない」が最も高く、次いで「避難場所の設備(トイレなど)や生活環境が不安」、「周囲とコミュニケーションがとれない」となっています。

難病は「投薬や治療が受けられない」が最も高く、次いで「避難場所の設備(トイレなど)や生活環境が不安」、「安全なところまで、迅速に避難することができない」となっています。

発達障害は「周囲とコミュニケーションがとれない」が最も高く、次いで「避難場所の設備(トイレなど)や生活環境が不安」、「安全なところまで、迅速に避難することができない」となっています。

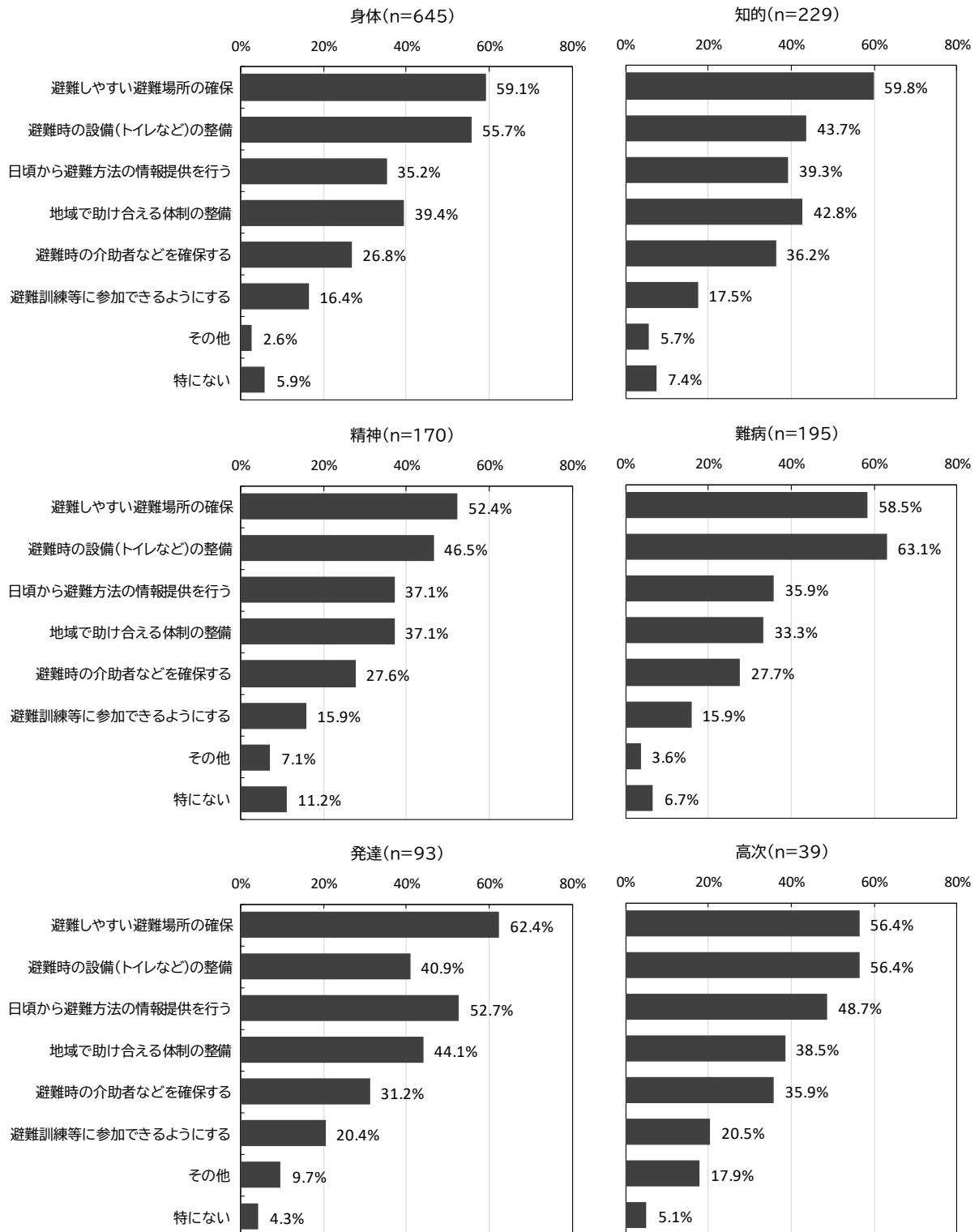
高次脳機能障害は「安全なところまで、迅速に避難することができない」が最も高く、次いで「避難場所の設備(トイレなど)や生活環境が不安」、「投薬や治療が受けられない」となっています。



【緊急避難に備えて必要と思う対策】

災害時など緊急に避難しなければならなくなったときに備えて、今後必要と思う対策については、ほぼ全ての障害者に共通して「避難しやすい避難場所の確保」と「避難時の設備(トイレなど)の整備」が5割から6割台で1位と2位を占めています。

発達障害では、「避難しやすい避難場所の確保」に次いで「日頃から避難方法の情報提供を行う」が5割を超えて2位となっています。



第7節 ヒアリング結果の概要

本計画の策定にあたり、基礎資料とするために障害者関係団体の皆様のご意見をお聞きする「関係団体ヒアリング調査」を実施しました。

調査の概要及び調査結果の概要は次のとおりです。

(1)調査の概要

対象者	市内の障害関係団体	
調査方法	ヒアリングシートの郵送による配布・回収	
調査期間	令和2年（2020年）7月	
団体の属性	回答団体数	10
	対象とする障害区分	身体（3）、知的（5）、精神（3）、障害児（5）、その他（1） ※複数回答あり
	平均活動期間	約16年
	主な活動区域	市内全域（7）、桜（1）、豊里（1）、 市内全域+茨城県各所（1）
	活動内容	研修・講演会（5）、相談・情報交換（7）、交流（5）、自立訓練（1）、イベント開催・参加（6）、啓発（1）など
	構成員の状況	平均32人 5年前からの変化：増えた（3）、変わらない（2）、減った（4）

※（ ）内の数字は回答団体数

(2)主な調査結果

①団体の状況や今後の障害者施策に求めるものについて

【活動上の問題について】

会員に関するもの（新メンバーの不足、多忙、高齢化、世代の偏りなど）や活動場所の確保、情報発信の機会の不足が多く挙げられています。

【障害や障害者への理解と交流、共生のまちづくりについて】

子どもたちからともに過ごす環境や受け入れ態勢の整備、障害や医療的ケア児に対する理解の促進が求められています。

【生活環境について】

移動手段の利便性改善(費用の助成や車いす用駐車場の確保など)や施設整備(多目的トイレの整備、バリアフリー化や障害特性に応じた設備の設置など)が多く挙げられています。

【安全・安心な暮らしについて】

障害特性にきめ細かく対応した避難所及び避難所設備の整備、実際の避難行動につながる避難訓練やシミュレーション、そうした裏付けのある個別の避難計画の作成・周知などが挙げられています。

【差別の解消・権利擁護について】

障害や医療的ケア、手話等の理解に資する啓発活動や条例の制定、障害児の保育・教育の機会の確保、インクルーシブ教育の推進などが求められています。

【障害福祉サービスについて】

サービスを受けやすくするための情報提供、障害者のニーズを正しく踏まえた福祉サービスの施設整備や研修等の実施、移動支援サービスの利用範囲の拡大などが求められています。また、行政によるサービス事業所に対する指導の強化についても意見が寄せられています。

【相談・情報提供について】

相談支援事業に関する人員や体制の整備・拡充と利用への周知、医療的ケア児・重症心身障害児・知的障害児等に対応できる専門職員の充実、障害に関係する各種手続きの簡素化、障害者が参加できる余暇活動などの総合的な情報提供、わかりやすい障害福祉ガイドブックなどが求められています。また、障害児相談支援の拡大を求める意見が寄せられています。

【医療・保健について】

医療機関、保健所、教育機関などの連携強化、学校や障害などに関する情報提供や医療と福祉の連携の強化、障害者に特化した健康診断、医療的ケア児やその親へのサポート体制の整備、聴覚障害者や手話通訳者に向けた研修等への支援などが求められています。

【教育・保育・療育について】

保育所や小中学校・義務教育学校、特別支援学校の医療的ケア児受入態勢整備やその保護者への支援、子どもを尊重し、主体とした教育・療育の充実、聴覚障害の児童・生徒への教育環境の充実等が希望されています。

【雇用・就労について】

障害者の就労機会の拡大、就労定着支援などの福祉サービスの弾力的な運用による就労しやすい環境づくり、企業の理解や企業側へのメリットの拡大が求められています。

【生涯学習、文化・スポーツ活動について】

イベント等を行っている団体への支援・助成、医療的ケア児や重症心身障害児が継続参加できる余暇活動の場づくり、活動に参加する障害児の親の負担軽減などが挙げられています。また、障害者自ら生涯学習を楽しめる講座を推進してほしいとの意見が寄せられています。

②今後の活動方針について

【今後取り組みたい、または充実したい活動について】

インターネットやリモート環境を活用した会の運営や情報発信、障害、医療的ケアなどに関する理解促進のための活動、医療・介護・福祉・教育・他団体などとの連携や保護者同士のつながりの強化、聴覚障害者等への支援事業などが挙げられています。

【上記の活動を進めるにあたって必要な行政支援、市民や地域の協力等】

支援センターや交流センターのリモート会議を含むネットワーク環境の整備、人材強化のための支援、団体の活動やボランティア活動促進のための支援、聴覚障害者支援の環境整備などが求められています。

③計画策定にあたってのご意見・ご要望等

現行の計画の進捗状況や目標達成の見込みに関する情報提供、他の自治体を参考とした施策の検討、計画策定会議委員への障害当事者の登用、障害当事者を主役とした計画の策定などの御意見がありました。

各論 1

第3次つくば市障害者計画

第1章 計画の基本的な考え方

第1節 基本目標

1 共生のまちづくりの推進 ～相互理解と助け合いのために～

障害の有無にかかわらず、全ての市民が持てる力を活かし時に他を支え、時に支えられながら、いきいきと安心してともに暮らすまちづくりを推進します。

2 生活環境の整備推進 ～暮らしやすく活動しやすいまちづくりのために～

生活環境の中に存在する障壁(バリア)の影響を最も受けやすい、障害者や高齢者などの目線に立って、暮らしやすく活動しやすい環境の整備を推進します。

3 安全・安心な暮らしの確保 ～災害や犯罪から生活を守るために～

近年深刻化している自然災害や詐欺などの犯罪に対する防災体制や防犯体制の充実を図り、障害者や高齢者をはじめとする全ての市民の安全で安心な暮らしの確保を図ります。

4 権利擁護の充実 ～いつまでも自分らしく幸せに暮らすことを目指して～

高齢化の進展により、判断能力が十分でない人が増えています。また、人権を棄損する虐待も増加しています。そうした人の権利を守るために、成年後見制度の利用支援、虐待防止のための体制整備、差別解消のための啓発活動を充実させます。

5 地域生活の充実 ～地域での自立した生活を支えるために～

障害者が地域で自立した生活を送ることができるよう、日常生活を支援する様々な福祉サービスや相談体制、保健や医療、教育などとの連携による支援体制の充実を図ります。

6 保健・医療体制の充実 ～健康の維持回復のために～

障害の原因となりうる生活習慣病の発症予防や障害の重症化の予防のために、健康づくり活動の推進や障害の早期発見体制の充実、医療体制の整備を進めます。

7 教育・療育の充実 ～障害児を安心して育てるために～

教育・療育の環境を整備するとともに関係機関の連携強化を図り、医療的ケア児をはじめとする障害のある子どもの健やかな育ちとその保護者・家庭を支えます。

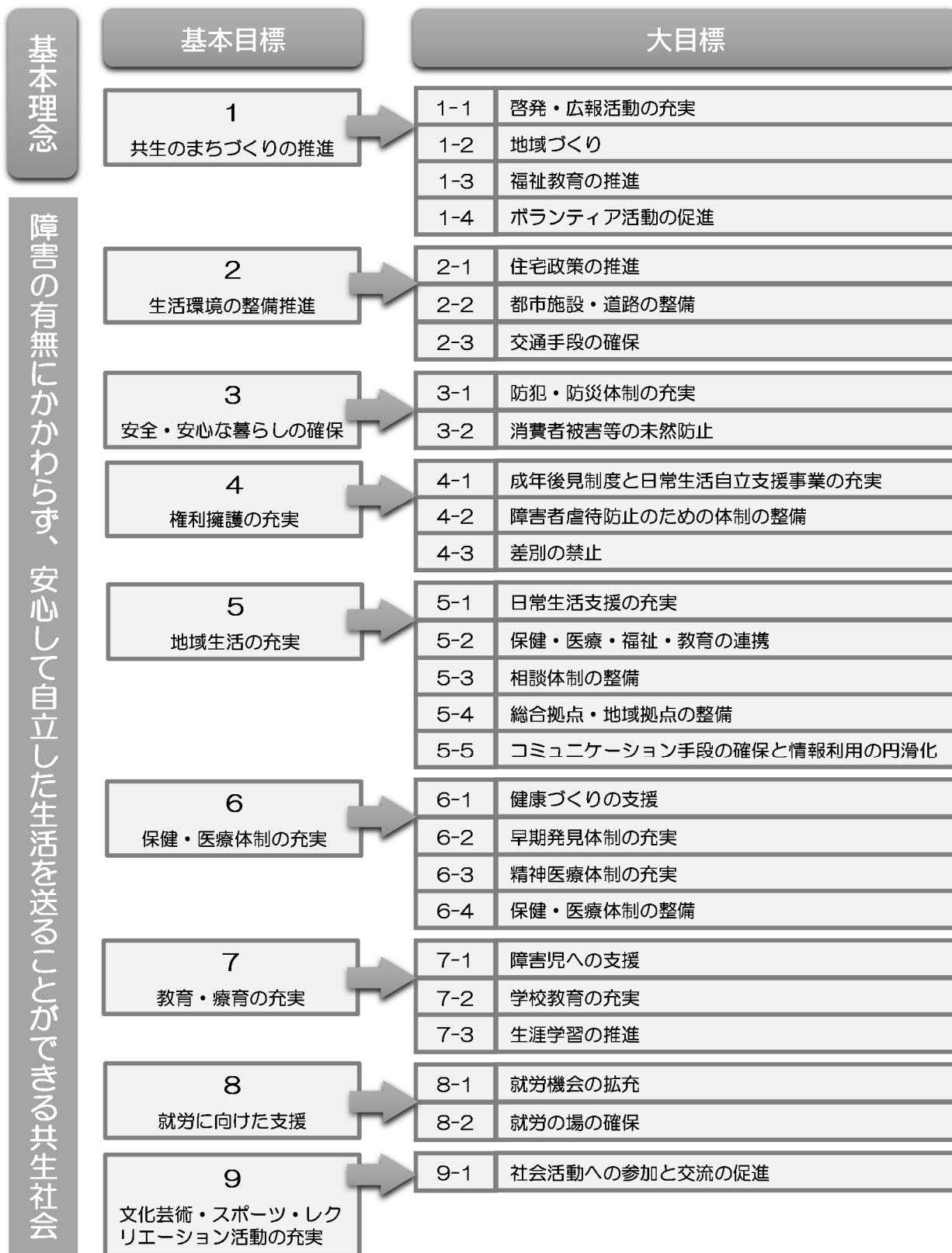
8 就労に向けた支援 ～生きがいのある生活を送るために～

生きがいのある生活を送るには、自立のための経済的基盤の確立が重要です。障害者一人ひとりが、その働く意欲や適性・能力に沿って働きがいのある就労ができるよう支援を行います。

9 文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動の充実 ～豊かな生活のために～

豊かな生活を送るために大切な文化芸術の活動やスポーツ・レクリエーション活動に、障害者が気軽に取り組み、参加できるよう、様々な機会の充実を図ります。

第2節 計画の体系



第2章 施策の展開

第1節 共生のまちづくりの推進

障害者福祉に関するアンケート調査では、差別や偏見を「いつも感じる」または「たまに感じる」との回答が、発達障害者で7割近く(68.9%)に達し、最も少ない身体障害者でも37.8%に上っています。

健康な生活を送ってきた方でも、高齢化や傷病等で日常生活に困難が生じれば、介護を必要とする可能性は高くなります。そうした、日常生活や社会生活に制約を受ける状態の人は、障害者基本法による「障害者」の定義と重なります。

障害を特別なものと捉えることなく、障害のある人・ない人、子どもからお年寄り、様々な人がつながり、ともに生きることが当たり前のまちをつくることは、全ての人にとって重要なことです。

そのために、障害についての理解を深めるための啓発活動や福祉教育を推進し、障害者が持つ差別感が解消されるよう努めるとともに、地域で人と人がつながる仕組みづくりやボランティア活動の促進を図ります。

1-1 啓発・広報活動の充実

番号	事業概要	担当課
1	市民への啓発活動 ・障害の特性に対する理解と認識を深めるため、障害の特性や、各種障害福祉に関連した講演会等のイベント情報を発信することにより、啓発・広報活動に努めていきます。	障害福祉課 社会福祉協議会
2	広報紙の活用 ・広報紙への掲載を通して、障害者に対する情報提供に努めていきます。	障害福祉課
3	ホームページの活用 ・市ホームページ及び市公式 SNS 等を活用し、市民に対する正確・丁寧・迅速な情報提供を図ります。	広報戦略課 障害福祉課
4	障害者週間を通じた啓発・広報活動 ・障害者週間(12月3日～9日)を通して、市民全ての人々が障害に対する理解と認識を深めるための啓発・広報活動に努めていきます。	障害福祉課
5	在住外国人への情報提供や多文化共生に対する意識啓発 ・外国語広報紙の発行やホームページ等での情報発信、外国人相談窓口の設置のほか、国際理解講座等の実施を通して、多文化共生に対する意識を啓発します。	国際交流室

6	<p>男女共同参画意識の啓発</p> <p>・性別によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合える社会の実現に向けた理解と意識を深めるため、各種啓発活動を推進していきます。</p> <p>また、市民一人ひとりの能力や行動力を高めるため、交流の場や学習機会を提供します。</p>	男女共同参画室
---	--	---------

1-2 地域づくり

番号	事業概要	担当課
7	<p>つくば市障害者計画、つくば市障害福祉計画、つくば市障害児福祉計画</p> <p>・つくば市障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画を策定する際、関係者ヒアリングやアンケート調査などによるニーズ把握を行い、利用者にとって望ましい形での施策への反映に努めます。</p>	障害福祉課
8	<p>障害者自立支援協議会</p> <p>・地域における障害者への支援体制に関する課題について、関係機関等が情報を共有し、連携の緊密化を図り、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行っていきます。</p>	障害福祉課
9	<p>つくば子育てサポートサービス事業</p> <p>・子育てについて援助を受けたい人と援助をしたい人により会員組織を作り、地域の人が子育て家庭を支援することを目的とし、子育て家庭を支えるネットワークのひとつとします。</p>	こども政策課 社会福祉協議会
10	<p>生活支援体制整備事業</p> <p>・地域の多様な主体がメンバーとなり、その地域ならではの支え合いの仕組みづくりを話し合う場である「第2層協議体」を圏域ごとに設置し、協議体と協力しながら地域の様々な活動をつなげ組み合わせる調整役として、地域の実情に詳しい「生活支援コーディネーター」の配置を行っていきます。</p>	地域包括支援課
11	<p>地域見守りネットワーク事業</p> <p>・地域によっては、ふれあい相談員を早急に設置する必要があるため、その地域に適した相談役を見つけ、設置に向けて積極的に働きかけ、見守りが必要な方に対し、地域で見守ることのできる仕組みづくりを進めていきます。</p> <p>・社会福祉協議会を中心とした小地域福祉活動の基礎づくりを推進します。</p>	社会福祉協議会
12	<p>さわやかサービス事業</p> <p>・さわやかサービス事業などの住民参加型サービス等について、窓口及び相談等の際に事業の利活用と周知を図り、事業普及の促進を支援していきます。</p>	社会福祉課 社会福祉協議会

1-3 福祉教育の推進

番号	事業概要	担当課
13	市内小中学校・義務教育学校と特別支援学校との交流促進 ・市内小中学校・義務教育学校と特別支援学校との交流を通して、障害児に対する理解を深めます。	学び推進課 特別支援教育推進室
14	福祉移動教室 ・手話や点字、車いす体験など、児童・生徒が体験的に福祉を学ぶ機会を得られるよう努めます。	社会福祉協議会

1-4 ボランティア活動の促進

番号	事業概要	担当課
15	ボランティア活動基盤整備事業 ・ボランティア活動を支援するため、ボランティア保険の受付や福祉機材の整備・貸出しを行います。また、ボランティア・市民活動を支援する団体助成事業を実施していきます。	社会福祉協議会
16	ボランティア育成・支援・研修事業 ・小中学生や青少年に対し、体験等を通して福祉やボランティアへの興味や関心につながる機会を提供します。 ・ボランティア活動を希望する市民に対し、活動の基本となる知識や必要な技術等を習得するための講座を開催しボランティアの育成に努めます。	社会福祉課 社会福祉協議会
17	ボランティアネットワーク支援事業 ・ボランティア連絡協議会と連携し、ボランティアの情報交換や交流、活動発表の機会等を持ちボランティア間の横のつながりの強化に努めます。	社会福祉協議会
18	ボランティアセンター広報事業 ・ホームページや「つくばボランティアセンターNEWS」等でボランティア活動にかかわる情報を発信していきます。	社会福祉協議会
19	ボランティアセンター運営事業 ・ボランティアコーディネーターを配置し、ボランティア活動の希望や受入、悩み等の相談対応を行ったり、情報提供や需給調整を行います。	社会福祉協議会
20	各種奉仕員養成講座の開催 ・視覚障害者や聴覚障害者のコミュニケーション支援やボランティアの育成を図るため、各種奉仕員養成講座(手話・要約筆記・点訳・音訳)を開催します。	障害福祉課
21	介護支援ボランティア事業 ・介護支援ボランティア活動を通じて地域貢献することを奨励し、高齢者自身も社会参加活動を通じた介護予防を推進します。	地域包括支援課 社会福祉協議会

第2節 生活環境の整備推進

障害者や高齢者が、地域の中で安心して楽しく暮らしていくためには、住居内での移動や道路・施設・交通機関などの利用において、障害者に困難を感じさせるもの(バリア)を極力無く(フリーに)する環境の整備を、障害者の視点に立つて行うことが大切です。

障害者福祉に関するアンケート調査で回答された、外出する時に困ることについては、障害の種類により特徴が見られていますが、「公共交通機関が少ない(ない)」、「道路や駅に階段や段差が多い」、「外出先の建物の設備が不便(道路、トイレ、エレベーターなど)」は、比較的共通して多い回答となっています。

それらの指摘に応え、障害者が利用しやすく安全な環境を整備するため、住宅や施設・道路の整備、交通手段の充実に努めます。

2-1 住宅政策の推進

番号	事業概要	担当課
22	つくば市市営住宅長寿命化計画 ・市営住宅の長寿命化のための大規模改修工事では、バリアフリー等に配慮した仕様での改修を促進します。また、建て替えについては、構造や間取り等に関しても障害者や高齢者世帯に配慮した居住水準・仕様での整備を推進します。	住宅政策課
23	重度障害者住宅リフォーム補助事業 ・重度障害者に対し、在宅で過ごしやすい環境を整備するための住宅改修補助制度の周知を行い、専門職(理学療法士、作業療法士)と協力して相談に応じられる体制の整備を図ります。	障害福祉課
24	つくば市民間賃貸住宅情報提供事業 ・障害者や高齢者世帯等の住宅確保要配慮者に対し、低額な民間賃貸住宅の情報を窓口で提供し、市内における安定した居住の確保を図ります。	住宅政策課
25	住居確保給付 ・離職・廃業から2年以内、または休業等により収入が減少し離職等と同程度の状況にある方で、住居を失った方(または失う恐れの高い方)に対し、一定期間家賃相当額を支給するとともに、再就職に向けた支援を行います。	社会福祉課
26	グループホームの利用促進 ・新規参入事業所の迅速な情報収集に努め、事業者情報を的確に把握し、特色ある事業などを実施している事業者の情報提供を積極的に行います。	障害福祉課

2-2 都市施設・道路の整備

番号	事業概要	担当課
27	施設環境の整備 ・公共施設等においてバリアフリー化を含めた公共施設の環境整備に努めます。 ・茨城県ひとにやさしいまちづくり条例に基づき、特定公共的施設の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替えの工事をしようとする者から届出を受け、審査することで、整備基準に適合していることを確認します。また、必要に応じて、届出者に指導及び助言を行うことで、整備基準に適合させ、全ての人々が安全かつ容易に社会参加できるための環境整備を目指します。	障害福祉課 建築指導課
28	道路の修繕・改修 ・路面凹凸の解消については、地区要望、通報及びパトロールなどを基に、修繕・改修工事を実施していきます。	道路管理課

2-3 交通手段の確保

番号	事業概要	担当課
29	<p>福祉有償運送事業</p> <p>・福祉有償運送事業実施団体の参入に努めることによって、公共交通機関を利用することが困難な人に対して、外出の利便を図っていきます。また、実施団体へ補助金を交付し支援していきます。</p>	<p>高齢福祉課 障害福祉課</p>
30	<p>コミュニティバス・デマンド型交通運行業務</p> <p>・公共交通に関する調査・分析を行い、コミュニティバスやデマンド型交通を運行することにより、移動利便性の高い公共交通網の形成に努めます。</p>	<p>総合交通政策課</p>
31	<p>ノンステップバス導入促進事業</p> <p>・移動等円滑化の促進に関する基本方針に基づき、つくバスのノンステップバスでの運行に加え、路線バスへのノンステップバスの導入を推進していきます。</p>	<p>総合交通政策課</p>
32	<p>障害者運賃割引制度</p> <p>・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持している人及びその介護者(1名)を対象に、つくバスとつくタクの運賃の割引(半額)を行います。</p>	<p>総合交通政策課</p>
33	<p>福祉タクシー制度の充実</p> <p>・障害者の社会参加の促進を図るため、障害者福祉タクシー券の助成制度に関する広報・周知を図り、利用促進に努めます。</p>	<p>障害福祉課</p>
34	<p>障害者の運転免許取得・自動車改造の助成</p> <p>・障害者の社会参加の促進と日常生活の利便を図るため、運転免許取得・自動車改造の助成を実施して、交通手段の確保を支援します。</p>	<p>障害福祉課</p>

第3節 安全・安心な暮らしの確保

障害者福祉に関するアンケート調査では、災害時に一人で避難できないとの回答は、知的障害、高次脳機能障害、発達障害者で特に高く、それぞれ 60.3%、53.8%、47.3%となっています。また、災害時に困ることでは、「避難場所の設備(トイレなど)や生活環境が不安」が障害の種類に関わらず高くなっていますが、精神障害者や難病患者では、「投薬や治療が受けられない」の回答がそれ以上に高いなど、障害の種類により異なる点が見られ、ヒアリング調査の結果でも、障害特性にきめ細かく対応した避難所や避難設備の整備を求める意見があがっています。

そうした要望に沿う、より充実した防災体制の構築を進めるとともに、金銭管理に介助が必要であるなど、判断能力が十分でない人が被害を受けやすい消費者被害の未然防止に努めます。

3-1 防犯・防災体制の充実

番号	事業概要	担当課
35	防犯・防災に関する啓発・広報 ・市民等に対し、防犯・防災に関するパンフレット等の回覧・配布により、防犯・防災に関する知識の普及を図ります。	防犯交通安全課 危機管理課
36	地域見守りネットワーク事業 ・住み慣れた地域で誰もが安心して暮らし続けられるように、地域住民による助けあい活動や支えあい活動を推進し、地域住民が福祉関係者と協力、連携しながら見守りが必要な方に対し地域で見守ることのできる仕組みづくりを進めます。	社会福祉課 社会福祉協議会
37	避難行動要支援者への支援 ・避難において支援が必要な障害者の状況を把握するため、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援関係者に提供するとともに、避難支援個別計画の作成を依頼し、災害時における地域の支援を推進します。	社会福祉課
38	福祉避難所の受入れ体制の構築 ・指定避難所で過ごすことが困難な人のために、災害時に福祉避難所として開設が可能な福祉施設等と避難行動要支援者の受入れに関する協定を締結するなど、緊急時の受入体制を構築します。	社会福祉課
39	障害特性に応じた災害時支援 ・避難が必要な災害時に、指定避難所、福祉避難所で過ごすために、特性や困りごとを周囲に理解してもらうよう、周知、啓発に努めます。	障害福祉課

40	医療的ケアが必要な人への災害対応の支援 ・日常生活で電源を必要とする医療的ケアが必要な人に対し、避難支援個別計画作成の支援を行い、災害時に備えるためのガイドブックを作成し、周知に努めます。	障害福祉課
41	防災訓練プログラムの導入 ・地域住民と連携した防災訓練や防災訓練プログラムの体験の機会を設けていきます。	社会福祉協議会
42	福祉移動教室メニューの追加 ・従来の福祉教育プログラムに加えて、防災訓練プログラムを導入し、体験を通して学びの機会を提供します。	社会福祉協議会

3-2 消費者被害等の未然防止

番号	事業概要	担当課
43	消費者被害等の未然防止 ・市民全体が正しい認識を持ち、地域でも支えられるようにするため、消費者教育を推進し、注意喚起情報の提供に努めます。	消費生活センター
44	消費者トラブルの相談 ・消費者トラブルに遭遇してしまった場合の相談業務の充実とともに、普及啓発に努めます。	消費生活センター

第4節 権利擁護の充実

個人が人としての尊厳を持って生きていくためには、人権をはじめとする様々な権利が保護されなければなりません。

判断能力が十分でない人の財産などの権利を守るために成年後見制度がありますが、アンケートでは、この制度を「よく知っている」は1割未満で、5割を超える人が制度の概要も知らない状況です。

自立した日常生活を送るために制度を必要とする人が、必要な時に活用できるよう、制度の利用支援を行います。

また、障害者への虐待の防止や差別の解消につながる啓発、発生してしまった虐待への迅速な対応に努めます。

4-1 成年後見制度と日常生活自立支援事業の充実

番号	事業概要	担当課
45	成年後見制度利用支援事業 ・成年後見制度の利用支援を目的に、審判請求費用や成年後見人等に対する報酬を助成します。また、身寄りがないなど後見等開始の審判請求を行う人がいない障害者等を対象に、市長が審判開始の申立てを行います。	障害福祉課 地域包括支援課
46	成年後見制度推進事業 ・法人後見を実施することで、判断能力に支援を要する方の権利を擁護するとともに、住み慣れた地域において安心して暮らし続けられるよう支援します。併せて、制度の普及啓発、市民後見人の養成、後見監督人の受任等を行います。	社会福祉協議会 障害福祉課 地域包括支援課
47	日常生活自立支援事業 ・認知症や知的・精神障害等で判断能力の不十分な方々に、福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理、書類等の預かり等を実施します。	社会福祉協議会

4-2 障害者虐待防止のための体制の整備

番号	事業概要	担当課
48	障害者虐待防止事業 ・「つくば市障害者虐待防止センター」を設置し、24時間365日体制で、障害者への虐待に関する通報の受理、障害者の保護のための相談・指導及び助言を行うほか、障害者への虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報・啓発を行います。	障害福祉課

4-3 差別の禁止

番号	事業概要	担当課
49	<p>障害者差別解消法の主旨の普及啓発</p> <p>・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づき、職員に対しては、適切に対応するために必要な研修を行い、市民に対しては、市のホームページ等にて普及啓発に取り組みます。</p>	<p>障害福祉課 人事課</p>
50	<p>合理的配慮支援事業</p> <p>・障害者の社会参加の促進を図り、誰もが安心して暮らせる共生のまちづくりを推進することを目的として、事業者や住民自治組織が、コミュニケーションボードの作成・物品の購入・工事の施工を行った場合に補助金を交付します。</p>	<p>障害福祉課</p>

第5節 地域生活の充実

障害者への福祉サービスは、障害者総合支援法に基づく自立支援給付と、市町村や都道府県が実施する地域生活支援事業、さらに児童福祉法に基づく障害児に対する福祉サービスで構成され、一人ひとりが自分らしい生活を送るために必要なサービスをそれらの中から選択し利用します。そうした選択と利用に十分応えることができるよう、サービスの提供体制の充実を図るとともに、サービス事業者に関する情報を、視覚障害、聴覚障害など障害特性に対応する様々な手段により迅速に提供し、アンケート調査で明らかになった今後の情報入手先としての大きな期待に応えます。

また、充実した地域生活を支える相談体制や支援拠点の整備、保健・医療・福祉・教育の連携の強化を図ります。

5-1 日常生活支援の充実

番号	事業概要	担当課
51	障害福祉サービス提供体制の充実 ・相談支援事業所と連携し、利用者が適切なサービスを受けることができるように、障害者の個々のニーズ、社会的資源を的確に把握するとともに、社会的資源の整備・促進と質の向上を図ります。 さらに、つくば市が設ける介護職員就労スタートアップフォロー給付金や介護職員キャリアアップ費用給付金の制度を活用し、介護職員の増加や質の向上を図ります。	障害福祉課
52	地域生活支援事業の充実 ・相談支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業の円滑な実施に努めるとともに、利用者のニーズに即したサービスの充実を検討していきます。	障害福祉課
53	福祉支援センターの充実 ・福祉支援センターにおいて、障害者の日常生活動作等の機能訓練や社会適応訓練等の充実を図ります。	障害福祉課
54	短期入所事業等への参入の促進 ・既存の障害福祉サービス事業者に対し、障害児等に対する短期入所事業や生活介護事業、日中一時支援事業への参入を働きかけます。また、新たに居住系の福祉サービスを開始する事業所に対しても短期入所等への参入を働きかけていきます。さらに、県と連携を図り、円滑に事業所指定の手続きが進むよう支援し、新規参入しやすい環境づくりに努めていきます。	障害福祉課

55	<p>グループホーム事業の充実と利用促進</p> <p>・共同生活援助(グループホーム)の新規開設や施設整備について、関係機関と連携して支援していきます。また、開設後は、相談支援事業所を通じて、利用希望者に積極的に情報を提供することで、利用を促進していきます。</p>	障害福祉課
56	<p>施設情報の提供</p> <p>・利用者一人ひとりに合った福祉サービスの利用を目指し、事業所ガイドブックを作成・更新して、新規参入事業所や既存事業所の特色ある事業などの情報を利用者に迅速に提供していきます。</p>	障害福祉課
57	<p>日中活動系サービスや居住系サービス事業への参入促進</p> <p>・各種の障害福祉サービス事業への新規参入を促進するため、県と連携を図り、円滑に事業者指定の手続きが進むよう支援していきます。</p>	障害福祉課
58	<p>車いす貸し出し事業</p> <p>・車いすが一時的に必要な人などで既制度の利用ができない人に対して、車いすが利用できるよう貸し出しを行います。</p>	障害福祉課 社会福祉協議会
59	<p>宅配食事サービス事業</p> <p>・配食サービスを活用しながら、心身の障害等の理由で調理や買物が困難な高齢者の安否確認や健康保持を図っていきます。</p>	高齢福祉課
60	<p>難病患者への支援</p> <p>・難病患者の支援については、保健所との連携を含め、関係機関と協力し進めていきます。また、手帳取得対象外の難病患者で制度に該当する方には、障害福祉サービスによる支援を行っていきます。経済的支援としては、難病患者福祉金を支給します。</p>	障害福祉課
61	<p>障害基礎年金・各種手当等</p> <p>・障害基礎年金・心身障害者扶養共済事業・その他各種手当支給事業等により、障害者(児)やその介護者に対し、経済的な支援を行います。</p>	医療年金課 障害福祉課
62	<p>水道料金の減免</p> <p>・障害者の日常生活支援のため、使用者からの申請により規程に基づく水道料金の一部減免を行います。</p>	水道業務課

5-2 保健・医療・福祉・教育の連携

番号	事業概要	担当課
63	全庁的な連携体制の強化 ・障害福祉に携わる関係各課の連携を推進し連携体制の強化を図ります。	障害福祉課
64	福祉に関する職員研修の計画的実施 ・福祉に関する職員研修を計画的に実施し、市民の福祉の増進を基本として、市民の立場に立って考え、行動する職員を目指します。	人事課
65	発達相談 ・障害福祉課の臨床心理士を中心に、発達の気になる児童の保護者等から相談を受け、早期に適切な支援をしていくことにより、児童の発達を促し、保護者の育児を支援します。また、関係機関との連携を図ります。	障害福祉課
66	のびのび子育て教室 ・母子健診の事後フォローの親子教室として、集団遊びを通して幼児の発達を促し、また母親が幼児との関わり方について学ぶことができるよう育児支援に努め、療育が必要だと判断された場合は、必要な社会資源(療育等)につなげていきます。	健康増進課
67	高次脳機能障害への支援の充実 ・高次脳機能障害普及事業の拠点機関である茨城県高次脳機能障害支援センターや高次脳機能障害支援協力病院と連携を強化して、支援を図ります。	障害福祉課
68	精神障害にも対応した地域包括ケアシステム推進事業 ・関係機関と連携し、その人の心や身体の状態に合った最も相応しい在宅サービスの提供を行うため、関係者の連携による精神科領域も含めた地域包括ケアシステムの充実に努めます。	障害福祉課
69	医療的ケア児等の相談支援 ・医療的ケア児等が在宅生活を送る上で必要なサービスの紹介や相談を受け、関係機関につなぐことで、安心して生活できるよう支援していきます。	障害福祉課

5-3 相談体制の整備

番号	事業概要	担当課
70	<p>障害福祉制度についての相談対応の充実</p> <p>・障害者相談支援事業者や関係機関等と連携しながら、利用者の身体状況や生活環境に応じた適切なサービスが受けられるよう体制を整備し、他部署とケース情報の共有を図ります。また、利用者の障害特性等を鑑みて、ITやICT技術を活用した相談対応について検討を進めていきます。</p>	障害福祉課
71	<p>女性のための相談室運営事業</p> <p>・女性に対する暴力やセクシュアル・ハラスメントなどについて、必要な情報を提供するとともに、女性が主体的に思考・行動できるよう相談・支援を行っていきます。</p> <p>・相談体制については、業務の効率化を図るとともに、相談事例が複雑化・困難化してきているため、他機関との連携強化をしていきます。</p>	男女共同参画室
72	<p>家庭児童相談業務の充実</p> <p>・要保護児童対策地域協議会において、児童相談所、教育局、保健所等の関係機関と個々のケースに応じて適切な役割分担をし、綿密な連携を図ることにより、家庭児童相談業務を充実させます。</p>	子育て相談室
73	<p>発達相談</p> <p>・発達相談を実施することで、発達に課題のある児童を早期に見つけて、適切な指導及び支援サービスにつなぎ、児童の発達を促すとともに、保護者の育児支援を実施し、相談業務が円滑に実施できるよう努めます。</p>	障害福祉課 健康増進課
74	<p>こころの健康相談事業</p> <p>・「こころの問題」で悩んでいる人に対し、適切な指導を行い、精神的健康状態が維持・増進できるよう体制づくりに努めます。また、相談事業の周知を強化し、必要時、他機関との連携を充実していきます。</p>	健康増進課

5-4 総合拠点・地域拠点の整備

番号	事業概要	担当課
75	地域生活支援拠点等の整備 ・障害者等の地域での暮らしや自立を希望する人への支援を推進するため、相談、緊急時の対応、体験の場としての機能等を備えた地域生活拠点等の整備を進めていきます。	障害福祉課
76	相談対応部署間の連携強化 ・障害福祉課と地域包括支援課等の庁内部署、及び関係機関の相談を受ける担当者同士の連絡・連携を密にします。庁内部署間ではケース情報の共有に取り組み、適切な部署で相談に対応できる体制を整備します。	地域包括支援課 障害福祉課
77	児童発達支援センターの整備 ・発達に課題のある又は障害のある子どもや家族への支援を行う療育拠点として、児童発達支援センターの整備を進め、障害児を支援する機関との連携づくりや援助、助言などの地域支援を行います。	障害福祉課

5-5 コミュニケーション手段の確保と情報利用の円滑化

番号	事業概要	担当課
78	コミュニケーション支援サービスの充実 ・聴覚・言語機能・音声機能障害のため意思疎通を図ることに支障がある人に対し、手話通訳者等の派遣、支援のための各種奉仕員養成講座の実施等を行いコミュニケーション支援サービスの充実を図ります。	障害福祉課
79	障害福祉サービス事業所情報の収集と迅速な情報提供 ・障害福祉サービス事業所とネットワークを密にすることで、事業所利用に関する情報の収集に努め、迅速・適切な情報提供を行います。	障害福祉課
80	視覚障害者等の読書環境整備 ・小説などの録音資料(CD)、大きな活字の本、点訳ボランティアの活動により作成した点字絵本を備えていきます。	中央図書館
81	聴覚障害者等の緊急通報 ・119 番 FAX と緊急通報システム NET119 は、聴覚や発話に障害があり、音声での緊急通報が困難な人を対象とした通報システムです。119 番 FAX 登録者に対しては、毎年通報訓練を実施、適正なシステム運用を図っています。申請受付・相談窓口を開設しており、聴覚や発話に障害がある人がスムーズに緊急通報できるよう、今後も市民への広報に努めていきます。	消防指令課

82	<p>市役所窓口におけるコミュニケーション支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none">・開庁日の9時から17時まで手話通訳者を設置し、各窓口で手話対応を行います。・磁気コイル付補聴器をお持ちの方が利用可能な磁気ループシステムを、障害福祉課窓口を設置しています。・筆談ボードを障害福祉課窓口を設置し、筆談対応を行います。	障害福祉課
----	--	-------

第6節 保健・医療体制の充実

つくば市では、精神障害者保健福祉手帳所持者数が近年大きく増加していますが、脳血管疾患や糖尿病などの生活習慣病と精神障害の関係が指摘されており、若い年代から健康づくりに取り組み、生活習慣病の発症や重症化を予防するとともに、疾病の早期発見・早期治療による障害の軽減が重要となっています。

そのため、健康診査や健康づくりを支援するための各種活動や早期発見のための体制の充実、精神医療を含む、保健・医療体制の整備を推進します。

6-1 健康づくりの支援

番号	事業概要	担当課
83	健康管理システムの活用 ・新健康情報管理システムを導入し、各窓口(健康増進課・保健センター・いきいきプラザ)間で健診や予防接種等、市民の健康情報を共有化し、統一された保健サービスの提供を図っていきます。	健康増進課
84	健康体操教室 ・若い世代からの生活習慣病予防・介護予防に取り組み、全市民を対象に、高齢になっても障害を持っていても、住み慣れた地域で、健康でいきいきした生活を送れるようにします。	健康増進課
85	特定健康診査等 ・集団健診(特定健診・後期高齢者健診・各種がん検診)及び医療機関健診など、健康保持の場を提供するとともに、未受診者に対しては受診勧奨を行います。 さらに、健診結果をもとに生活習慣の改善ができるよう特定保健指導や重症化予防を行います。	健康増進課 国民健康保険課 医療年金課

6-2 早期発見体制の充実

番号	事業概要	担当課
86	<p>あかちゃん訪問(乳児全戸訪問事業)</p> <p>・概ね4か月未満のあかちゃん訪問を実施することにより、異常を早期に発見し、適切な治療に結びつけます。また、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や療育環境の把握及び助言を行い、支援の必要な家庭に対しては適切なサービスが提供できるよう、関係課と連携を図っていきます。</p>	健康増進課
87	<p>1歳6か月健康診査</p> <p>・専門職の問診指導、相談等により1歳6か月児の心身の発育や発達の遅れ、疾病等を早期に発見するとともに、育児方法や食生活など適切な指導を行い、保護者が安心して楽しく育児ができるよう、母子健診の充実に努めます。</p>	健康増進課
88	<p>3歳健康診査</p> <p>・専門職の問診指導、相談等により3歳児の心身の発育や発達の遅れ、疾病等を早期に発見し必要に応じて発達相談や療育等のサービスにつなげます。また、育児方法や食生活など適切な指導を行い、保護者が安心して楽しく育児ができるよう、母子健診の充実に努めます。</p>	健康増進課
89	<p>すこやか健康相談</p> <p>・乳幼児を持つ保護者等を対象に、成長発達全般・生活習慣・栄養等の相談・助言及び情報提供を行います。不安を軽減し、安心して育児ができるよう努めることで乳幼児の健やかな成長を支援します。また、支援の必要な家庭に対しては、適切なサービスを提供できるよう関係者・他課及び関係機関との連携を図っていきます。</p>	健康増進課
90	<p>出前健康講座</p> <p>・乳幼児を持つ保護者や育児支援者に対し、子どもの健康や栄養指導、歯科指導等について出前講座を実施し、地域に根ざした育児支援を展開するとともに、子育ての不安軽減に努めます。</p>	健康増進課

6-3 精神医療体制の充実

番号	事業概要	担当課
91	市長同意による医療保護入院事務 ・医療機関から医療保護入院に関する依頼があったものについて、医療保護入院手続きを速やかに実施します。	健康増進課
92	連携による在宅支援体制の充実 ・地域移行支援事業・地域定着支援事業の促進を図り精神障害者等の社会参加を促します。さらに地域において社会福祉施設等との連携を図り、在宅における支援体制の充実に努めます。	障害福祉課

6-4 保健・医療体制の整備

番号	事業概要	担当課
93	健康増進計画推進事業 ・健康づくり推進協議会を年に2回開催し、協議会からの意見を計画内容に反映させていくとともに、第4期健康増進計画「健康つくば21」の策定に向けて、準備を進めます。毎年度末、各分野から提出される進捗管理表を参考に、PDCAサイクルマネジメントに基づいて計画全体の評価をしていきます。	健康増進課
94	医療福祉費支給制度 ・医療福祉費支給制度(小児・重度心身障害者等)について、県及び市制度に基づき実施していきます。また、制度の見直しについて県の動向を勘案しながら検討していきます。	医療年金課
95	障害児受入れ医療機関等への支援 ・市内医療機関等に対し、医療ケアが必要な障害児に対する短期入所事業所や日中一時支援事業所の設置を働きかけ、必要に応じ県と連携を図り、円滑に事業所指定の手続きが進むよう医療機関等を支援していきます。	障害福祉課
96	感染症対策事業 ・新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、感染症の発生予防と感染拡大防止のための体制を整え、感染症発生の各段階に応じた対策を実施します。また、感染症に関する情報・知識を啓発し、感染症の予防に努めます。	感染症対策室

第7節 教育・療育の充実

令和2年度の小学校の特別支援学級の児童数は596人で、5年前の平成27年度から250人増加しました。同様に令和2年度の中学校の特別支援学級の生徒数は211人で、平成27年度から71人増加しており、年々増加する児童・生徒に質・量とも対応できる学校教育の充実が重要となっています。

アンケート調査では、施設・学校・保育所等に通う時困ることとして、1位の「通うのに付き添いが必要」に続き高い割合の回答は、知的障害と発達障害の「課題や授業についていけない」、精神障害と発達障害の「周囲の理解が得られない」などとなっています。また、ヒアリング調査では、医療的ケア児の受け入れ態勢の整備やその保護者への支援などが求められています。

そうした障害のある児童・生徒の増加や、アンケートやヒアリングでの指摘に適切に応えるため、教育や療育の体制の充実を図ります。

7-1 障害児への支援

番号	事業概要	担当課
97	障害児の総合的な支援体制の整備 ・障害児が、地域の中で適切な治療・保育・教育が受けられるよう、市の機関に配置されている専門職と連携して、総合的な支援体制の整備を図ります。	障害福祉課
98	おもちゃライブラリー事業 ・「おもちゃライブラリー」の活動PRを推進し、障害児のより活発な利用を呼びかけていきます。	社会福祉協議会
99	障害のある保護者への配慮 ・障害者が同居する低所得世帯等に対する認可保育所(園)の保育料適正化を図ります。	幼児保育課
100	ペアレントトレーニング・ペアレントメンター ・発達気になる児童の保護者が児童への接し方を学ぶとともに、他の保護者と一緒に学ぶことでストレスの軽減を図るペアレントトレーニングを行います。 ・発達障害のある子どもを持つ保護者に対し、同じような子育て経験のある立場から共感的なサポートや地域資源の情報提供を行う、ペアレントメンターの活動を支援します。	障害福祉課

101	障害児の保育所の受入れ態勢の整備 ・公立保育所における加配保育士の配置や、民間保育園における加配保育士の人件費補助を行うことで、障害児の状況に応じた受入体制の整備に努めます。 ・安全・安心な保育のため、各保育所の保育体制や環境等に十分配慮しながら、保護者、保育所の双方との調整に努めます。	幼児保育課
102	療育の質向上のための関係福祉施設の連携の強化 ・児童発達支援事業や障害児保育等、地域における療育の質を高めるため、通園施設が有する専門的な療育機能を地域療育の場として利用できるよう、訪問指導や研修会の開催等を行い、関係福祉施設との連携強化に努めます。	障害福祉課
103	障害児に配慮した施設の整備 ・障害児の入園・入学を関係部署と連携しながら事前に把握し、速やかに段差解消、手摺り設置などの施設整備に努めていきます。	教育施設課
104	障害幼児教育の充実 ・障害のある幼児が幼稚園入園後に適切な支援が受けられるよう、教職員向けの研修会を実施するとともに必要に応じて巡回相談を実施します。 ・障害児が安全に安心して幼稚園生活を送れるよう、教員の指導補助を行う特別支援教育支援員を配置します。 ・本人、保護者が安心して就学を迎え一貫した支援が受けられるよう、一人ひとりの障害に応じ適切な就学相談を実施し、学校への移行支援を行います。	特別支援教育推進室
105	障害児支援体制の整備 ・児童発達支援センターの必要な機能である障害児相談支援、保育所等訪問支援、児童発達支援事業を実施し、障害児支援体制の充実を図ります。	障害福祉課
106	障害児相談支援事業 ・障害児が障害児通所支援(児童発達支援や放課後等デイサービス等)を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。	障害福祉課
107	医療的ケア児の支援体制の整備 ・医療的ケアの必要な障害児が、必要とする支援を円滑に受けられるように、医療的ケア児等コーディネーターを配置し、支援を行う関係機関等との連絡・調整等を行い、連携を図ります。	障害福祉課

7-2 学校教育の充実

番号	事業概要	担当課
108	福祉教育や特別支援学校との交流学习の実施 ・つくばスタイル科の時間や特別活動を通して福祉教育の充実を図るとともに、交流及び共同学習を実施していきます。	学び推進課
109	放課後児童健全育成事業の整備 ・放課後児童健全育成事業について、集団生活で配慮が必要な児童については、状況を把握し、加配指導員を配置するなど受入れ体制の整備に努めていきます。	こども育成課
110	全教職員で取り組む特別支援教育の充実 ・管理職及び特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制の強化や校内委員会等の計画的・継続的实施について、学校に助言を行います。 ・通常の学級におけるユニバーサルデザイン授業の推進とともに、特別支援学級担任や特別支援教育支援員との連携によりチームでの一貫した支援ができるよう学校に助言を行います。	特別支援教育推進室
111	特別支援学級の指導の充実 ・特別支援学級の障害種別に応じ、担当教員が専門性を持って適切な指導ができるよう、大学や特別支援学校等の関係機関との連携を図ります。	特別支援教育推進室
112	障害のある児童生徒の教育の充実 ・学校等の要請に応じ巡回相談を実施し、指導及び支援の方法や支援体制について助言を行います。 ・県立特別支援学校と市内小中学校等との連携を図り、多様な交流を実施します。併せて、通常の学級と特別支援学級の交流及び共同学習を推進します。 ・障害のある児童生徒が安全に安心して学校生活を送れるよう、教員の指導補助を行う特別支援教育支援員を、必要に応じ小中学校等に配置します。	特別支援教育推進室
113	教職員の資質の向上 ・小中学校・義務教育学校の教職員が「特別支援教育」や各障害特性を正しく理解し、適切な指導・支援ができるよう、研修の機会や対象者、内容を工夫して毎年度見直しを行い、研修会を実施します。	特別支援教育推進室

7-3 生涯学習の推進

番号	事業概要	担当課
114	生涯学習の情報提供、生涯学習講座事業 ・生涯学習情報を一元的に収集し、生涯学習の相談・情報の提供を行います。 ・障害者が自ら生涯学習を楽しめる講座や、主体的に活動に参加できる取組を実施します。	生涯学習推進課
115	高齢者・障害者のためのパソコン相談 ・障害者等を対象にパソコン教室を開催し、インターネット等を活用した仲間づくりや市ホームページへのアクセス等を支援します。	社会福祉協議会

第8節 就労に向けた支援

障害者の就労には事業所の理解・協力が不可欠であり、アンケート調査でも、障害者の就労のために必要なこととして「職場の上司や同僚の障害への理解」は、障害の種類に関わらず5割台から8割台で第1位となっています。

障害者の就労を促進するためには、就労の場や機会を増やす必要があります。そのために、就労系の福祉サービスへの事業者の参入を促進したり、公共職業安定所をはじめとした就労関係機関との連携を強化し、就労を希望する障害者を支援します。

8-1 就労機会の拡充

番号	事業概要	担当課
116	就労系福祉サービスの充実 ・就労系福祉サービスへの事業者の参入を促し、障害者に対して就労移行支援、就労定着支援などの福祉サービスの利用を促進することで、障害者の就職と継続した就労を支援します。	障害福祉課
117	公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター等の関係機関との連携強化 ・障害者の就労環境の向上を図るため、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター等の関係機関との連携強化を図ります。 ・「障害者福祉ガイドブック」等を活用した就労にかかわる相談窓口の案内等を行います。 ・特別支援学校や障害者職業センターと連携し、職場実習等の訓練指導を支援するとともに、障害者職業センターで実施している職業準備支援等を活用し、就労希望のある方の職業的自立の促進を図ります。	障害福祉課
118	就労面接会の実施 ・障害者の自立支援のため、就職の機会を増やすことを目的とした面接会を実施します。	障害福祉課

8-2 就労の場の確保

番号	事業概要	担当課
119	障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進 ・障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等からの物品及び役務の調達を推進し、障害者就労施設等で働く障害者の自立の促進を図ります。	障害福祉課
120	福祉施設等の物品販売の充実 ・障害福祉課主催イベントや他の市主催イベントにて各福祉施設等と連携を図り、物品販売の充実に努めます。	障害福祉課

第9節 文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動の充実

障害者に限らず、全ての人にとって心豊かで充実した生活を実現するために、文化芸術などの趣味の活動やスポーツ・レクリエーション活動に参加することは重要であるといえます。

障害者がそうした活動に参加できるよう、これまでの文化芸術活動や交流事業、スポーツ活動への支援を継続し、障害者の豊かな生活と交流を通じた市民の障害への理解促進、さらに障害者の健康の維持・増進と障害者スポーツのサポーター養成を行います。

9-1 社会活動への参加と交流の促進

番号	事業概要	担当課
121	社会参加への支援 ・障害者の社会参加を促進するため、障害福祉サービス及び地域生活支援事業、その他のボランティア事業等の充実を図ります。	障害福祉課
122	チャレンジアートフェスティバルの実施 ・障害者が制作した作品の展示と演劇等の舞台発表を通して、障害者の社会参加を促進し、市民の障害者に対する理解を深めます。	障害福祉課 社会福祉協議会
123	おひさまサンサン生き生きまつりの実施 ・障害者の社会参加への意欲向上や高齢者の健康増進を図るため、参加者相互の理解を深め、福祉のまちづくりへの意識を高めることに努めます。	障害福祉課 高齢福祉課
124	障害者スポーツの推進 ・障害者スポーツ人材の育成拠点を目指し、必要な事業の実施に努めます。 ・県や各種団体が主催するイベントや講座の周知を行うとともに、障害者運動教室等を開催することで、障害者スポーツの普及に努めます。	障害福祉課 スポーツ振興課
125	みんなでDOスポーツ ・障害児を対象に簡単なスポーツ等を実施し、心身のリフレッシュを図るとともに学生ボランティアとの交流を図ります。	社会福祉協議会
126	障害児運動教室 ・情緒の安定等、精神的・身体的な健康増進のため、気軽にできる運動教室を実施します。	障害福祉課

各論 2

第 6 期つくば市障害福祉計画 第 2 期つくば市障害児福祉計画

第1章 計画の基本的な考え方

第1節 基本的な考え方

障害者が、いつまでも地域で安心して生活できるようにするため、前期計画期間中のサービス利用実績や障害福祉に関するアンケートの結果等を踏まえ、今後3年間の需要の伸びを予測しながら障害福祉サービス及び障害児に向けた福祉サービスの確保を図ります。

なお、本計画で見込む各福祉サービス等の見込み量は、今後整備・確保していくべき量を設定したものであり、実際の利用に制限をかけるものではありません。実際の利用に関しては、見込量を超えた場合でも、必要なサービスを適正に提供します。

第2節 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービス

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき提供される福祉サービスの全体像を以下に示します。



第2章 福祉サービスの見込み量

第1節 自立支援給付

1 介護給付

介護給付では、障害者が日常生活上、継続的に必要な介護支援を受けながら、その人らしく生活するためのサービスが提供されます。そのため、サービス需要に応じたサービスの量の確保が必要となりますので、引き続き提供体制の整備状況の把握に努めます。

(1)居宅介護

「居宅介護」は、障害支援区分1以上の人を対象として、居宅において入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談、助言その他の生活全般に係る援助を行うサービスです。

■前計画の検証

「居宅介護」の実績値は、平成30年度(2018年度)117人(1,915時間)、令和元年度(2019年度)120人(1,866時間)となっており、計画値と比較すると、利用者数がやや下回っており、利用時間はやや上回っています。

■今後の見込み（月平均）

「居宅介護」は、利用者数は増加傾向にあります。利用時間は減少傾向です。本サービスは、障害者が地域で生活していくための基本となるものであり、施設入所者等の地域移行を推進していく上で必要不可欠のサービスでもあるため、今後は利用者数・利用時間ともに増加するものとして、過去3年間の実績値の推移を考慮し、年に3人程度の利用者増と月あたり50時間程度の利用時間増を見込んで目標値を設定しています。

		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
計画値	実利用者数（人）	110	120	125	130	133	136	139
	利用時間（時間）	2,000	1,800	1,850	1,900	1,950	2,000	2,050
実績値	実利用者数（人）	112	117	120	122			
	利用時間（時間）	1,740	1,915	1,866	1,782			
利用率	実利用者数（%）	101.8	97.5	96.0	93.8			
	利用時間（%）	87.0	106.4	100.9	93.8			

※令和2年度の実績値は、7月末までの月平均値

(2)重度訪問介護

「重度訪問介護」は、重度の肢体不自由、重度の知的・精神障害があり常時介護を必要とする人で、障害支援区分4以上かつ二肢以上にまひ等があり、障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されている人、または障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である人が対象となります。

■前計画の検証

「重度訪問介護」の実績値は、平成30年度(2018年度)15人(4,622時間)、令和元年度(2019年度)16人(4,986時間)となっており、利用者数・利用時間ともに増加して、計画値を上回っています。

■今後の見込み(月平均)

本サービスは、重度の障害者が地域生活を行う上で必要なサービスとなっています。また、長時間の見守りを含んだサービスであるため、利用者増が利用時間の大きな増加につながる傾向があります。そのため、過去の実績を参考に、年1人の利用者数の増加と月250時間の利用時間の増加を見込んだ目標値を設定しています。

		平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	12	12	12	12	18	19	20
	利用時間(時間)	2,900	3,450	3,500	3,550	6,200	6,450	6,700
実績値	実利用者数(人)	12	15	16	17			
	利用時間(時間)	3,702	4,622	4,986	5,965			
利用率	実利用者数(%)	100.0	125.0	133.3	141.7			
	利用時間(%)	127.7	134.0	142.5	168.0			

※令和2年度の実績値は、7月末までの月平均値

(3)同行援護

「同行援護」は、視覚障害者が外出する時、本人に同行して、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、本人が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うものです。

■前計画の検証

「同行援護」の実績値は、平成 30 年度(2018 年度)5人(33 時間)、令和元年度(2019 年度)7人(39 時間)となっており、増加傾向にはありますが、計画値と比較して、利用者数・利用時間ともに低めの実績値となっています。

■今後の見込み（月平均）

利用実績に合わせて、計画値を見直しました。実績値の推移を考慮して、令和2年(2020年)7月現在の実績値から年2人の利用者数の増加と月15時間の利用時間の増加を見込みました。

		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
計画値	実利用者数（人）	21	10	12	14	9	11	13
	利用時間（時間）	360	70	95	120	50	65	80
実績値	実利用者数（人）	8	5	7	7			
	利用時間（時間）	66	33	39	31			
利用率	実利用者数（％）	38.1	50.0	58.3	50.0			
	利用時間（％）	18.3	47.1	41.1	25.8			

※令和2年度の実績値は、7月未までの月平均値

(4)行動援護

「行動援護」は、知的障害や精神障害のために行動上著しい困難を有し、常時介護を必要とする人に、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護その他、行動する際に必要な援助を行います。

障害支援区分3以上の人で、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目(12項目)の合計点数が10点以上の人を対象となります。

■前計画の検証

「行動援護」の実績値は、平成30年度(2018年度)1人(11時間)、令和元年度(2019年度)1人(15時間)となっており、計画値に近い値となっています。

■今後の見込み(月平均)

利用者数は令和元年度(2019年度)実績値から1人の利用者数増加、月5時間の利用時間増加を見込みました。

		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	3	1	1	1	2	2	2
	利用時間(時間)	20	10	10	10	20	25	30
実績値	実利用者数(人)	0.2	1	1	1			
	利用時間(時間)	0.5	11	15	4			
利用率	実利用者数(%)	6.7	100.0	100.0	100.0			
	利用時間(%)	2.5	110.0	150.0	40.0			

※令和2年度の実績値は、7月末までの月平均値

(5) 重度障害者等包括支援

「重度障害者等包括支援」は、常時介護を要する人のうち、障害支援区分が区分6で意思疎通が困難な人で、なおかつ居宅介護、介護の必要度が著しく高い人に、居宅介護等のサービスを包括的に提供するサービスです。

■ 前計画の検証

全国的に事業所の数が限られており、つくば市内においても「重度障害者等包括支援」の利用者はありませんでした。

■ 今後の見込み（月平均）

早期の事業所の参入は見込まれないものと予想して、計画期間中の利用はないものと見込みました。

		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
計画値	実利用者数（人）	0	0	0	0	0	0	0
	利用時間（時間）	0	0	0	0	0	0	0
実績値	実利用者数（人）	0	0	0	0			
	利用時間（時間）	0	0	0	0			
利用率	実利用者数（%）	-	-	-	-			
	利用時間（%）	-	-	-	-			

※令和2年度の実績値は、7月末までの月平均値

(6)短期入所(ショートステイ)

「短期入所(ショートステイ)」は、居宅においてその介護を行う人の疾病その他の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所を必要とする障害者を施設に短期間入所させ、入浴、排せつ、食事の介護その他の必要な支援を行うサービスです。

■前計画の検証

「短期入所」の実績値は、平成 30 年度(2018 年度)61 人(430 日)、令和元年度(2019年度)68人(475日)と年々増加していますが、計画値は下回っている状況です。

■今後の見込み(月平均)

今後も利用者数は、年々増加していくものと見込まれますが、計画値を下回っている状況のため、実績値の推移に合わせて計画値を見直しました。見直し後の計画値では、令和元年度(2019年度)の実績値から年5人の利用者数の増加と月25日の利用日数の増加を見込んでいます。

		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	65	80	90	100	73	78	83
	利用日数(日)	500	640	720	800	500	525	550
実績値	実利用者数(人)	57	61	68	38			
	利用日数(日)	426	430	475	319			
利用率	実利用者数(%)	87.7	76.3	75.6	38.0			
	利用日数(%)	85.2	67.2	66.0	39.9			

※令和2年度の実績値は、7月末までの月平均値

(7)療養介護

「療養介護」は、医療を必要とする障害者で常時介護を要し、主として昼間において病院その他の施設等で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の支援を行うサービスです。

病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時介護を必要とする筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者等の気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている障害支援区分6の人や、筋ジストロフィー患者または重症心身障害のある障害支援区分5以上の人を対象としています。

■前計画の検証

「療養介護」の実績値は、平成30年度(2018年度)10人、令和元年度(2019年度)9人となっています。

■今後の見込み(月平均)

「療養介護」については、入所型の福祉サービスであるため、計画値等から日数の項目をなくしました。

利用者が限定されているサービスであるため、同程度の実績が継続されると見込んでいます。

		平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	11	11	11	11	11	11	11
	利用日数(日)	337	341	341	341			
実績値	実利用者数(人)	10	10	9	11			
	利用日数(日)	309	291	275	317			
利用率	実利用者数(%)	90.9	90.9	81.8	100.0			
	利用日数(%)	91.7	85.3	80.6	93.0			

※令和2年度の実績値は、7月末までの月平均値

(8)生活介護

「生活介護」の対象は、常時介護の支援が必要な人で、障害支援区分3(50歳以上の場合は区分2)以上の人です。また、障害者支援施設に入所する場合は区分4(50歳以上の場合は区分3)以上の人を対象です。

「生活介護」サービスは、常時介護を要する人に対して、主として昼間において、障害者支援施設などで行われる入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談、助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動または生産活動の機会の提供、その他の身体機能または生活能力向上のための必要な援助を行うものです。

■前計画の検証

「生活介護」の実績値は、平成30年度(2018年度)260人(4,913日)、令和元年度(2019年度)276人(5,153人)となっており、利用者数・利用日数ともに計画値を上回っています。

■今後の見込み(月平均)

需要が大きいサービスであり、計画値を上回る増加を示しているため、実績値の推移に合わせて計画値を見直しました。年15人の利用者数の増加と月200日の利用日数の増加を見込んだ目標値を設定しています。

		平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	230	255	260	265	290	305	320
	利用日数(日)	4,600	4,800	4,900	5,000	5,300	5,500	5,700
実績値	実利用者数(人)	248	260	276	282			
	利用日数(日)	4,721	4,913	5,153	5,347			
利用率	実利用者数(%)	107.8	102.0	106.2	106.4			
	利用日数(%)	102.6	102.4	105.2	106.9			

※令和2年度の実績値は、7月末までの月平均値

(9)施設入所支援

「施設入所支援」は、生活介護を受けている障害区分4(50歳以上の場合は区分3)以上の人、あるいは自立訓練または就労移行支援などの日中活動系のサービスを受けている人で入所しながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる人、または地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な人が対象となります。

■前計画の検証

「施設入所支援」の実利用者数は、横ばい傾向にあります。

高齢の入所者や在宅での生活が困難な入所者の割合が高く、地域生活への移行が進みにくい状況にあります。

■今後の見込み（月平均）

国の基本指針では、令和元年度(2019年度)末の入所者数から令和5年度(2023年度)末までに1.6%以上削減することを目的としているため、その値を計画値に設定しています。

		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
計画値	実利用者数 (人)	145	145	144	143	142	140	139
実績値	実利用者数 (人)	141	136	142	146			
利用率	実利用者数 (%)	97.2	93.8	98.6	102.1			

※令和2年度の実績値は、7月末までの月平均値

2 訓練等給付

障害者総合支援法は、身体機能等のリハビリテーション、就業のための訓練、地域で共生するために必要なグループホーム等を訓練等給付と定めています。

(1)自立訓練(機能訓練)

「自立訓練(機能訓練)」は、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援を行うとともに、特別支援学校(盲・ろうを含む)を卒業した人に対しても地域生活を営む上での身体機能の維持・回復などの支援を行うサービスです。訓練等給付の自立訓練の一部となります。

■前計画の検証

「機能訓練」の実績値は、平成30年度(2018年度)20人(153日)、令和元年度(2019年度)18人(172日)と、利用者数は大きな変化がありませんが、利用日数が増加しています。

しかし、どちらも計画値は下回っている状況です。

■今後の見込み(月平均)

実績値の推移に合わせて、計画値を見直しています。今後も一定のサービスの利用が見込まれるため、年2人の利用者数の増加と月20日の利用日数の増加を見込んでいます。

		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	2	20	25	30	22	24	26
	利用日数(日)	35	160	200	240	190	210	230
実績値	実利用者数(人)	14	20	18	13			
	利用日数(日)	116	153	172	142			
利用率	実利用者数(%)	700.0	100.0	72.0	43.3			
	利用日数(%)	331.4	95.6	86.0	59.2			

※令和2年度の実績値は、7月末までの月平均値

(2)自立訓練(生活訓練)

「自立訓練(生活訓練)」は、知的障害者や精神障害者を対象として、通所施設等において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活や社会生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談、助言その他必要な支援を行うサービスです。

■前計画の検証

「生活訓練」の実績値は、平成30年度(2018年度)29人(506日)、令和元年度(2019年度)33人(593日)と、概ね計画値を上回る形で増加しています。

■今後の見込み(月平均)

精神科からの退院時に利用されるケースの多いサービスであるため、国の方針により退院促進が進んでいく見込みのため、実績値の推移から、年2人の利用者数の増加と月40日の利用日数の増加を見込みます。

		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	25	30	32	34	37	39	41
	利用日数(日)	441	480	510	540	690	730	770
実績値	実利用者数(人)	28	29	33	35			
	利用日数(日)	446	506	593	651			
利用率	実利用者数(%)	112.0	96.7	103.1	102.9			
	利用日数(%)	101.1	105.4	116.3	120.6			

※令和2年度の実績値は、7月末までの月平均値

(3)就労移行支援

「就労移行支援」は、就労を希望する 65 歳未満の人を対象に、定められた期間、生産活動などの活動機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。

■前計画の検証

「就労移行支援」の実績値は、平成 30 年度(2018 年度)64 人(1,029 日)、令和元年度(2019 年度)72 人(1,246 日)と、利用者数・利用日数ともに増加傾向にありますが、計画値は下回っています。

■今後の見込み（月平均）

令和元年度の実績値から、年間利用者数で5人の増加を見込み、令和5年度(2023 年度)には87人の利用を見込みました。なお、令和元年度(2019年度)実績値に対して、令和5年度(2023年度)の計画値での実利用者数の伸びは約1.2倍となっています。

		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
計画値	実利用者数 (人)	144	70	80	90	77	82	87
	利用日数 (日)	2,448	1,400	1,600	1,800	1,300	1,350	1,400
実績値	実利用者数 (人)	62	64	72	67			
	利用日数 (日)	1,078	1,029	1,246	1,152			
利用率	実利用者数 (%)	43.1	91.4	90.0	64.0			
	利用日数 (%)	44.0	73.5	77.9	74.4			

※令和 2 年度の実績値は、7 月末までの月平均値

(4)就労継続支援(A型)

「就労継続支援(A型)」は、通常の事業者に雇用されることが困難な障害者のうち、適切な支援により雇用契約等に基づき就労する人に、生産活動やその他の活動の機会の提供及び就労に必要な知識、能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

■前計画の検証

「就労継続支援A型」の実績値は、平成30年度(2018年度)75人(1,430日)、令和元年度(2019年度)64人(1,180日)と減少しています。これは、令和元年度(2019年度)に市内の事業所数が減少したことが影響していると考えられます。

■今後の見込み(月平均)

今後も令和元年度(2019年度)の実績値から微増で推移していくと考えられるため、年1人の利用者増と月20日の利用日数の増加を見込んだ計画値を設定します。

		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	45	76	78	80	65	66	67
	利用日数(日)	900	1,600	1,650	1,700	1,200	1,220	1,240
実績値	実利用者数(人)	73	75	64	59			
	利用日数(日)	1,421	1,430	1,180	1,056			
利用率	実利用者数(%)	162.2	98.7	82.1	73.8			
	利用日数(%)	157.9	89.4	71.5	62.1			

※令和2年度の実績値は、7月末までの月平均値

(5)就労継続支援(B型)

「就労継続支援(B型)」は、通常の事業者には雇用されることが困難な障害者に対し、生産活動やその他の活動の機会の提供及び就労に必要な知識、能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

■前計画の検証

「就労継続支援B型」については、市内事業所の新規開設等や有期限サービス期間満了者からの移行の受け皿としての役割により、平成30年度(2018年度)301人(4,971人)、令和元年度(2019年度)338人(5,637日)と、利用者数・利用日数ともに計画値を上回る増加を示しています。

■今後の見込み(月平均)

他の通所サービスからの移行は継続的にあるものと考えられるため、引き続き、年10人の利用者数と月150日の利用日数の増加を見込みます。

		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	200	265	275	285	360	370	380
	利用日数(日)	3,400	4,600	5,000	5,500	6,000	6,150	6,300
実績値	実利用者数(人)	266	301	338	349			
	利用日数(日)	4,357	4,971	5,637	5,812			
利用率	実利用者数(%)	133.0	113.6	122.9	122.5			
	利用日数(%)	128.1	108.1	112.7	105.7			

※令和2年度の実績値は、7月末までの月平均値

(6)就労定着支援

「就労定着支援」は、就労移行支援等の利用を経て一般就労に移行した障害者で、就労に伴う環境変化等により生活面に課題が生じている人に対し、企業や関係機関と連携して問題解決を図るための支援を行うサービスです。

■前計画の検証

「就労定着支援」については、平成30年度(2018年度)の事業開始時には利用は1人のみでしたが、令和元年度(2019年度)には10人の利用がありました。

■今後の見込み(月平均)

就労定着のための支援の需要は高まっており、指定事業所数も事業開始時から増加しています。今後も年4人の利用者数の増加を見込んで計画値を設定します。

		平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)		7	8	9	20	24	28
実績値	実利用者数(人)		1	10	14			
利用率	実利用者数(%)		14.3	125.0	155.6			

※令和2年度の実績値は、7月末までの月平均値

(7)共同生活援助(グループホーム)

「共同生活援助(グループホーム)」は、主に夜間に、共同生活を営むべき住居において、相談その他の日常生活上の援助を行うサービスです。

■前計画の検証

「共同生活援助」については、施設の新設が相次いでおり、それに伴って利用者数も平成30年度(2018年度)126人、令和元年度(2019年度)140人と年々増加しています。

また、計画値も上回っています。

■今後の見込み(月平均)

施設や病院からの地域移行を担う要となる施設であり、今後も施設数・利用者数ともに増加するものと見込まれるため、年15人の利用者数の増加を見込みます。

		平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	92	117	122	127	160	175	190
実績値	実利用者数(人)	116	126	140	147			
利用率	実利用者数(%)	126.1	107.7	114.8	115.7			

※令和2年度の実績値は、7月末までの月平均値

(8)自立生活援助

「自立生活援助」は、障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で、一人暮らしを希望する人に対して、一定期間定期的に利用者の居宅を訪問して生活状態を確認し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

■前計画の検証

平成30年度(2018年度)からの新規事業ですが、利用がありませんでした。

■今後の見込み(月平均)

サービスの性質上、利用者数が急激に増加するとは考えにくいため、計画値については、前回からの値を継続しています。

		平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)		2	2	2	2	2	2
実績値	実利用者数(人)		0	0	0			
利用率	実利用者数(%)		0.0	0.0	0.0			

※令和2年度の実績値は、7月末までの月平均値

3 相談支援

障害者総合支援法では、基本相談支援、計画相談支援、地域相談支援(地域移行支援、地域定着支援)の3つのサービスを相談支援と定めています。

(1)計画相談支援

「計画相談支援」は、全ての障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者を対象に、サービス等の利用計画の作成とモニタリングを実施します。

■前計画の検証

「計画相談支援」については、ほぼ全ての障害福祉サービス利用者が併せて利用しているため、サービス利用者数と同様に平成30年度(2018年度)958人、令和元年度(2019年度)1,022人と増加しています。

■今後の見込み(年間)

今後も増加を見込み、実績値の推移を参考に、年50人の利用者数の伸びを見込んで計画値を設定しています。

		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	850	910	950	990	1,100	1,150	1,200
実績値	実利用者数(人)	910	958	1,022	747			
利用率	実利用者数(%)	107.1	105.3	107.6	75.5			

※令和2年度の実績値は、7月未までの数値

(2)地域移行支援

「地域移行支援」は、福祉施設の入所者及び入院中の精神障害者や地域生活へ移行する人等のうち、住宅の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談などを実施します。

■前計画の検証

「地域移行支援」については、実利用者がいない状況です。そのため、地域移行については計画と比較してまだ進んでいないのが実情です。

■今後の見込み（月平均）

地域移行は、実際にはなかなか進捗していないのが実情ですが、計画値については、前計画の値を据え置きとし、地域移行を進めます。

		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
計画値	実利用者数（人）	8	8	8	8	8	8	8
実績値	実利用者数（人）	0	0.5	0	0			
利用率	実利用者数（%）	0.0	6.3	0.0	0.0			

※令和 2 年度の実績値は、7 月末までの月平均値

(3)地域定着支援

「地域定着支援」は、地域における単身の障害者や、家族の状況等により同居している家族による支援を受けられない障害者や、地域生活移行者を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等の相談などを行います。

■前計画の検証

「地域定着支援」については、対象者が少ないサービスであり、利用者数は計画値を下回っています。

■今後の見込み（月平均）

地域移行が進捗していない実情であり、地域定着支援の利用も多くは見込めませんが、計画値については、前計画の値を継続し、地域移行を進めます。

		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
計画値	実利用者数（人）	2	2	2	2	2	2	2
実績値	実利用者数（人）	0.2	0.8	0.6	0.3			
利用率	実利用者数（％）	10.0	40.0	30.0	15.0			

※令和 2 年度の実績値は、7 月末までの月平均値

第2節 障害児への福祉サービス

1 障害児通所支援

児童福祉法では、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援及び居宅訪問型児童発達支援を障害児通所支援と定めています。

(1)児童発達支援

「児童発達支援」は、就学前の子どもに対して、日常生活における基本的な動作の指導とともに、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。

■前計画の検証

「児童発達支援」については、事業所の新設や相談機関からの利用者の紹介が多く、平成30年度(2018年度)261人(1,630日)、令和元年度(2019年度)294人(2,011日)と、利用者数・利用日数ともに、計画値を大きく上回っています。

■今後の見込み(月平均)

障害児にとって重要なサービスであり、今後も利用者・利用日数ともに増加するものと見込まれるため、年30人の利用者と月300日の利用日数の増加を見込みます。

		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	160	210	220	230	300	330	360
	利用日数(日)	620	1,200	1,250	1,300	2,300	2,600	2,900
実績値	実利用者数(人)	207	261	294	272			
	利用日数(日)	1,122	1,630	2,011	2,057			
利用率	実利用者数(%)	129.4	124.3	133.6	118.3			
	利用日数(%)	181.0	135.8	160.9	158.2			

※令和2年度の実績値は、7月末までの月平均値

(2)医療型児童発達支援

「医療型児童発達支援」は、上肢、下肢または体幹の機能障害のある子どもに対して、児童発達支援と治療を行うサービスです。

■前計画の検証

県内に事業所がないため、利用はありませんでした。

医療行為を必要とする利用者は、医療機関においてリハビリや看護等を受けているほか、一部の重症心身障害児対応型の児童通所支援施設を利用しているのが現状です。

■今後の見込み（月平均）

現在は医療型児童発達支援の利用はありませんが、計画値については、前計画の値を継続します。

		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
計画値	実利用者数（人）	6	2	2	2	2	2	2
	利用日数（日）	78	26	26	26	26	26	26
実績値	実利用者数（人）	0	0	0	0			
	利用日数（日）	0	0	0	0			
利用率	実利用者数（%）	0.0	0.0	0.0	0.0			
	利用日数（%）	0.0	0.0	0.0	0.0			

※令和 2 年度の実績値は、7 月末までの月平均値

(3)放課後等デイサービス

「放課後等デイサービス」は、学校通学中の障害のある子どもを対象として、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力の向上のための訓練等を継続的に提供することで、自立の促進と居場所づくりを推進します。

■前計画の検証

「放課後等デイサービス」については、利用者のニーズが高く、事業所の新規開設も多いため、平成30年度(2018年度)413人(4,849日)、令和元年度(2019年度)476人(5,576日)と計画値を大きく上回る増加を示しています。

■今後の見込み(月平均)

事業所の新規参入や制度の周知により、サービス利用が大幅に増加しており、引き続き増加が見込まれるため、年30人の利用者の増加と月390日の利用日数の増加を見込みます。

		平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	190	380	400	420	530	560	590
	利用日数(日)	2,470	4,940	5,200	5,460	6,890	7,280	7,670
実績値	実利用者数(人)	355	413	476	447			
	利用日数(日)	4,204	4,849	5,576	5,262			
利用率	実利用者数(%)	186.8	108.7	119.0	106.4			
	利用日数(%)	170.2	98.2	107.2	96.4			

※令和2年度の実績値は、7月末までの月平均値

(4)保育所等訪問支援

「保育所等訪問支援」は、障害児のことを熟知している児童指導員や保育士が、保育所等を 2 週間に 1 回程度訪問することで、障害児や保育所などのスタッフに対し、障害児が集団生活に適應するための専門的な支援を行います。

■前計画の検証

「保育所等訪問支援」については、事業の指定を新たに取得する事業所がありましたが、利用にまでは至りませんでした。

■今後の見込み（月平均）

指定事業所の数が増加しているため、計画値では年 2 人ずつの利用者数の増加と1人につき月2日ずつの利用日数の増加を見込んでいます。

		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
計画値	実利用者数（人）	7	2	4	6	4	6	8
	利用日数（日）	14	4	8	12	8	12	16
実績値	実利用者数（人）	0.2	0	0	1			
	利用日数（日）	0.2	0	0	1			
利用率	実利用者数（％）	2.9	0.0	0.0	16.7			
	利用日数（％）	1.4	0.0	0.0	8.3			

※令和 2 年度の実績値は、7 月末までの月平均値

(5)居宅訪問型児童発達支援

「居宅訪問型児童発達支援」は、重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対して、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスです。

■前計画の検証

平成30年度(2018年度)からの新規事業ですが、利用はありませんでした。

■今後の見込み(月平均)

前計画の値を引き継ぎ、令和3年度(2021年度)以降は年1人の利用増を見込みました。利用日数は、1人につき月2日の利用を見込みました。

		平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)		2	3	4	2	3	4
	利用日数(日)		4	6	8	4	6	8
実績値	実利用者数(人)		0	0	0			
	利用日数(日)		0	0	0			
利用率	実利用者数(%)		0.0	0.0	0			
	利用日数(%)		0.0	0.0	0			

※令和2年度の実績値は、7月末までの月平均値

2 障害児相談支援

児童福祉法では、障害児支援利用援助及び継続障害児支援利用援助を障害児相談支援と定めています。

(1)障害児支援利用援助

障害児通所支援の利用申請手続きにおいて、障害児の心身の状況や置かれている環境、障害児または保護者の意向などを踏まえて障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後は、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。

(2)継続障害児支援利用援助

利用が決定された障害児通所支援について、その利用状況を一定期間ごとに検証（モニタリング）し、サービス事業者等との連絡調整等を行います。また、モニタリングの結果に基づき、障害児支援利用計画の変更申請等を勧奨します。

■前計画の検証

「障害児相談支援」の実績値は、平成30年度（2018年度）104人、令和元年度（2019年度）132人と計画値を上回る伸びを示しています。

■今後の見込み（年間）

新規サービスの利用者とセルフプランからの変更を見込んで、年20人の利用者数の増加を計画値に設定しています。

		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
計画値	実利用者数（人）		90	110	130	170	190	210
実績値	実利用者数（人）	77	104	132	99			
利用率	実利用者数（％）	-	115.6	120.0	76.2			

※令和2年度の実績値は、7月末までの数値

第3節 地域生活支援事業

1 必須事業

(1)理解促進・啓発事業(年間)

「理解促進研修・啓発事業」は、障害者が日常生活及び社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすため、住民を対象に、障害者に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行う事業です。

つくば市では、障害者や高齢者、市民、児童及びボランティア団体が協力して、ともにスポーツやレクリエーション活動などを通じ、生きがいや健康づくり、社会参加の意欲と相互理解を深めることを目的に開催するイベント「おひさまサンサン生き生きまつり」を毎年10月に開催しています。

今後も、引き続き実施していきます。

		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
計画値	有無	有	有	有	有	有	有	有
実績値	有無	有	有	有	無			

(2)自発的活動支援事業(年間)

「自発的活動支援事業」は、障害者やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う各種活動を支援する事業です。

つくば市では、市内3団体に対して自発的に行う各種活動を支援するために補助金を交付しています。今後も、引き続き実施していきます。

		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
計画値	有無	有	有	有	有	有	有	有
実績値	有無	有	有	有	有			

(3)相談支援事業

「相談支援事業」は、障害者及び家族や介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行うとともに、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行う事業です。

(i)基幹相談支援センター

「基幹相談支援センター」とは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務とともに、地域の相談支援事業者間の連絡調整や、関係機関の連携の支援を総合的に行うことを目的としたものです。

■前計画の検証

障害福祉課障害者地域支援室での直営部分と市内の指定一般相談支援事業所に業務を一部委託して基幹相談支援センターを構成しており、互いに連携を取りながら運営しています。

■今後の見込み

引き続き、相談支援事業所の中核的な役割を担うことを目指します。

	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
計画値 (か所)	1	1	1	1	1	1	1
実績値 (か所)	1	1	1	1			
利用率 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0			

※各年度末時点。令和2年度は、7月末時点

(ii) 指定一般相談支援事業者

「指定一般相談支援事業者」は、障害者の福祉全般の相談に応じる基本相談支援のほか、地域相談支援(地域移行支援、地域定着支援)を行います。

■ 前計画の検証

市内の社会福祉法人のうち、平成 29 年度(2017 年度)から 1 事業所が増え、引き続き4箇所の事業所が県の指定を受けて一般相談支援事業を実施しています。

■ 今後の見込み

地域相談の質を確保し、地域移行支援や地域定着支援を推進するため、引き続き 4 箇所の事業所で行うことを見込みました。

	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
計画値 (か所)	3	4	4	4	4	4	4
実績値 (か所)	4	4	4	4			
利用率 (%)	133.3	100.0	100.0	100.0			

※各年度末時点。令和 2 年度は、7 月末時点

(iii) 指定特定相談支援事業者

「指定特定相談支援事業者」は、障害者の福祉全般の相談に応じる基本相談支援のほか、障害者が障害福祉サービスを利用するにあたり、障害福祉サービス等利用計画の作成(サービス利用支援)や利用開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う(継続サービス利用支援)等の支援を行います。

■ 前計画の検証

計画値より増えており、令和2年度(2020年度)には20箇所の事業所が市の指定を受けて事業をしています。市内の社会福祉法人、医療法人及びNPO法人等が指定を受けています。

■ 今後の見込み

障害者のサービス利用支援と継続のサービス利用についての支援が滞りなく行われるように、民間の事業所の参入を促進することで年1か所ずつの増加を見込むとともに、質の確保を図ります。

	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
計画値 (か所)	10	13	14	15	21	22	23
実績値 (か所)	12	14	17	20			
利用率 (%)	120.0	107.7	121.4	133.3			

※各年度末時点。令和2年度は、7月末時点

(4)成年後見制度利用支援事業

「成年後見制度利用支援事業」は、成年後見制度の利用が有用であると認められる場合に、申立てに要する経費と成年後見人等の報酬を助成する事業です。今後も引続き実施していきます。

		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
計画値	有無	有	有	有	有	有	有	有
実績値	有無	有	有	有	有			

※各年度末時点。令和 2 年度は、7 月末時点

(5)成年後見制度法人後見支援事業

「成年後見制度法人後見支援事業」は、社会福祉法人やNPO法人などが成年後見人等になり、判断能力が不十分な人の保護・支援を行う制度です。平成 30 年(2018 年)9 月から事業を開始しました。今後も引続き実施していきます。

		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
計画値	有無	有	有	有	有	有	有	有
実績値	有無	無	有	有	有			

※各年度末時点。令和 2 年度は、7 月末時点

(6)意思疎通支援事業

「意思疎通支援事業」は、聴覚や言語・音声機能等の障害のため意思疎通及び日常生活の営みに支障をきたしている障害者に対し、意思疎通支援を行う者の派遣等を通じて意思疎通を支援する事業です。

(i)手話通訳者派遣事業

手話を必要とする聴覚障害者に、手話通訳者を派遣することで、意思の疎通と社会参加を支援する事業です。

■前計画の検証

手話通訳者派遣事業については、実利用者数は年度により変動が見られますが、令和元年度(2019年度)では延べ利用者数の実績値が計画値と比較して約115%と高くなっています。

■今後の見込み(年間)

延べ利用者数が増えているため、令和元年度(2019年度)の実績値をもとに、年間15人の伸びを見込みました。

		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	46	45	45	45	50	50	50
	延べ利用者数(人)	277	315	335	355	415	430	445
実績値	実利用者数(人)	46	46	48	41			
	延べ利用者数(人)	341	357	385	109			
利用率	実利用者数(%)	100.0	102.2	106.7	91.1			
	延べ利用者数(%)	123.1	113.3	114.9	30.7			

※令和2年度の実績値は、7月未までの数値

(ii)要約筆記者派遣事業

要約筆記を必要とする聴覚障害者に、要約筆記者を派遣することで、意思の疎通と社会参加を支援する事業です。

■前計画の検証

要約筆記派遣事業については、延べ利用者数は年度により変動はありますが、令和元年度(2019年度)の実績値が計画値と比較して約107.5%と高くなっています。

■今後の見込み(年間)

実利用者数は横ばいですが、延べ利用者数は過去3年間で最大の実績値をもとに計画値を見込みました。

		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	16	9	9	9	7	7	7
	延べ利用者数(人)	69	36	40	44	43	43	43
実績値	実利用者数(人)	11	7	7	7			
	延べ利用者数(人)	20	18	43	4			
利用率	実利用者数(%)	68.8	77.8	77.8	77.8			
	延べ利用者数(%)	29.0	50.0	107.5	9.1			

※令和2年度の実績値は、7月末までの数値

(iii)手話通訳者設置事業

庁舎内に手話通訳者を設置し、聴覚障害者等が来庁した際の意思疎通支援を行います。

■前計画の検証

手話通訳者設置事業については、実利用者数及び延べ利用者数は年度により変動が見られますが、令和元年度(2019年度)では計画値と比較して実利用者数が73.9%、延べ利用者数が68.3%となっています。

■今後の見込み(年間)

聴覚障害者にとってニーズが大きい事業のため、令和元年度(2019年度)の実利用者数実績値をもとに、年間10人の伸びを見込みました。

		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	420	466	476	486	362	372	382
	延べ利用者数(人)	1,200	1,600	1,650	1,700	1,200	1,300	1,400
実績値	実利用者数(人)	406	475	352	115			
	延べ利用者数(人)	1,298	1,362	1,127	343			
利用率	実利用者数(%)	96.7	101.9	73.9	23.7			
	延べ利用者数(%)	108.2	85.1	68.3	20.2			

※令和2年度の実績値は、7月末までの数値

(iv) 重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業

意思疎通が困難で介護者がいない重度の障害者が入院した場合に、コミュニケーション支援員を入院先に派遣し、入院時の意思疎通を支援する事業です。

■ 前計画の検証

重度障害者等入院時のコミュニケーション支援事業については、現在のところ利用者はありません。

この事業は、平成29年度から実施していますが、平成30年度(2018年度)に、障害福祉サービスの制度改正があり、事業対象者の一部が、重度訪問介護で同等のサービスを受けることができるようになりました。

■ 今後の見込み(年間)

現在利用者はありませんが、年間2人の利用を見込みました。

		平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)		2	2	2	2	2	2
	延べ利用者数(人)		28	28	28	28	28	28
実績値	実利用者数(人)		0	0	0			
	延べ利用者数(人)		0	0	0			
利用率	実利用者数(%)		0.0	0.0	0.0			
	延べ利用者数(%)		0.0	0.0	0.0			

※令和2年度の実績値は、7月末までの数値

(7)日常生活用具給付等事業

在宅で生活している障害者に、日常生活を円滑に過ごすための用具を支給するものです。

■前計画の検証

排せつ管理支援用具の実績値が大幅に伸びているため、令和元年度(2019年度)の全体の利用率は計画値の110.2%となっています。

■今後の見込み(年間)

排せつ管理支援用具の利用者数の増加が著しく、引き続き増加が見込まれることから、令和元年度(2019年度)の実績値をもとに、年間100件の伸びを見込みました。

			平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
介護・訓練 支援用具	計画値	利用件数(件)	14	14	14	14	13	13	13
	実績値	利用件数(件)	12	11	7	2			
	利用率	利用件数(%)	85.7	78.6	50.0	14.2			
自立生活 支援用具	計画値	利用件数(件)	26	26	26	26	24	24	24
	実績値	利用件数(件)	19	26	17	3			
	利用率	利用件数(%)	73.1	100.0	65.4	11.5			
在宅療養等 支援用具	計画値	利用件数(件)	20	16	16	16	14	14	14
	実績値	利用件数(件)	9	8	5	2			
	利用率	利用件数(%)	45.0	50.0	31.3	12.5			
情報・ 意思疎通 支援用具	計画値	利用件数(件)	29	25	25	25	25	25	25
	実績値	利用件数(件)	26	18	10	4			
	利用率	利用件数(%)	89.7	72.0	40.0	16.0			
排せつ管理 支援用具	計画値	利用件数(件)	3,580	3,325	3,425	3,525	4,027	4,127	4,227
	実績値	利用件数(件)	3,396	3,539	3,827	1,741			
	利用率	利用件数(%)	94.9	106.4	111.7	49.3			
居宅生活 動作 支援用具	計画値	利用件数(件)	2	4	4	4	4	4	4
	実績値	利用件数(件)	1	3	2	0			
	利用率	利用件数(%)	50.0	75.0	50.0	0.0			
合 計	計画値	利用件数(件)	3,671	3,410	3,510	3,610	4,107	4,207	4,307
	実績値	利用件数(件)	3,463	3,605	3,868	1,752			
	利用率	利用件数(%)	94.3	105.7	110.2	48.5			

※令和2年度の実績値は、7月末までの数値

(8)手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員養成研修事業は、手話奉仕員を養成するため、入門コースと基礎コースのそれぞれ年間30回にわたる講座を実施しています。講座の3分の2回以上出席した方に修了証をお渡ししています。

■前計画の検証

手話奉仕員養成研修事業については、平成29年度(2017年度)より適切な指導を実施するため、受講者の定員を入門コース、基礎コースとも20名から15名に変更しました。修了者の実績値は年度により変動が見られますが、令和元年度(2019年度)では入門コース12名と基礎コース15名の方が修了しています。

■今後の見込み(年間)

修了者の実績値は年度により差がありますが、入門コース、基礎コースともに定員の15人で見込みました。

〔入門コース〕

		平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	修了人数(人)					15	15	15
実績値	修了人数(人)	14	20	12				
達成率	修了人数(%)							

※令和2年度は講習中のため未記載

〔基礎コース〕

		平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	修了人数(人)	20	20	20	20	15	15	15
実績値	修了人数(人)	15	7	15				
達成率	修了人数(%)	75.0	35.0	75.0				

※令和2年度は講習中のため未記載

※入門コースの記載は令和3年度からのため、令和2年度の計画値、達成率については、未掲載

(9)移動支援事業

「移動支援事業」は障害者の外出時に、移動に係る支援を行う事業です。

■前計画の検証

実利用者数・利用時間ともに計画値を下回っています。平成30年度(2018年度)は実利用者数は減少していますが、平均利用時間が多くなっており、1人当たりの利用時間が長いことがわかります。

■今後の見込み（実利利用者数：年間、利用時間：月平均）

実利用者の計画値は平成29年度(2017年度)から令和元年度(2019年度)の最大値としました。利用時間に関しては、年度により増減があるため、中間値としました。

(実利利用者数：年間、利用時間：月平均)

		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
計画値	実利用者数 (人)	33	34	34	34	31	31	31
	利用時間 (時間)	191	156	156	156	140	140	140
実績値	実利用者数 (人)	28	25	31	16			
	利用時間 (時間)	139	155	126	61			
利用率	実利用者数 (%)	84.8	73.5	91.2	47.1			
	利用時間 (%)	72.8	99.4	80.8	39.1			

※令和2年度の実績値は、7月末までの数値

(10)地域活動支援センター機能強化事業

「地域活動支援センター機能強化事業」は、障害者が通い、創作的活動または生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図る事業です。

(i)地域活動支援センター I 型

専門職員を配置して、医療・福祉及び地域との連携強化のための調整や地域住民ボランティア育成等を実施し、相談支援事業をあわせて実施しているものです。

■前計画の検証

「地域活動支援センター I 型」に関しては、計画通り1か所設置されており、県から事業実施の指定を受けた市内の社会福祉法人に委託して事業を実施しています。利用状況は年度により差がありますが、令和元年度(2019年度)は計画値に対して、84.2%と低い利用率となっています。

■今後の見込み(年間)

過去数年間の実績を踏まえ、実利用者数の増加を見込み計画値を設定しました。

		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	150	138	140	142	142	142	142
	箇所数(か所)	1	1	1	1	1	1	1
実績値	実利用者数(人)	133	139	118	119			
	箇所数(か所)	1	1	1	1			
利用率	実利用者数(%)	88.6	100.7	84.2	81.3			
	箇所数(%)	100.0	100.0	100.0	100.0			

※令和2年度の実績値は、7月末までの数値

(ii) 地域活動支援センター II 型

地域において雇用・就労が困難な在宅での障害者に対して、機能訓練や社会適応訓練等のサービスを実施する事業です。

■ 前計画の検証

「地域活動支援センター II 型」に関しては、福祉支援センター4か所(さくら、とよさと、やたべ、くさぎ)において市直営で事業を実施していました。令和2年度(2020年度)からは、2センター(やたべ、くさぎ)を社会福祉法人に委託して実施しています。利用状況は計画値と比較すると減少傾向にあります。

■ 今後の見込み (年間)

令和元年度(2019年度)に利用率や利用状況を踏まえ、福祉支援センターの定員数を変更しました。そのため、実利用者数の計画値を変更後の定員数に合わせました。

		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
計画値	実利用者数 (人)	120	120	120	120	85	85	85
	箇所数 (か所)	4	4	4	4	4	4	4
実績値	実利用者数 (人)	96	93	83	72			
	箇所数 (か所)	4	4	4	4			
利用率	実利用者数 (%)	80.0	77.5	69.1	84.7			
	箇所数 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0			

※令和2年度の実績値は、7月末までの数値

(iii) 地域活動支援センターⅢ型

地域の障害者団体等が実施する通所事業で事業実績が5年以上有り、安定的な運営が行われていることが条件になっています。

■ 前計画の検証

「地域活動支援センターⅢ型」に関しては、平成19年度(2007年度)から1か所設置されています。県内の社会福祉法人に委託して事業を実施しており、利用状況は、令和元年度(2019年度)で計画値の約86%となっています。

■ 今後の見込み(年間)

現状利用者数が横ばいとなっていることを踏まえ、計画値を設定しました。

		平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	47	44	44	44	44	44	44
	箇所数(か所)	1	1	1	1	1	1	1
実績値	実利用者数(人)	39	38	38	35			
	箇所数(か所)	1	1	1	1			
利用率	実利用者数(%)	82.9	86.3	86.3	85.7			
	箇所数(%)	100.0	100.0	100.0	100.0			

※令和2年度の実績値は、7月末までの数値

2 任意事業

(1)日中一時支援事業

「日中一時支援事業」は、障害者の日中における活動を確保し、家族の介護の負担の軽減を目的とする事業です。

■前計画の検証

利用状況は年々増加しています。令和2年度(2020年度)は7月末時点で月平均の利用時間が計画値を大きく上回っています。

■今後の見込み(年間)

引き続き増加していくことが予想されます。令和元年度(2019年度)の実績値に対し、毎年5%の伸びを見込み計画値を設定しました。

(実利用者数：年間、利用時間：月平均)

		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	200	295	309	324	355	373	392
	利用時間(時間)	2,898	3,656	3,838	4,030	4,436	4,658	4,891
実績値	実利用者数(人)	273	310	338	262			
	利用時間(時間)	3,581	3,854	4,225	4,457			
利用率	実利用者数(%)	136.5	105.1	109.4	80.9			
	利用時間(%)	123.6	105.4	110.1	110.6			

※令和2年度の実績値は、7月末までの月平均値

(2)訪問入浴サービス事業

障害者を対象に、在宅で入浴サービスを行う事業です。

■前計画の検証

平成28年度(2016年度)に利用の大幅増加が見られ、過去3年間の最大値を計画値に設定しましたが、利用者の減少により、計画値を下回る結果となりました。

■今後の見込み(年間)

実績値が横ばいであることから、実利用者数は平成29年度(2017年度)から令和元年度(2019年度)の中間値で見込みました。令和2年(2020年)8月から、週2回を限度に月8回利用者の利用上限回数を9回に変更したことから、利用日数の増加が見込まれるため、令和2年(2020年)8月の利用状況より、計画値を125日としました。

(実利用者数：年間、利用日数：月平均)

		平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	21	24	24	24	22	22	22
	利用日数(日)	87	119	119	119	125	125	125
実績値	実利用者数(人)	22	22	22	20			
	利用日数(日)	111	109	111	115			
利用率	実利用者数(%)	104.8	91.7	91.7	83.3			
	利用日数(%)	127.6	91.6	93.3	96.6			

※令和2年度の実績値は、7月末までの月平均値

3 地域生活支援促進事業

(1)障害者虐待防止対策支援事業(年間)

障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、障害福祉課内に「つくば市障害者虐待防止センター」を設置し、相談または通報の受理、障害者の安全確認及び事実確認を行っています。夜間・土日・祝日においても、24時間対応で通報や届出、支援などの相談ができる体制を取っています。

		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
計画値	有無	有	有	有	有	有	有	有
実績値	有無	有	有	有	有			

※各年度末時点。令和 2 年度は、7 月末時点

第3章 令和5年度(2023年度)における目標値

第1節 前期計画の評価

「つくば市障害福祉計画(第5期)・つくば市障害児福祉計画(第1期)」で、成果目標、活動指標を設定したものについての評価を行いました。

1 施設入所者の地域生活への移行

令和2年度(2020年度)末時点における平成28年度(2016年度)末から入所施設利用者の減少数	目標値	3人
	実績値	0人
平成30年度(2018年度)から令和2年度(2020年度)末までの地域移行者数	目標値	14人
	実績値	9人

- 令和2年度末時点で入所施設入所者数の減を3名と見込んでいましたが、実績値は0人でした。また、令和2年度末までの地域移行者数を14人と見込んでいましたが、実績は9人でした。

理由としては、施設利用者の重度化・高齢化により地域移行者数が減少していること等が考えられますが、全国的に見ても同様の傾向があります。そうしたことから、国では報酬改定において、グループホームで重度の障害者への支援を可能とする「日中サービス支援型共同生活援助」など、新しいサービスの創設を行っております。こういったサービスを活用しながら、地域での生活を希望する障害者が、地域で生活できるよう支えるサービスの充実に努めていきます。

2 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

令和2年度(2020年度)末までに、保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	目標値	設置
	実績値	設置

- 令和2年度末までに、保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置を目標とし、実績は設置としました。

この事業は、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要があるとして、目標設定されたものです。市では、これまでも個別に精神科病院退院時の地域における支援体制を調整する退院時サービス調整会議や在宅者についても必要に応じた個別支援会議の開催など、この事業の機能を果たす業務を行っていましたが、目標設定にあたり、新たに会議

の実施体制を整備しました。

3 地域生活支援拠点等の整備

令和2年度(2020年度)末までに、障害者の地域での生活を支援する拠点を少なくとも1つ整備	目標値	整備
	実績値	未整備

●地域生活支援拠点等の整備については、実績は未整備となっています。

この事業の目的は、障害者が居住する地域には、障害者を支える様々な支援が存在し、現在も整備が進められていますが、それらの有機的な結びつきが十分でないことから、体制を整備するものです。具体的には、緊急時の迅速・確実な相談支援の実施、短期入所等の活用、体験の機会の提供を通じて、施設や親元から共同生活援助、一人暮らし等への生活の場の移行をやすくする支援を提供する体制を整備することなどとなっています。

この事業も、すでに行っている事業の体制整備をする目標ですが、市では、現在、自立支援協議会で協議しており、協議が整い次第、整備を行う予定としています。この目標は次期計画でも、令和5年度までに整備することを再掲しております。

4 福祉施設から一般就労への移行等

令和2年度(2020年度)における年間一般就労移行者数	目標値	15人
	実績値	18人
就労移行支援事業の利用者数	目標値	90人
	実績値	67人
就労移行率が3割を超える就労移行支援事業所の割合	目標値	50%以上
	実績値	15.8%
各年度における就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率	目標値	80%以上
	実績値	100%

●福祉施設を通じた一般就労への移行者数の増加と就労定着支援を利用した職場定着率の向上を目標としたものです。

市内外の事業所に対してアンケート調査を実施したところ、一般就労移行者数と職場定着率については、目標を達成しましたが、就労移行支援事業のサービス利用者数と就労移行率が3割を超える事業所の割合については目標を達成することができませんでした。

障害者の一般就労については、独自に就職マッチング面接会を開催するなど積極的に取

り組んでいるところであり、今後も就労の機会の拡充に努めます。

5 障害児支援の提供体制の整備など

令和2年度(2020年度)末までに、児童発達支援センターを少なくとも1か所以上設置	目標値	設置
	実績値	未設置
平成30年度(2018年度)末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置	目標値	設置
	実績値	設置
令和2年度(2020年度)末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築	目標値	構築
	実績値	令和元年度 3件 令和2年度 2件
令和2年度(2020年度)末までに、主に重度心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所以上確保	目標値	確保
	実績値	児童発達支援事業 平成29年度 2件 令和元年度 1件 放課後等デイサービス 平成28年度 1件 平成29年度 1件 平成30年度 0件 令和元年度 1件

- 令和2年度末までに児童発達支援センターを少なくとも1か所以上整備する目標について、実績は未設置としています。
児童発達支援センターの整備については、平成30年度より「つくば市における児童発達支援センターの在り方に関する検討会」を開催し、検討会から必要な機能や期待される役割をまとめた提言の提出を受け、設置に向けて準備を進めています。設置場所は春日消防本部跡地で、筑波大学と協同で事業を実施する予定としており、事業の開始は令和5年度中となる見込みです。
- 平成30年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置することについては、実績を設置済としています。
市では、平成30年度より、児童支援にかかわる庁内関係課(こども部幼児保育課、子育て相談室、保育所、教育委員会特別支援教育推進室、学び推進課、保健福祉部健康増進課、障害福祉課)で定期的にテーマに沿った協議の場を設けています。
- 令和2年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する目標については、実績値を記載しており、達成としています。
- 令和2年度末までに、主に重度心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所以上確保する目標についても実績値を記載しており、現在は両事業とも3か所となっています。

第2節 令和5年度(2023年度)における計画値の設定

1 施設入所者の地域生活への移行

本市の令和元年度(2019年度)末の入所施設利用者数は142人です。

令和3年度(2021年度)から5年度(2023年度)までの数値目標については、令和元年度(2020年度)末の入所施設利用者数142人から9人が地域生活へ移行することを目標とします。

また、入所施設利用者の減少見込みは、令和5年度(2023年度)末時点で、令和元年度末の入所施設利用者数の1.6%以上削減を目標とします。

■施設入所者の地域生活への移行

令和元年度(2019年度)末時点の入所施設利用者数(①)	142人
令和5年度(2023年度)末時点の入所施設利用者数(②)	140人
【目標】入所施設利用者の減少見込み数(①-②)	3人(1.6%)
【目標】地域移行者数	9人(6%)

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあたっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的取組の推進に加え、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的(インクルーシブ)な社会の実現に向けた取組の推進が必要です。これを踏まえ、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害(発達障害及び高次脳機能障害を含む)にも対応した地域包括ケアシステムとして設置した、地域での保健、医療、福祉等の関係者による協議の場を継続していきます。

■精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【目標】地域での保健、医療、福祉等の関係者による協議の場を継続

3 地域生活支援拠点等の整備

障害者等の地域での暮らしを担保し、自立を希望する人への支援を進めるため、自立等に関する相談や、1人暮らし・グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、緊急時の受入れ態勢の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保、サービス拠点の整備や地域の体制づくりを行うなどの機能を担う体制が求められています。

こうした体制を実現するため、令和5年度(2023年度)末までに、地域生活支援拠点(地域における複数の機関が分担して機能を担う体制を含む)について関係施設と調整のうえ、整備を行うことを目標とします。

■ 地域生活支援拠点の整備

【目標】 令和5年度(2023年度)末までに、障害者の地域での生活を支援する拠点を確保

4 福祉施設から一般就労への移行等

本市の福祉施設利用者の中で、令和元年度(2020年度)に一般就労に移行した人は38人です。令和5年度(2023年度)(年間)に福祉施設から一般就労へ移行する人についての数値目標は、令和元年度(2020年度)に施設から一般就労した人数の1.27倍(48人)とします。うち、就労移行支援事業については、1.30倍(22人)、就労継続支援A型については1.26倍(23人)、就労継続支援B型については1.23倍(4人)の目標値を設定します。

また、令和5年度(2023年度)末における就労定着支援事業の利用者数について、一般就労移行者のうち70%以上を目指します。

さらに、就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割を超える事業所の割合が、全事業所の70%以上となることを目指します。

■ 福祉施設から一般就労への移行

【目標】 令和5年度(2023年度)末における一般就労移行者数	48人
就労移行支援利用者の一般就労移行者数	22人
就労継続支援A型利用者の一般就労移行者数	23人
就労継続支援B型利用者の一般就労移行者数	4人
【目標】 令和5年度(2023年度)末における就労定着支援の利用者数	一般就労移行者の70%以上
【目標】 令和5年度末における就労定着支援の就労定着率が8割以上の事業所を全体の70%以上	70%以上

5 障害児支援の提供体制の整備等

障害児については教育、保育等の利用状況を踏まえ、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、障害児通所支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要です。そのための方策として、地域支援体制の構築、保育・保健医療・教育・就労支援等の関係機関と連携した支援、地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進、特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備、障害児相談支援の提供体制の確保などが考えられます。

そこで、障害児支援の提供体制の整備等について、以下の目標を定めました。

■ 障害児支援の提供体制の整備等

【目標】 令和5年度(2023年度)末までに、児童発達支援センターを少なくとも1か所以上設置
【目標】 保育所等訪問支援を利用できる体制の維持
【目標】 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の維持
【目標】 医療的ケア児支援の協議の場の開催
【目標】 令和5年度(2023年度)末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

6 相談支援体制の充実・強化等

障害種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施します。また、地域の相談支援事業者に対する指導・助言、人材育成に取り組むとともに、地域の相談機関との連携強化を図ります。

■ 相談支援体制の充実・強化等

【目標】 相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制の継続

7 障害福祉サービス等の質を向上させる取組に係る体制の構築

障害福祉サービスの質を向上させるため、県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等へ市職員や事業所職員が参加し、職員の質の向上に取り組めます。また、県が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業等に対する指導監査の適切な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の構築を行います。

■ 障害福祉サービス等の質を向上させる取組に係る体制の構築

【目標】 障害福祉サービス等の質を向上させる研修等の取組に係る体制の継続

つくば市成年後見制度 利用促進基本計画

第1節 成年後見制度利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標等

(1)つくば市成年後見制度利用促進基本計画の位置付け

「つくば市成年後見制度利用促進基本計画」(以下「基本計画」という。)は、成年後見制度の利用の促進に関する法律(以下「促進法」という。)第12条第1項に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定された国の基本計画を踏まえ、促進法第14条に沿って、つくば市における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画と位置付けます。対象期間は、令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)までの3年間とします。

(2)基本的な考え方

成年後見制度は、ノーマライゼーションや自己決定権の尊重等の理念と、本人保護の理念との調和の観点から認知症や知的障害、精神障害によって判断能力が不十分な人に対して、成年後見人・保佐人・補助人(以下、「後見人」という。)がその判断能力を補うことによって、その人の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護するという点に制度の趣旨があり、これらの点を踏まえ、国民にとって利用しやすい制度とすることを目指して導入された制度です。また、今後、認知症高齢者の増加や単独世帯の高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要性が高まっていくと考えられます。

(3)今後の施策の目標等

ア)利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善を進めます。

(a)利用者に寄り添った運用

○ 成年後見制度においては、後見人による財産管理の側面のみを重視するのではなく、認知症高齢者や障害者の意思をできるだけ丁寧にくみ取ってその生活を守り権利を擁護していく意思決定支援・身上保護の側面も重視し、利用者がメリットを実感できる制度・運用とすることを基本とします。

(b) 保佐・補助及び任意後見の利用促進

○ 成年後見制度の利用者の能力に応じたきめ細かな対応を可能とする観点から、成年後見制度のうち利用が少ない保佐及び補助の類型の利用促進を図るとともに、利用者の自発的意思を尊重する観点から、任意後見制度が適切かつ安心して利用されるための取組を進めます。

○ 認知症の症状が進行する高齢者等について、その時々判断能力の状況に応じ、補助・保佐・後見の各類型間の移行を適切に行う。このため、その時々心身の状況等に応じた見守り等、適切な権利擁護支援を強化します。

○ また、任意後見や保佐・補助類型についての周知活動を強化するとともに、早期の段階からの制度利用を促進するため、利用者の個別のニーズを踏まえた周知活動・相談対応等も強化します。

イ)必要な人が成年後見制度を利用できるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築を図ります。

- 成年後見制度の利用が必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携を進めます。
- 今後の成年後見制度の利用促進の取組も踏まえた需要に対応していくため、地域住民の中から後見人候補者を育成しその支援を図るとともに、法人後見の担い手を育成することなどにより、成年後見等の担い手を確保します。

第2節 成年後見制度の利用の促進に向けた施策

(1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

① 地域連携ネットワークの三つの役割

上記目標を達成するため、以下の三つの役割を念頭に、従来の保健・医療・福祉の連携(医療・福祉につながる仕組み)だけでなく、新たに、司法も含めた連携の仕組み(権利擁護支援の地域連携ネットワーク)を構築する必要があります。

ア) 権利擁護支援の必要な人の発見・支援

地域において、権利擁護に関する支援の必要な人(財産管理や必要なサービスの利用手続を自ら行うことが困難な状態であるにもかかわらず必要な支援を受けられていない人、虐待を受けている人など)の発見に努め、速やかに必要な支援に結び付けます。

イ) 早期の段階からの相談・対応体制の整備

早期の段階から、任意後見や保佐・補助類型といった選択肢を含め、成年後見制度の利用について住民が身近な地域で相談できるよう、窓口等の体制を整備します。

ウ) 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

成年後見制度を、本人らしい生活を守るための制度として利用できるよう、本人の意思、心身の状態及び生活の状況等を踏まえた運用を可能とする地域の支援体制を構築します。

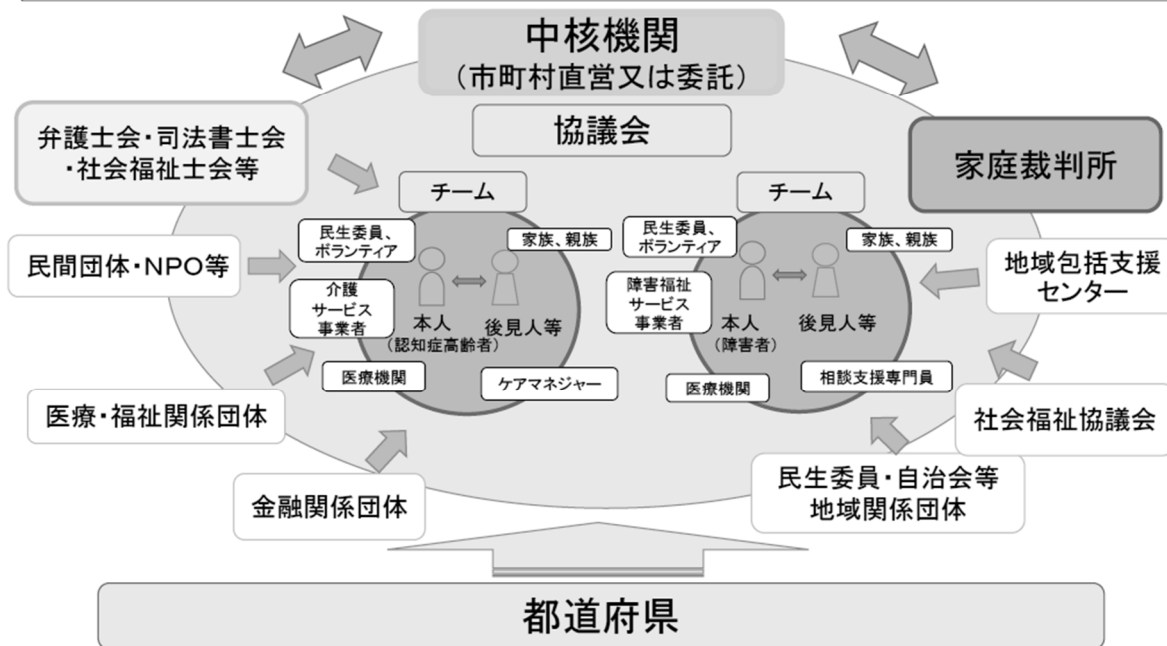
②地域連携ネットワークの基本的仕組み

地域連携ネットワークは、以下の二つの基本的仕組みを有するものとして構築を進めます。

地域連携ネットワークとその中核となる機関

- 全国どの地域においても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築する。

※協議会…法律・福祉の専門職団体や、司法、福祉、医療、地域、金融等の関係機関が連携体制を強化するための合議体
 ※チーム…本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人が一緒になって日常的に本人の見守りや意思や状況等を継続的に把握。



厚生労働省 令和元年度第2回 成年後見制度利用促進会議「参考資料 2 成年後見制度利用促進基本計画のポイント・概要」から

ア)本人を後見人等とともに支える「チーム」

- 地域全体の見守り体制の中で、権利擁護支援が必要な人を地域において発見し、必要な支援へ結び付ける機能を強化します。
- 権利擁護支援が必要な人について、本人の状況に応じ、成年後見・保佐・補助(以下、「後見等」という。)開始前においては本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が、後見等開始後はこれに後見人が加わる形で「チーム」としてかかわる体制づくりを進め、法的な権限を持つ後見人と地域の関係者等が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し対応する仕組みにします。

イ)つくば市成年後見制度推進事業運営委員会及びつくば市成年後見制度利用支援会議 (以下、「運営委員会及び支援会議」という。)

※前頁イメージ図の「協議会」に相当

- 後見等開始の前後を問わず、成年後見制度に関する専門相談への対応や、後見等の運用方針等についての家庭裁判所との情報交換・調整等に適切に対応するため、個々のケースに対する「チーム」での対応に加え、地域において、法律・福祉の専門職団体や関係機関がこれらのチームを支援する体制を構築します。
- このため、各地域において各種専門職団体・関係機関の協力・連携強化を協議する協議会等を設置し、個別の協力活動の実施、ケース会議の開催や、多職種間での更なる連携強化策等の地域課題の検討・調整・解決などを行います。

③地域連携ネットワークの中心となる機関

上記の地域連携ネットワークを整備し、運営委員会及び支援会議を運営する中心となる機関を中核機関といい、社会福祉法人つくば市社会福祉協議会が設置する「つくば成年後見センター」を中核機関と位置付け、下記の役割を担います。

ア)広報機能

- 地域連携ネットワークに参加する司法、行政、福祉、医療、地域などの関係者は、成年後見制度が本人の生活を守り権利を擁護する重要な手段であることの認識を共有し、利用する本人への啓発活動とともに、そうした声を挙げるできない人を発見し支援につなげることの重要性や、制度の活用が有効なケースなどを具体的に周知啓発していくよう努めます。
- 地域における効果的な広報活動推進のため、広報を行う各団体・機関(茨城県弁護士会土浦支部、成年後見センター・リーガルサポート茨城支部、茨城県社会福祉士会、つくば市役所、福祉事業者、医療機関、金融機関、民生委員、区会等)と連携しながら、パンフレット作成・配布、研修会・セミナー企画等の広報活動が地域において活発に行なわれるよう配慮します。
- また、広報活動を実施する際には、任意後見、保佐・補助類型を含めた成年後見制度の早期利用も念頭においた活動とします。

イ)相談機能

- つくば成年後見センターは、専門職団体や法テラス等の協力を得て成年後見制度の利用に関する相談に対応する体制を構築します。
- 以下のような関係者からの相談対応、後見等ニーズの精査、見守り体制の調整を行います。
 - ・ 権利擁護に関する支援が必要なケースについて、後見等ニーズに気付いた人、地域包括支援センター、障害者相談支援事業者等の関係者からの相談に応じ、情報を集約するとともに、必要に応じて茨城県弁護士会土浦支部、成年後見センター・リーガルサポート茨城支部・茨城県社会福祉士会等の支援を得て、本人の意思を尊重しながら、権利を守る視点で、最も適切な類型選択ができるよう、後見等ニーズの精査と、必要な見守り体制(必要な権利擁護に関する支援が図られる体制)に係る調整を行います。

ウ)成年後見制度利用促進機能

(a)受任者調整(マッチング)等の支援

- 親族後見人候補者の支援
 - ・ 後見人になるにふさわしい親族がいる場合、本人の状況に応じ、当該親族等へのアドバイス、専門職へのつなぎ、当該親族等が後見人になった後も継続的に支援できる体制の調整等を行います。
- 市民後見人候補者等の支援
 - ・市民後見人が後見を行なうことがふさわしいケースについては、市民後見人候補者へのアドバイス、後見人になった後の継続的な支援体制の調整等を行ないます。
- 専門職後見人の受任者調整(マッチング)
 - ・ 専門職後見人がふさわしいケースは、専門職団体(茨城県弁護士会土浦支部、成年後見センター・リーガルサポート茨城支部・茨城県社会福祉士会)と連携し、各会において円滑に人選を行えるよう連携を強化します。

(b)担い手の育成・活動の促進

- 市民後見人の研修・育成・活用
 - ・市民後見人の育成については、これまでも行なってきたが、市民後見人の積極的な活用が可能となるよう取組みます。
 - ・さらに、市民後見人がより活用されるための取組みとして市民後見人養成講座の修了者については、法人後見を実施する社会福祉協議会における後見業務や見守り業務など、後見人となるための実務経験を重ねます。

(c)成年後見制度を利用できる環境の整備

- 成年後見制度利用支援
 - ・つくば市は、成年後見制度が、様々な理由で利用できない人に対して、申立費用や成年後見等への報酬助成、必要に応じて市長申立を行います。

工)後見人支援機能

- 親族後見人や市民後見人等の日常的な相談に応じるとともに、必要なケースについては、後見人と本人の親族や支援関係者等がチームとなって本人を見守り、本人の状況を継続的に把握し適切に対応する体制を作ります。
- 本人の状況が、法律・福祉専門職による支援が必要な場合、各専門職団体や支援関係者がチームとなりケース会議開催等を通して、意思決定支援・身上保護を重視した後見活動が行われるよう支援します。

④不正防止機能

- 成年後見制度における不正事案は、親族後見人等の理解不足や知識不足から発生することが多いことから、地域連携ネットワークやチームでの支援体制整備により、親族後見人等が日常的に相談できる体制を整備し、不正の発生を未然に防ぎます。

(2)関係団体の役割

茨城県弁護士会土浦支部、成年後見センター・リーガルサポート茨城支部・茨城県社会福祉士会等といった法律専門職団体や福祉関係者団体等は、地域における協議会等に積極的に参加し、地域連携ネットワークにおける相談対応、チームの支援等の活動などにおいて積極的な役割が期待されます。

ア)福祉関係者団体

○ 今後、成年後見制度において本人の意思決定支援・身上保護を重視した運用を進める上で、茨城県社会福祉士会など福祉関係団体は、以下のような役割が一層期待されます。

- ・ ソーシャルワークの理念や技術などに基づく本人の意思決定の支援
- ・ 福祉に関する相談の一環として行われる成年後見制度の利用相談、制度や適切な関係機関の紹介
- ・ 日常的な見守りにおけるチームの支援や、後見の運用方針における専門的な助言等の活動

○ 社会福祉法人においては、地域における公益的な取組として、法人後見を実施するなど、成年後見制度の普及に向けた取組の実施が期待されます。

イ)法律関係者団体

○ 今後も、複雑困難な後見等の事案や、財産管理が重視される事案、本人と後見人との間に利害の対立が生じている事案等においては、法律関係団体の関与が必要不可欠であり、以下のような役割が期待されます。

- ・ 法的観点からの後見等ニーズの精査や成年後見制度の利用の必要性、類型該当性等を見極める場面での助言や指導、ケース会議等への参加
- ・ 多額の金銭等財産の授受や遺産分割協議等の高度な法的対応が必要となる案件等について、適切な後見人及び成年後見監督人等の候補者を推薦
- ・ 親族後見人、市民後見人等の選任後において、知識不足や理解不足から生じる不正事案発生等を未然に防止するため、支援機能の一環として、後見人に対する指導や助言、必要に応じて成年後見監督人等として関与
- ・ 本人と後見人との利害が対立した場合の調整に加え、協議会等における専門的な指導、助言等の活動

第3節 成年後見制度利用促進基本計画の評価指標

本計画の進捗状況を把握し、必要に応じて、見直しや改善を行うため、以下の指標を設定します。

1 利用者の把握と早期発見・早期支援の活動指標

区分		実績	目標		
年度		令和元年度 (2019年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
権利擁 護相談 延件数	全地域包括支援センター	503	550	580	600
	障害者地域支援室・ 障害者相談支援事業所	56	70	75	80
	つくば成年後見センター	206	250	270	290

2 各種制度の利用促進に向けた活動指標

区分	実績	目標		
年度	令和元年度 (2019年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
日常生活自立支援事業 延利用件数(うち新規)	27 (2)	40 (10)	50 (10)	60 (10)
成年後見制度利用者数	171	190	200	210

※成年後見制度利用者数は、つくば市内で成年後見・保佐・補助・任意後見を利用している人数の合計である。

つくば市成年後見制度利用促進基本計画

3 講座や研修の活動指標（集計は、参加者アンケートで実施）

区分	目標		
年度	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
入門的内容の講座参加者が 制度利用に積極的になった割合	50%以上	50%以上	50%以上
応用的内容の研修参加者が 他者に説明できる自信をつけた割合	50%以上	50%以上	50%以上

※入門的内容の講座とは、依頼による出前講座やセンターが実施するテーマ別講座をいう。応用的内容の研修とは、市民向け・専門職向け研修会をいう。

4 成年後見人等の業務支援の活動指標

区分	目標		
年度	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
成年後見人等からの相談実人数	5	7	10

5 市民後見人(法人後見支援員)の活動状況の活動指標

区分	実績	目標		
年度	令和元年度 (2019年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
延活動回数	—	30	40	50

6 チーム会議への中核機関の参加の活動指標

区分	目標		
年度	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
参加回数	12	18	24

資料編

1 計画策定の経過

日程	内容
令和元年12月18日(水)	令和元年度第1回つくば市障害者計画策定懇談会 (1) つくば市障害者計画策定懇談会について (2) 第3次市障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の策定概要及びスケジュールについて (3) 第3次市障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の策定に向けたアンケート(案)について (4) 各施策の直近の実績について
令和2年1月27日(月) ～令和2年2月10日(月)	障害福祉に関するアンケートの実施
令和2年6月30日(火)	令和2年度第1回つくば市障害者計画策定懇談会 (1) 計画策定スケジュールについて (2) 第2次障害者計画の進捗評価について (3) 計画策定に向けたアンケート結果について (4) 骨子案の検討について
令和2年7月	計画策定に向けたヒアリングの実施
令和2年10月1日(木)	令和2年度第2回つくば市障害者計画策定懇談会 (1) つくば市障害福祉計画・障害児福祉計画策定に向けた関係団体ヒアリング結果報告について (2) つくば市障害者プラン(骨子案)について
令和2年11月27日(金) ～令和2年12月27日(日)	パブリックコメントの実施
令和3年1月22日(金)	令和2年度第3回つくば市障害者計画策定懇談会 (1) パブリックコメント実施結果について (2) つくば市障害者プラン(最終案)について

2 つくば市障害者計画策定懇談会設置要綱

平成 16 年 6 月 29 日

告示第 178 号

(設置)

第 1 条 障害者福祉施策に関する基本理念を定めるとともに、現状に即した実効性のあるつくば市障害者計画(以下「障害者計画」という。)を策定し、障害者福祉施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、つくば市障害者計画策定懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

(協議事項)

第 2 条 懇談会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 障害者計画の策定に関すること。
- (2) 障害者計画の推進に関すること。
- (3) その他障害者計画の策定及び推進に関し必要な事項

(構成)

第 3 条 懇談会は、委員 15 人以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 地域住民
- (2) 保健、医療又は福祉の関係者
- (3) 学識経験者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 第 1 項の規定にかかわらず、障害者計画の実施期間が満了したときは、委員の職は解かれたものとみなす。

(座長)

第 5 条 懇談会に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は、懇談会を代表し会務を総理する。

3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 懇談会の会議(以下「会議」という。)は、座長が招集する。

2 座長は、会議の議長となる。

3 座長は、会議の開催が困難であると認めるときは、全ての委員に対し書面又は電子メールにより意見を求めることにより、会議の開催に代えることができる。

(庶務)

第 7 条 懇談会の庶務は、保健福祉部障害福祉課において処理する。

(平 25 告示 217・平 29 告示 421・一部改正)

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年告示第 217 号)

この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年告示第 421 号)

この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

3 つくば市障害者計画策定懇談会委員名簿

(敬称略)

番号	役職	氏名	所属等
1	委員	塚越 聖子	市民代表（公募）
2	委員	佐野 洋子	市民代表（公募）
3	委員	篠崎 純一	施設（つくば総合福祉センター）
4	委員	岡野 光宏	施設（筑峯学園）
5	委員	津梅 光子	施設（つくばライフサポートセンター）
6	委員	大久保 安雄	つくば市障害者自立支援協議会
7	委員	後藤 真紀	つくば市福祉団体等連絡協議会
8	副座長	金子 和雄	つくば市福祉団体等連絡協議会
9	委員	森岡 悦子	ボランティア
10	座長	森地 徹	学識経験者（筑波大学）
11	委員	中島 幸則	学識経験者（筑波技術大学）
12	委員	覺張 茂樹	茨城県立つくば特別支援学校
13	委員	飯田 恭之	つくば市社会福祉協議会

つくば市障害者プラン

第3次つくば市障害者計画
第6期つくば市障害福祉計画
第2期つくば市障害児福祉計画

令和3年(2021年)3月

発行:つくば市 保健福祉部 障害福祉課
〒305-8555 茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1
電話 029-883-1111(代表) FAX 029-868-7544